

# 小美玉市高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画

—素 案—

平成27年1月  
小美玉市



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
(1) 計画策定の背景 .....	1
(2) 新たな法制度の動き .....	2
2 計画の性格等 .....	3
(1) 法的根拠 .....	3
(2) 本計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の策定体制 .....	4
(1) 策定委員会の設置 .....	4
(2) 行政内部の連携体制 .....	4
(3) 小美玉市日常生活圏域ニーズ調査の実施 .....	5
(4) パブリックコメントの実施 .....	5
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b> .....	<b>7</b>
1 人口の動向 .....	7
(1) 総人口の動向 .....	7
(2) 高齢者人口の動向 .....	8
2 高齢者の世帯 .....	9
3 要支援・要介護認定者数の推移 .....	10
(1) 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移 .....	10
(2) 要支援・要介護度別認定者数の推移 .....	11
4 日常生活圏域ニーズ調査（抜粋） .....	12
(1) 調査の概要 .....	12
(2) 調査の結果 .....	16
<b>第3章 市の目指す地域包括ケアシステム</b> .....	<b>25</b>
1 日常生活圏域 .....	25
(1) 日常生活圏域の概要 .....	25
(2) 日常生活圏域の設定 .....	25
(3) 地区ごとの概況 .....	26
2 市の地域包括ケアシステム .....	27
(1) 地域包括ケアシステムの概要 .....	27

(2) 市の地域包括ケアシステムの構築に向けて	28
(3) 市の新しい地域支援事業について	31
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の移行について	32

#### 第4章 計画策定の考え方 33

1 基本理念	33
2 基本目標	35
3 計画の体系	36

#### 第5章 高齢者施策の推進 39

基本目標1 介護予防の推進	39
(1) 介護予防の充実	39
基本目標2 社会参加と生きがいづくりの推進	41
(1) 就労支援の促進	41
(2) 趣味や生きがいづくりの促進	41
基本目標3 暮らしを支えるサービスの推進	43
(1) 在宅福祉サービスの充実	43
(2) 安心・安全のまちづくりの促進	48
基本目標4 支えあえる地域づくりの推進	54
(1) 多様な生活支援の充実	54
(2) ボランティア活動の促進	56
(3) 地域包括ケア体制の構築	58
基本目標5 適切な介護サービスの提供と質の向上	62
(1) 介護保険制度に関する情報提供の充実	62
(2) 介護サービスの質の確保	63
(3) 適正化の推進	64

#### 第6章 介護保険事業の推進 65

1 介護保険事業費の推計手順	65
2 サービス利用者の将来推計	66
3 サービス事業量の実績と見込み	67
(1) 介護給付	68
(2) 予防給付	92
(3) 市町村特別給付	109
4 給付費等の見込み	110
(1) 総給付費の見込み	110

(2) 介護保険標準給付費見込額	112
(3) 地域支援事業費見込額	112
5 基準月額介護保険料の算出	113
(1) 第6期保険料設定に関する変更点	113
(2) 第6期における第1号被保険者保険料額	114
(3) 所得階層別保険料の月額	114

## **第7章 推進体制** 115

1 推進体制の整備	115
(1) 行政の連携強化	115
(2) 関係機関との連携	115
(3) 市民の参画と協働	116
2 人材の育成	116
3 計画の適正な運営	116
(1) 計画の進捗状況の点検・評価	116
(2) 正確・公平な要介護認定の調査	116



# 第1章 計画の策定にあたって





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

日本の将来の高齢者人口は、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が65歳以上になる平成27（2015）年には3,395万人、75歳以上になる平成37（2025）年には3,657万人に達し、約3人に1人が65歳以上という状況が見込まれています（「日本の将来推計人口」[平成24年1月推計]）。

また、高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合が、平成37（2025）年で男性14.6%、女性22.6%と見込まれ（日本の世帯数の将来推計[平成25年1月推計]）、認知症高齢者数も、国で算出した将来推計では平成27（2015）年で345万人（65歳以上人口の10.2%）、平成37（2025）年で470万人（65歳以上人口の12.8%）に達するなど、人口構造一つをみても、この10年間で様々な面から大きく変化すると考えられます。

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が平成12年にスタートし、平成18年4月から、平成27年に団塊の世代が高齢者となることを見据え、高齢者福祉の充実と介護保険制度の持続可能性を確保することができるよう、また、顕在化する新たな課題に対応するよう、新たな介護保険法がスタートしました。そして、平成26年度末をひとつの目標時期として「地域包括ケアシステム」構築のための取組を進めてきました。

しかし、今後10年間で大きく人口構造が変化することが見込まれる中で、介護や医療の需要はますます増加し、高齢者の生活における様々な場면을適切に支える仕組みを構築する必要性は増しています。また、高齢者も一方的に支えられる存在ではなく、自らの能力を生かしながら、できる限り自立した生活を送る必要があります。

このような背景を踏まえ、本計画は、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めたものです。

『小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画』の内容やその課題を検討した上で、地域包括ケアシステム構築のための方向性を継承しつつ、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）に向け、本市の将来を見据えた中長期的な高齢者施策の展開を図ります。

## (2) 新たな法制度の動き

国では、平成25（2013）年12月に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障制度改革プログラム法）を成立させ、社会保障制度改革の全体像やその方向性、進め方などを明示しました。

この法律では、自助、共助及び公助の適切な組み合わせという考えのもと、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の分野別方向性が示されました。そして、社会保障制度改革プログラム法の措置として、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）が平成26（2014）年6月に成立し、医療・介護のあり方を一体的に見直す動きが本格化しました。

まず、介護保険制度に関しては、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2つが大きな柱として示されました。これらの実現に向けて、在宅医療・介護連携や認知症施策など、地域支援事業の充実、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市区町村が実施する地域支援事業に移行するとともに、サービス提供主体も多様化すること、特別養護老人ホームの中重度者を支える施設としての機能の重点化、低所得者の保険料の軽減割合の拡充、保険料上昇をできる限り抑えるための所得や資産のある人の利用者負担を見直すこととなります。

次に、医療面では、医療機関への都道府県の権限が強化（地域医療構想の策定）され、医師確保を支援する地域医療支援センターの機能も位置づけられるなど、これまで以上に踏み込んだ内容が示されています。また、それに先立って4月に実施された診療報酬改定でも、在宅医療の推進を踏まえた「地域包括ケア病棟入院料」などが新設されており、医療と介護の連携に向けた動きが広まりつつあります。

## 2 計画の性格等

### (1) 法的根拠

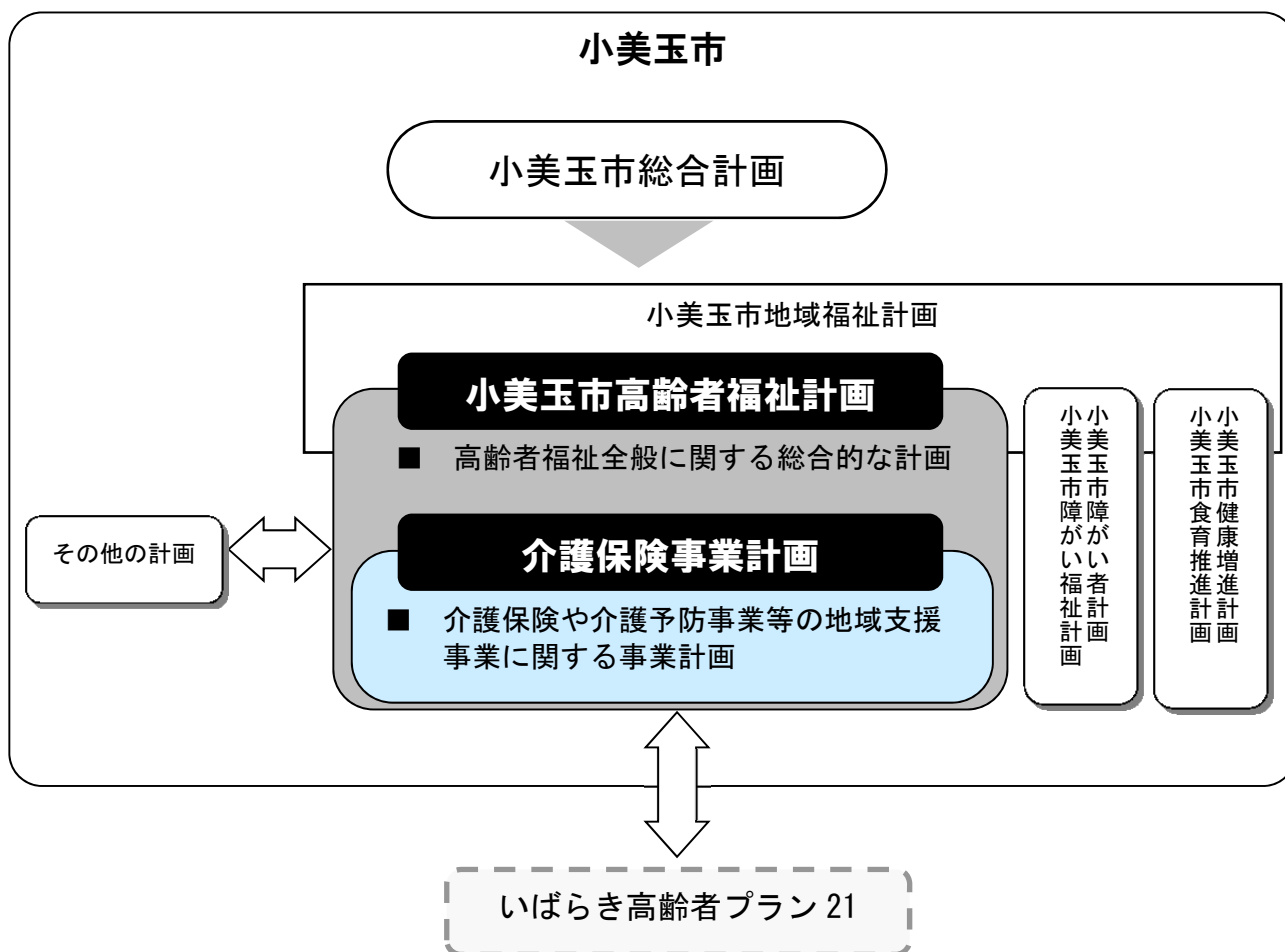
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

### (2) 本計画の位置づけ

本計画は、市の高齢者福祉に関する総合的計画として、市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「小美玉市総合計画」と整合・調和した計画です。

また、地域福祉計画、障がい者計画及び健康増進計画をはじめとする、医療または福祉の関連計画を踏まえたものとします。

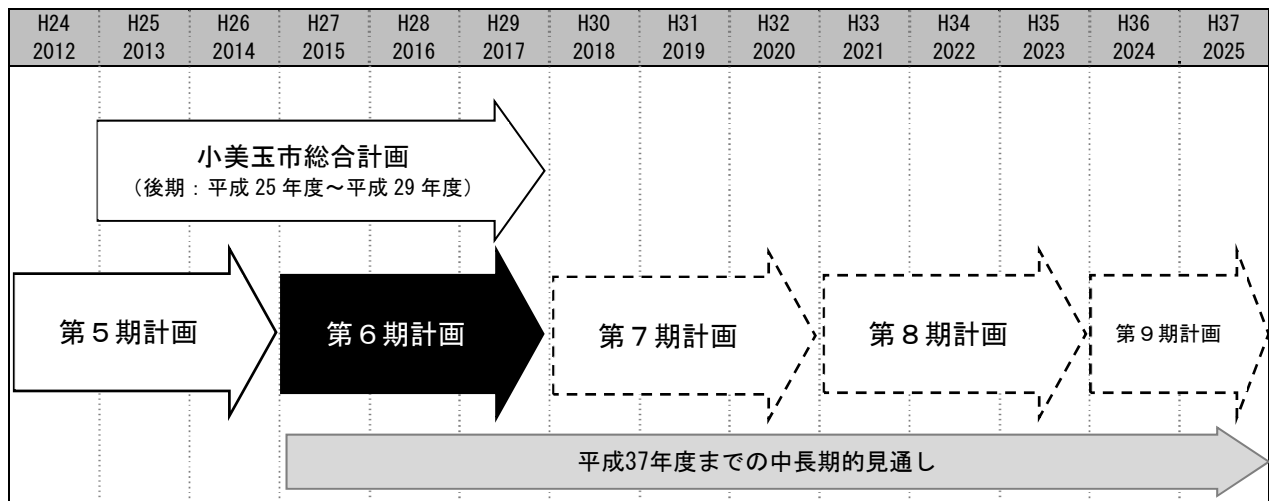
さらに、茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画「いばらき高齢者プラン21」とも整合を図ります。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの3か年です。

ただし、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年までの中長期的な視点に立つて、本計画期間内の各種施策の方針を定めることとします。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 策定委員会の設置

本計画の策定に当たっては、利用者の実態に応じた計画を策定するために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者など各層の関係者の参画による「小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」によって、継続的な審議・検討を行いました。

#### (2) 行政内部の連携体制

介護福祉課を中心に、庁内の関係課の各担当部門との連携を図り、計画策定委員会との連携・調整を行いました。

### (3) 小美玉市日常生活圏域ニーズ調査の実施

市民の日常生活の実態や状態像、今後の意向を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的に、平成26年1月24日～平成26年2月7日を調査期間とした、「小美玉市日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

### (4) パブリックコメントの実施

※パブリックコメントの実施後に記載予定



## 第2章 高齢者を取り巻く現状





# 第2章 高齢者を取り巻く現状

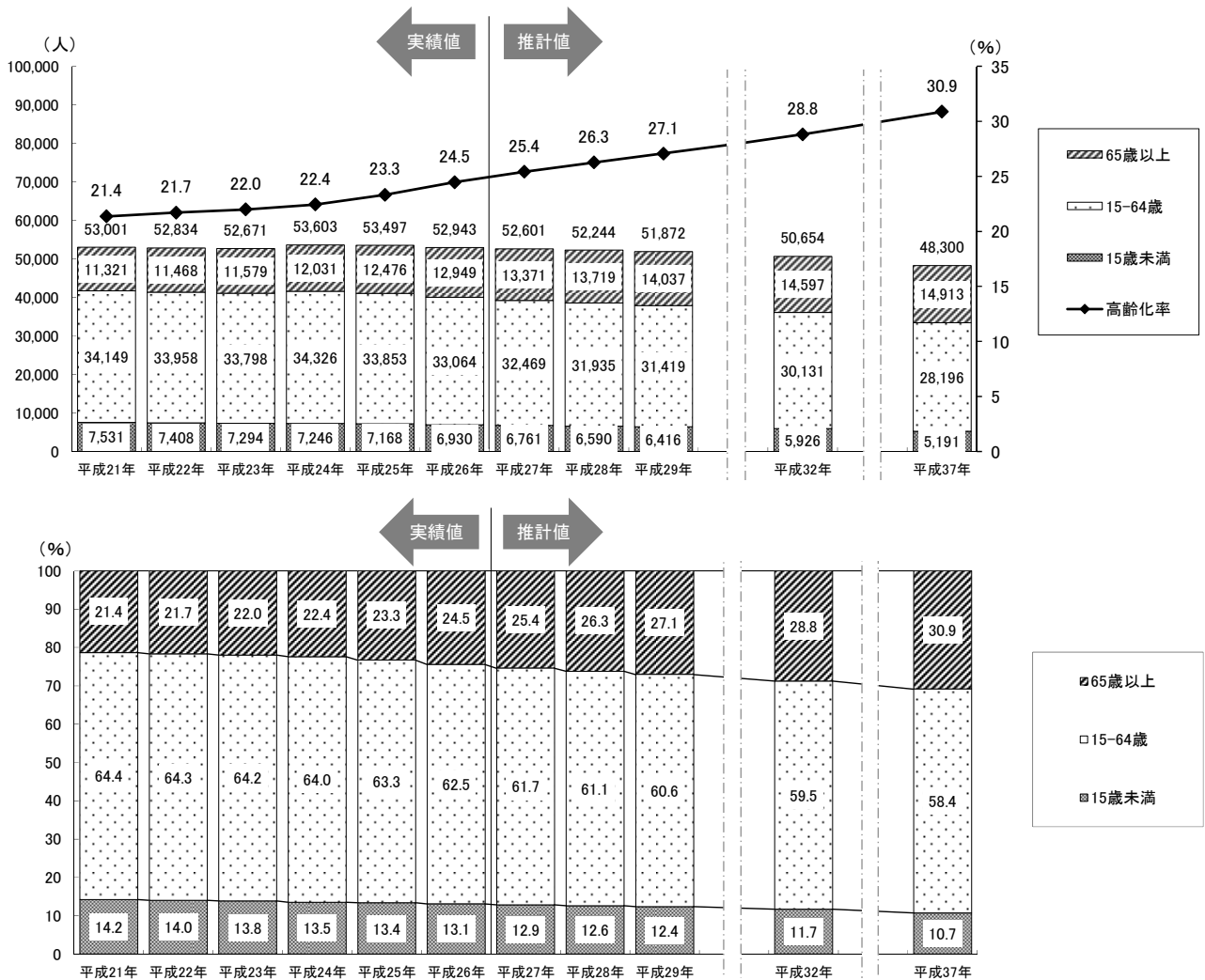
## 1 人口の動向

### (1) 総人口の動向

本市の総人口は減少傾向にあり、平成26年10月で52,943人となっています。

一方で、高齢者人口は増加し続け、平成26年10月で12,949人、高齢化率24.5%となっています。

将来推計では、平成29年10月で総人口が51,872人、高齢者人口が14,037人で、高齢化率は27.1%になると見込まれます。



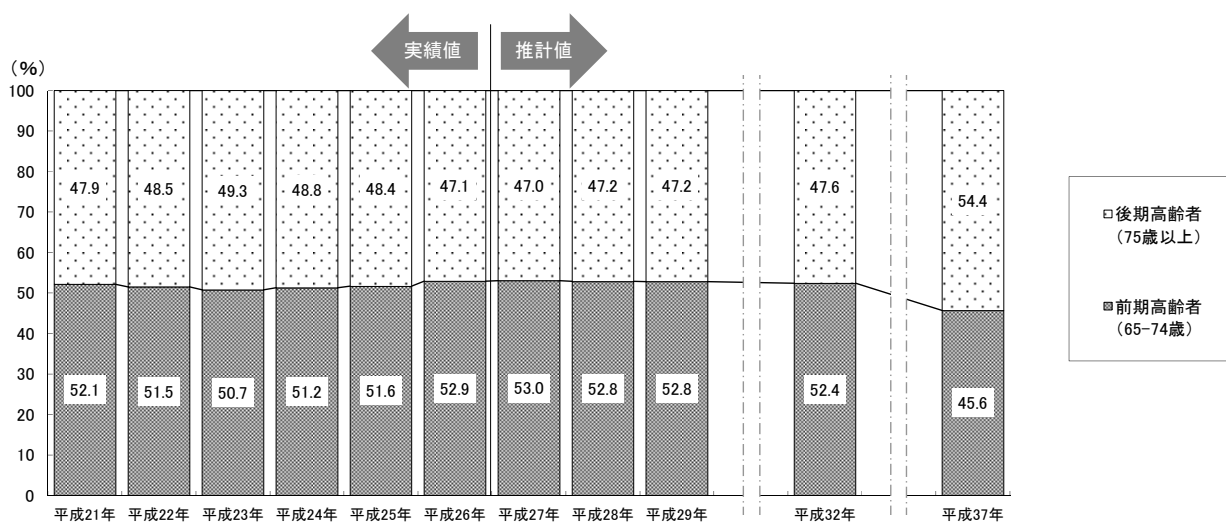
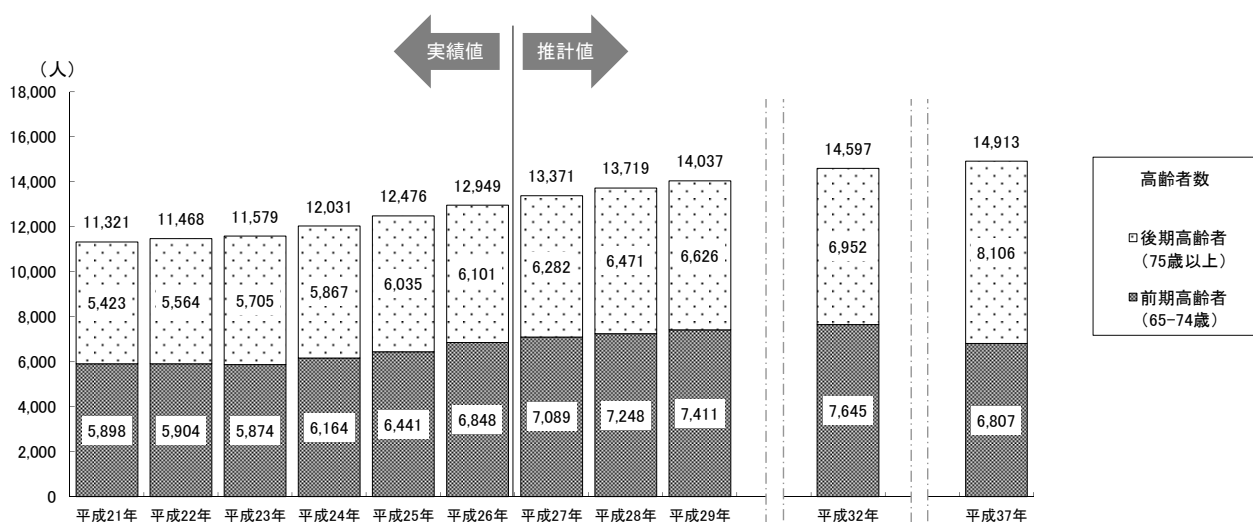
資料 平成21年～平成23年 住民基本台帳（外国人登録除く）、各年10月1日現在  
 平成24年～平成26年 住民基本台帳、各年10月1日現在

※平成24年7月9日に住民基本台帳法が改正され、外国人の方も住民基本台帳の適用対象となりました。そのため、平成24年以降は外国人人口を含みます。

## (2) 高齢者人口の動向

高齢者の人口について、前期高齢者(65-74歳)、後期高齢者(75歳以上)別にみると、前期高齢者の方が後期高齢者よりも若干多くなっていますが、共に約5割で推移しています。

将来推計では、本計画の期間中は前期高齢者の方が後期高齢者よりも多く推移しますが、平成37年にはそれらの数が逆転しているものと見込まれます。



資料 平成21年～平成23年 住民基本台帳（外国人登録除く）、各年10月1日現在  
 平成24年～平成26年 住民基本台帳、各年10月1日現在

※平成24年7月9日に住民基本台帳法が改正され、外国人の方も住民基本台帳の適用対象となりました。そのため、平成24年以降は外国人人口を含みます。

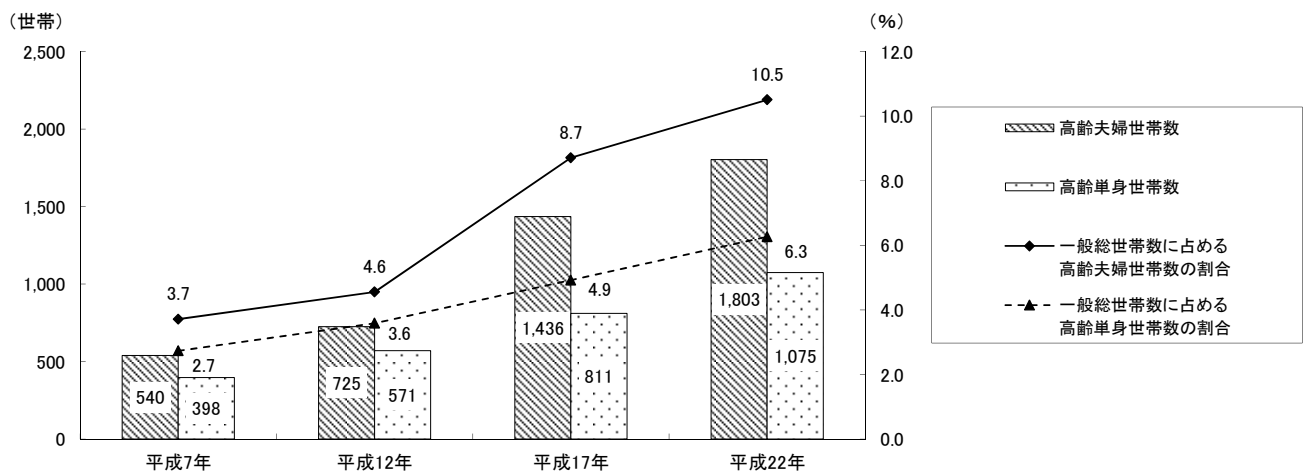
## 2 高齢者の世帯

一般総世帯数は、増加しており、平成22年で17,159世帯と、平成17年から677世帯増加しました。

高齢者のいる世帯は、高齢者のいるその他の世帯を除いて増加傾向にあります。特に、高齢者夫婦世帯は平成12年以降で大きく伸び、平成22年には、一般総世帯数に占める割合が1割を超えました。

(単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般総世帯数	14,553	15,922	16,482	17,159
高齢者のいる世帯	5,002	5,782	7,004	7,357
高齢単身世帯数	398	571	811	1,075
高齢夫婦世帯数	540	725	1,436	1,803
高齢者のいるその他の世帯	4,064	4,486	4,757	4,479



資料 国勢調査

※国勢調査における世帯の種類には、一般世帯と施設等の世帯があります。このうち、世帯の家族類型を算出する基となっているのは一般世帯です。

※高齢者単身世帯とは、65歳以上の方一人のみの一般世帯です。

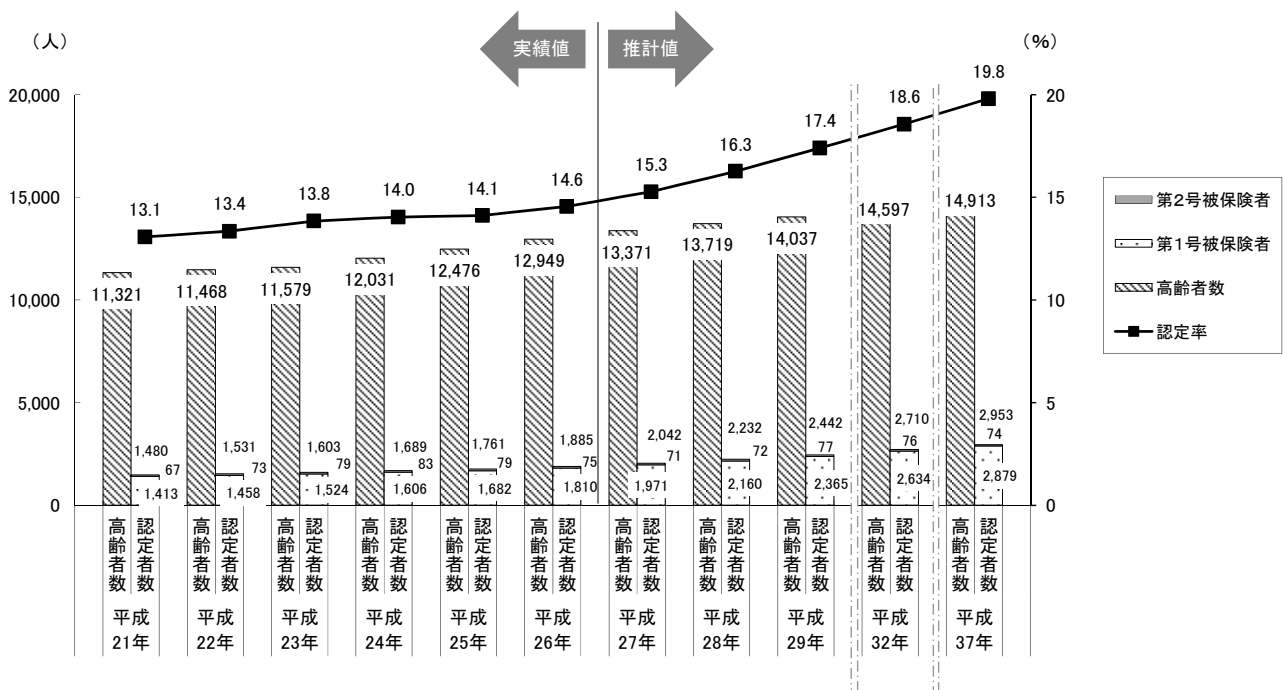
※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯です。

### 3 要支援・要介護認定者数の推移

#### (1) 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

第5期の計画期間である平成24年～平成26年を通じて要支援・要介護認定者数は増加しており、平成24年9月末日現在から、平成26年9月末日現在までに196人増加しています。また、認定率については、同期間中は14%台で推移しました。

将来推計では、高齢者人口の増加と相まって、認定者数も増えるとともに、平成29年9月末日で認定率は17.4%になると見込まれます。



資料 平成21年～平成26年 介護保険事業状況報告、各年9月末日現在

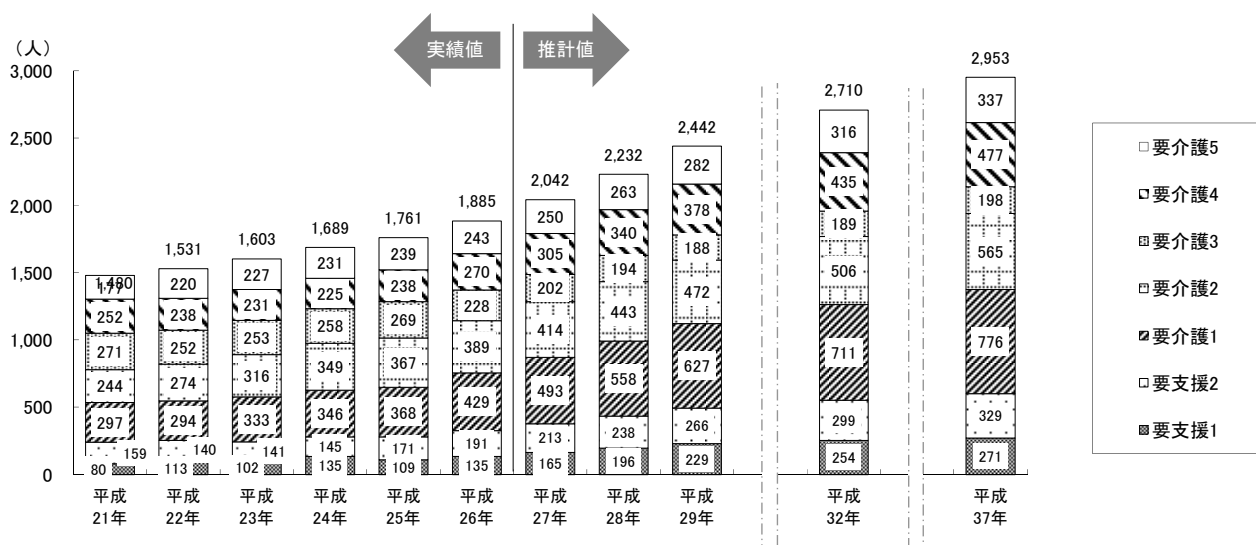
※認定率は、要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）÷高齢者数を用いて算出しています。

## (2) 要支援・要介護度別認定者数の推移

要支援・要介護度別に認定者数の推移をみると、平成24年9月末日現在から、平成26年9月末日現在までに、要支援1と要介護3は減少しましたが、それ以外が増加しています。

中でも、要介護1は、平成24年9月末日現在から、平成26年9月末日現在までに83人増加しました。

将来推計では、本計画の期間中で多くの要支援・要介護度において人数が増加すると見込まれます。



資料 平成21年～平成26年 介護保険事業状況報告、各年9月末日現在

## 4 日常生活圏域ニーズ調査（抜粋）

### （1）調査の概要

#### ①調査の目的

平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「小美玉市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

#### ②調査実施の概要

調査対象	市内にお住まいの65歳以上の高齢者全ての方
調査対象地域	小美玉市 全域
調査期間	平成26年1月24日 ～ 平成26年2月7日
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収

#### ③回収状況

調査対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
12,305名	8,582件	8,578件	69.7%

#### ④結果の見方

- ・回答すべき箇所が回答されていないものは「無回答」として扱います。
- ・比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入し算出しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・図や表、文章では、選択肢の一部や数値の一部（3.0%未満）を省略して表記している箇所があります。
- ・クロス集計では、その間に回答していない「無回答」を集計していません。したがって、単純集計の回答者数とクロス集計の回答数の計は一致しません。
- ・分岐の設問において「無回答」の場合、分岐後の問は「非該当」として扱います。
- ・圏域が無回答の方がいるため、圏域回答者数の合計は市全体の回答数と一致しません。

## ⑤生活支援ソフトにおける判定項目の考え方

日常生活圏域ニーズ調査においては、基本チェックリストと同等の設問による二次予防事業対象者（要介護状態・要支援状態にはないが、そのおそれがあると考えられる65歳以上の方）の判定や、各機能及び状態像のリスク該当者の割合を算出することができます。判定に際しては、生活支援ソフトを活用し、次のような項目について実施しました。

### ■基本チェックリスト25項目における判定

判定基準では、「虚弱」、「運動器」、「栄養」、「口腔」のリスクが1つでもある場合に、「二次予防事業対象者」と判定されます。

項目	番号	質問項目	配点				
虚弱	1	バスや電車で一人で外出していますか	0	できるし、している			
	2	日用品の買物をしていますか	1	できるけど、していない			
	3	預貯金の出し入れをしていますか	1	できない			
	4	友人の家を訪ねていますか	0	はい	1	いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0	はい	1	いいえ	
	6	去年と比べて外出の回数が減っていますか	1	はい	0	いいえ	
※1～20のうち、10項目以上に該当している人がリスク該当者	運動器	7	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0	はい	1	いいえ
		8	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0	はい	1	いいえ
		9	15分位続けて歩いていますか	0	はい	1	いいえ
		10	この1年間に転んだことがありますか	1	はい	0	いいえ
		11	転倒に対する不安は大きいですか	1	はい	0	いいえ
	※7～11のうち、3項目以上に該当している人がリスク該当者						
	栄養	12	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1	はい	0	いいえ
		13	身長( cm) 体重( kg) BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))	※BMIが18.5未満なら該当			
	※12、13のうち、全て(番号⑫のBMIは18.5(やせ)未満)に該当している人がリスク該当者						
	口腔	14	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1	はい	0	いいえ
		15	お茶や汁物等でむせることがありますか	1	はい	0	いいえ
16		口の渇きが気になりますか	1	はい	0	いいえ	
※14～16のうち、2項目以上に該当している人がリスク該当者							
閉じこもり	17	週に1回以上は外出していますか	0	はい	1	いいえ	
	※17に該当する人がリスク該当者						
認知症	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1	はい	0	いいえ	
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0	はい	1	いいえ	
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1	はい	0	いいえ	
※番号18～20の3項目のうち、いずれかに該当する人がリスク該当者							
うつ予防	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1	はい	0	いいえ	
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1	はい	0	いいえ	
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる	1	はい	0	いいえ	
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1	はい	0	いいえ	
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1	はい	0	いいえ	
※21～25の5項目のうち、2項目以上に該当する人は注意となる							

※表中、「1 はい」、「0 いいえ」など回答に付した数字は、判定のための配点を示しており、「1」が該当していることを意味しています。

## ■転倒リスク判定

日常生活圏域ニーズ調査では、基本チェックリストの運動機能の評価に加え、転倒リスクについても別に評価ができるよう、設問が設けられています。

評価における各設問に対する配点は下の図表のとおりで、転倒経験が5点、その他が各2点で、13点満点のスコアとして評価が可能となっています。評価としては、介護予防も前提に6点以上を転倒リスクありとして評価しています。

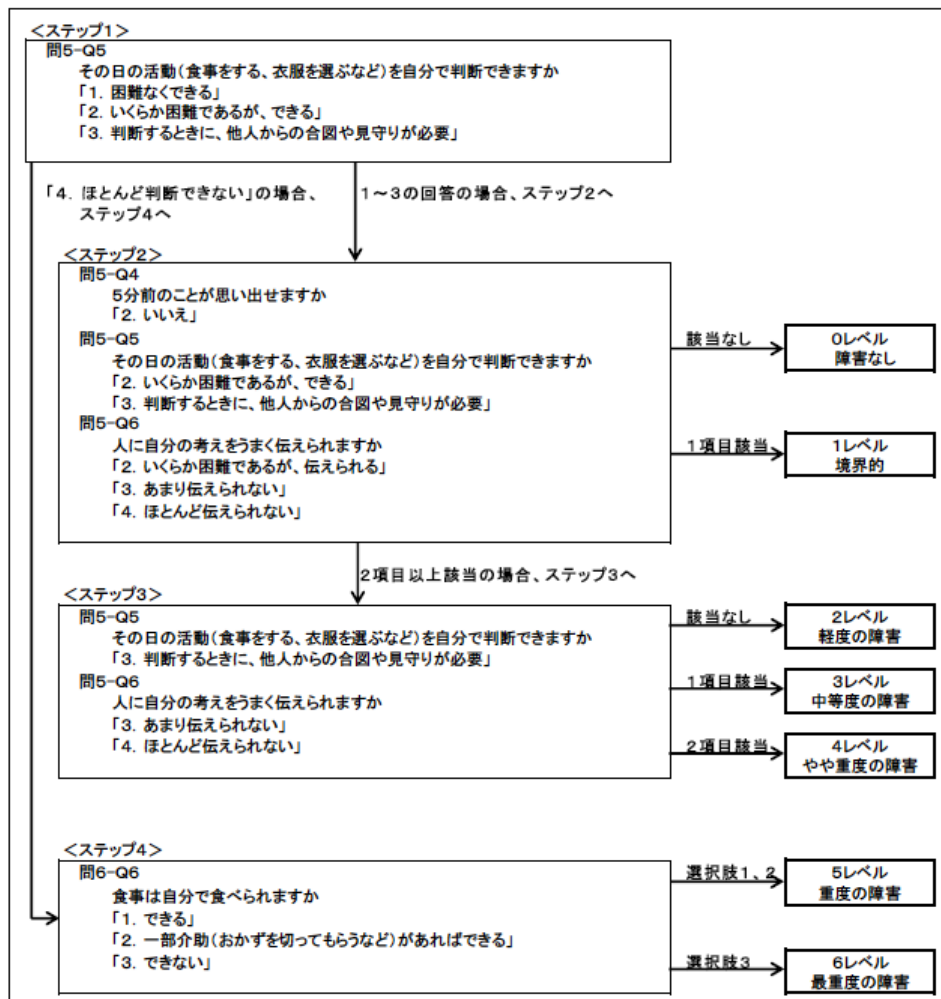
質問項目	配点	
この1年間に転んだことがありますか	5 はい	0 いいえ
背中が丸くなってきましたか	2 はい	0 いいえ
歩く速度が遅くなってきたと思いますか	2 はい	0 いいえ
杖を使っていますか	2 はい	0 いいえ
現在、何種類の薬を飲んでいますか	2 「5」種類以上 0 「1～4」または、「6」	

※「はい」、「いいえ」左の数字は配点を示しています。

## ■認知機能障害程度評価（CPS ; Cognitive Performance Scale)

日常生活圏域ニーズ調査では、認知機能の障害程度の指標として有用とされるCPSに準じた設問が設けられています。

4つの設問に対する回答により、0レベル（障害なし）から6レベル（最重度の障害がある）までの評価が可能となっています。





## ■ 老研式活動能力指標

日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の比較的高次の生活機能を評価することができる老研式活動能力指標に準じた設問が設けられています。

老研式活動能力指標とは、歩行や移動、食事、更衣、入浴、排泄、整容など身のまわりの基本的な身体動作の測定だけではとらえられない生活能力を評価するために開発された13項目の評価指標で、在宅高齢者の生活機能の評価に適したものと考えられています。

また、手段的日常生活動作（IADL）、知的能動性、社会的役割の3つの下位尺度について評価することも可能です。

### ア 手段的日常生活動作

手段的日常生活動作（IADL；Instrumental Activity of Daily Living）については、各設問に「している」または「できるけどしていない」と回答した場合を1点として、5点満点で評価し、5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」として評価しています。

質問項目	配点
バスや電車で1人で外出していますか	
日用品の買い物をしていますか	1 できるし、している
自分で食事の用意をしていますか	1 できるけどしていない
請求書の支払いをしていますか	0 できない
預貯金の出し入れをしていますか	

※「 」左の数字は得点

### イ 知的能動性

知的能動性については、各設問に「はい」と回答した場合を1点として、4点満点の4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」と評価しています。

質問項目	配点
年金などの書類が書けますか	
新聞を読んでいますか	1 はい
本や雑誌を読んでいますか	0 いいえ
健康についての記事や番組に関心がありますか	

※「 」左の数字は得点

### ウ 社会的役割

社会的役割は、知的能動性と同様に4点満点で評価し、4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」と評価しています。

質問項目	配点
友人の家を訪ねていますか	
家族や友人の相談にのっていますか	1 はい
病人を見舞うことができますか	0 いいえ
若い人に自分から話しかけることがありますか	

※「 」左の数字は得点

## (2) 調査の結果

### ①日常生活圏域別調査結果のまとめ

項目	市全体	小川地区	美野里地区	玉里地区
回答者数	8,578人	2,789人	4,254人	1,432人
一人暮らし	942人	307人	479人	147人
一般高齢者	7,531人	2,463人	3,811人	1,249人
元気高齢者	62.3%	59.0%	64.3%	62.9%
二次予防事業対象者	31.3%	33.5%	29.8%	31.5%
虚弱リスク該当者	9.1%	10.2%	8.5%	8.4%
運動器リスク該当者	19.5%	21.4%	18.4%	18.9%
栄養リスク該当者	0.8%	0.6%	0.8%	1.0%
口腔機能リスク該当者	18.9%	19.5%	18.3%	19.5%
閉じこもりリスク該当者	9.2%	10.9%	8.6%	7.9%
認知症リスク該当者	36.6%	36.7%	36.3%	37.8%
うつリスク該当者	24.9%	25.8%	24.7%	23.6%
転倒リスク該当者	25.8%	29.7%	23.8%	24.1%
認知機能障害程度で中等度以上のリスク者	2.1%	2.1%	1.9%	2.5%
手段的日常生活動作の低下者	13.2%	15.1%	12.8%	10.9%
知的能動性の低下者	32.7%	35.0%	32.7%	28.5%
社会的役割の低下者	39.8%	40.4%	39.8%	38.7%
軽度認定者	645人	207人	312人	125人
虚弱リスク該当者	64.3%	66.2%	63.8%	62.4%
運動器リスク該当者	72.9%	71.0%	74.0%	72.8%
栄養リスク該当者	4.8%	4.8%	4.2%	6.4%
口腔機能リスク該当者	43.7%	42.5%	47.1%	36.8%
閉じこもりリスク該当者	35.0%	36.7%	33.3%	36.0%
認知症リスク該当者	71.5%	67.1%	70.8%	80.0%
うつリスク該当者	57.2%	57.0%	55.8%	60.8%
転倒リスク該当者	66.5%	67.6%	63.8%	71.2%
認知機能障害程度で中等度以上のリスク者	19.3%	20.2%	17.0%	22.4%
手段的日常生活動作の低下者	65.5%	64.7%	66.3%	64.0%
知的能動性の低下者	72.5%	73.5%	70.8%	75.2%
社会的役割の低下者	81.4%	81.6%	80.1%	84.0%

項目	市全体	小川地区	美野里地区	玉里地区
中・重度認定者	309人	119人	131人	58人
虚弱リスク該当者	83.5%	82.4%	81.7%	89.7%
運動器リスク該当者	85.1%	84.0%	84.0%	89.7%
栄養リスク該当者	5.5%	7.6%	3.8%	5.2%
口腔機能リスク該当者	44.7%	42.0%	50.4%	36.2%
閉じこもりリスク該当者	64.4%	60.5%	62.6%	75.9%
認知症リスク該当者	82.5%	80.7%	80.2%	93.1%
うつリスク該当者	49.5%	53.8%	45.8%	50.0%
転倒リスク該当者	45.6%	47.9%	42.7%	46.6%
認知機能障害程度で中等度以上のリスク者	58.2%	58.9%	55.8%	63.7%
手段的日常生活動作の低下者	83.2%	84.1%	79.4%	89.7%
知的能動性の低下者	83.5%	83.2%	80.1%	91.4%
社会的役割の低下者	86.4%	87.4%	84.0%	89.7%

※圏域ごとに無回答者や判定ができない人がいるため、合計対象者数は一致しません。

※「軽度認定者」は要支援1～要介護2の認定者、「中・重度認定者」は要介護3～5の認定者をそれぞれ指しています。

※認知機能障害程度で中等度以上のリスク者は、中等度以上と評価される3レベル以上の割合を掲載しています。

※手段的日常生活動作の低下者は、4点以下を低下者の割合として掲載しています。

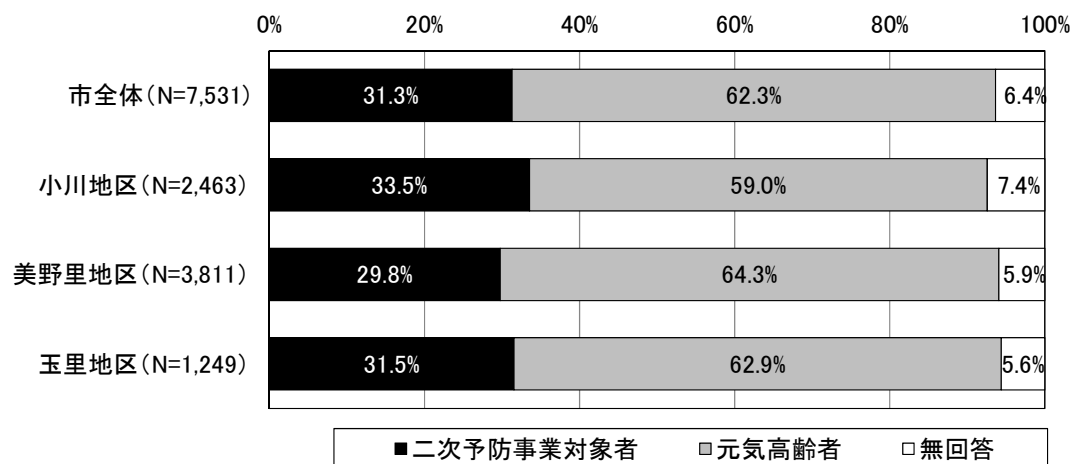
※知的能動性の低下者は、3点以下を低下者の割合として掲載しています。

※社会的役割の低下者は、3点以下を低下者の割合として掲載しています。

## ②一般高齢者における二次予防事業対象者の出現割合

一般高齢者（要支援・要介護認定を受けていない方）に限って、二次予防事業対象者の出現割合をみると、市全体では31.3%となっています。

日常生活圏域別でみると、小川地区で33.5%と最も高くなっていますが、いずれの圏域でもおおよそ3割前後の出現割合となっています。



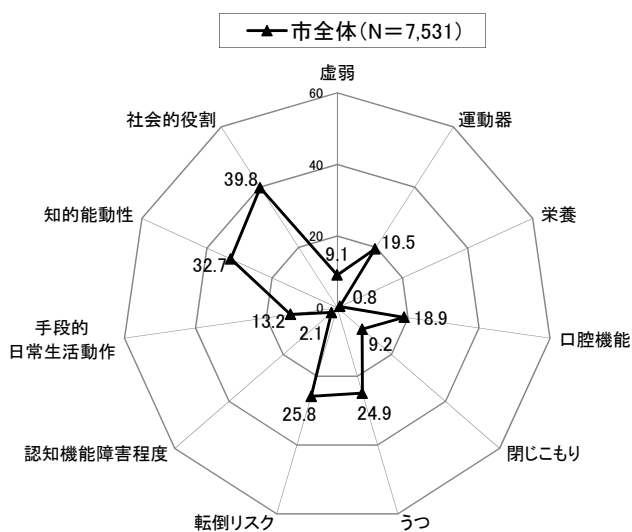
### ③各機能のリスク該当者割合

#### 1) 一般高齢者

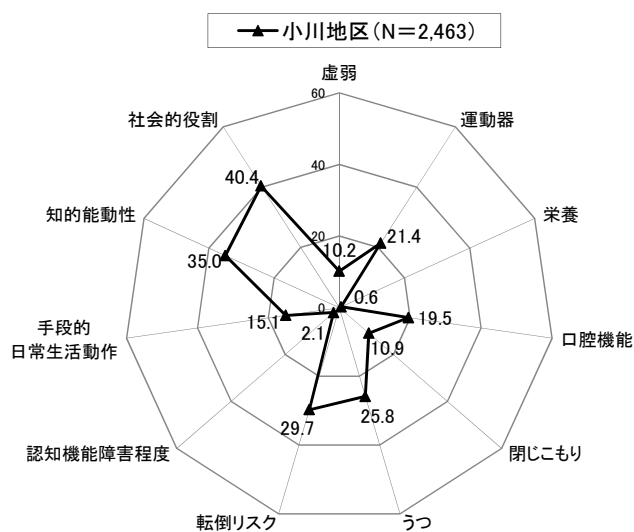
一般高齢者について、各リスク該当者（低下者を含む）割合をみると、市全体では、社会的役割が39.8%、知的能動性が32.7%となっています。

圏域別でみると、小川地区で多くの割合が市全体を上回っており、特に、転倒のリスク該当者は3.9ポイント高くなっています。

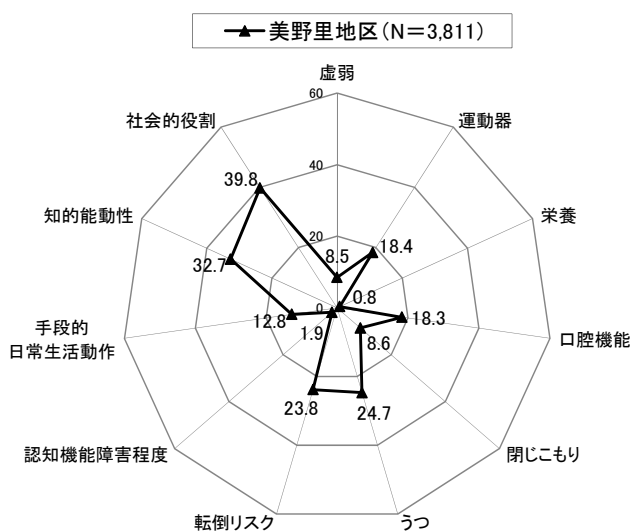
#### ■市全体



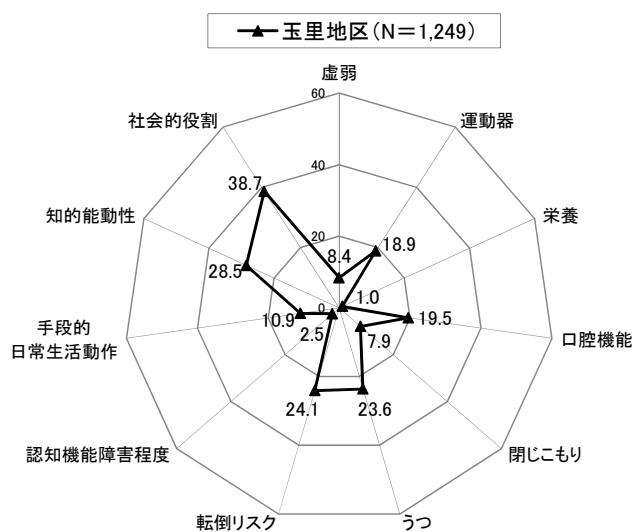
#### ■小川地区



#### ■美野里地区



#### ■玉里地区



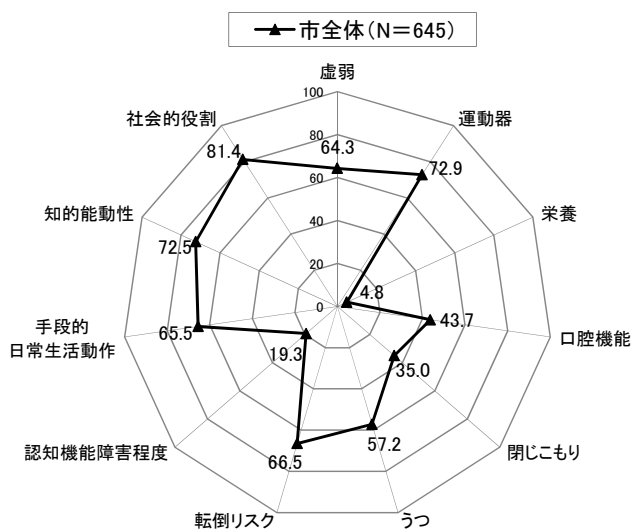
※認知症のリスクについては、基本チェックリストにおける認知症リスク該当者ではなく、認知機能障害程度の中程度以上のリスク者を掲載しています。

## 2) 軽度認定者

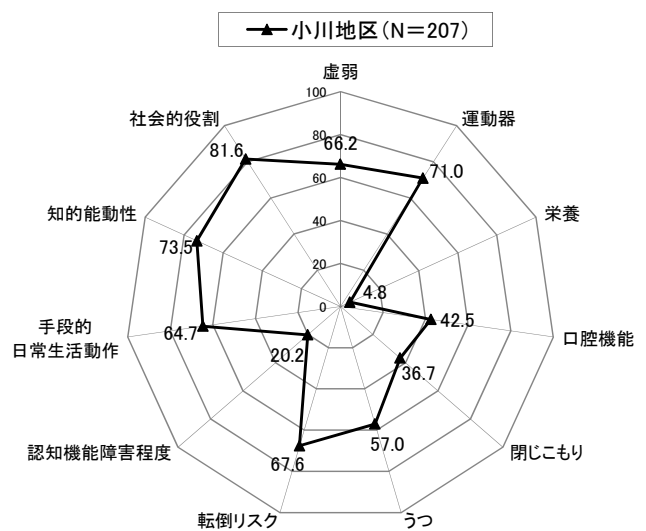
軽度認定者について、各リスク該当者（低下者を含む）割合をみると、市全体では、社会的役割が81.4%、運動器が72.9%、知的能動性が72.5%などと高くなっています。

圏域別でみると、いずれの圏域でも市全体とおおむね変わりませんが、玉里地区では、転倒のリスク該当者が4.7ポイント、うつのリスク該当者が3.6ポイント高くなっています。

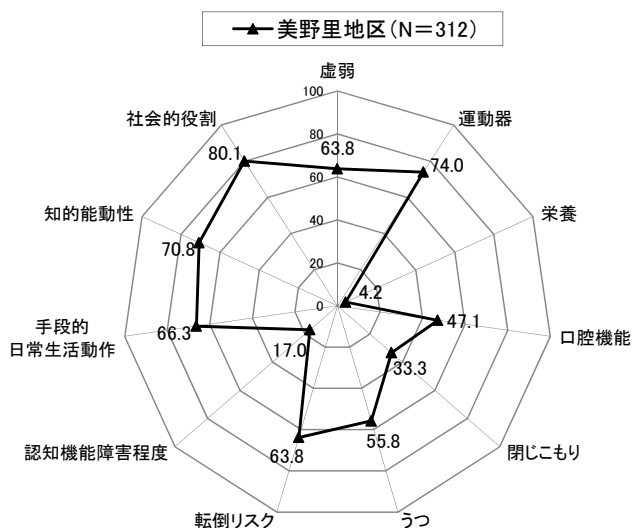
### ■市全体



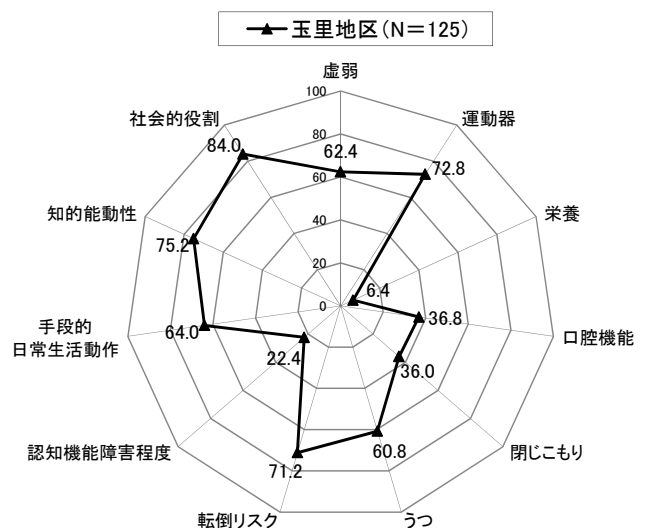
### ■小川地区



### ■美野里地区



### ■玉里地区



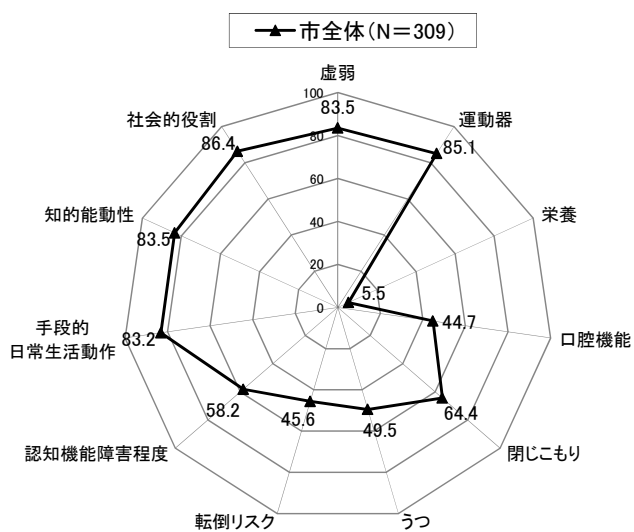
※認知症のリスクについては、基本チェックリストにおける認知症リスク該当者ではなく、認知機能障害程度の中程度以上のリスク者を掲載しています。

### 3) 中・重度認定者

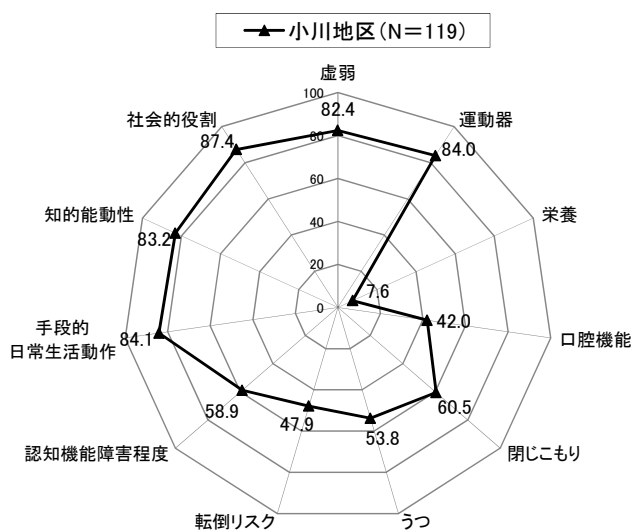
中・重度認定者について、各リスク該当者（低下者を含む）割合をみると、市全体では、社会的役割が86.4%、虚弱が83.5%、手段的日常生活動作が83.5%などと高くなっています。

圏域別でみると、小川地区で多くの割合が市全体を上回っており、特に、閉じこもりのリスク該当者は11.5ポイント、知的能動性のリスク該当者は7.9ポイント高くなっています。

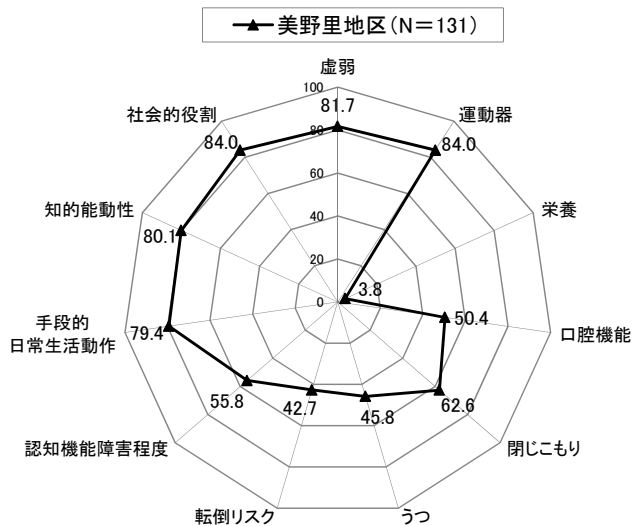
#### ■市全体



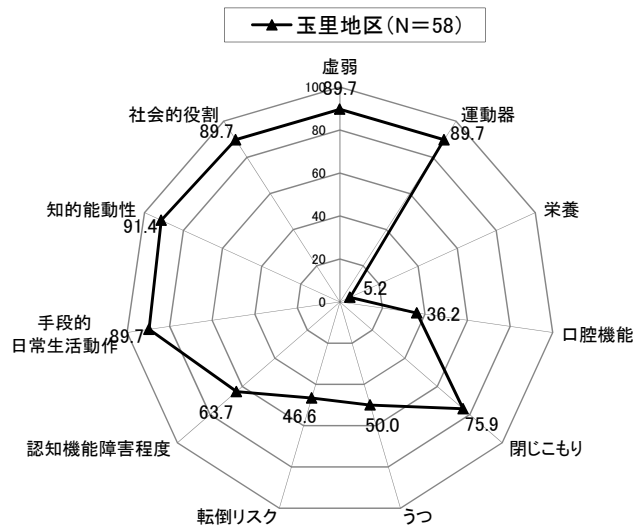
#### ■小川地区



#### ■美野里地区



#### ■玉里地区



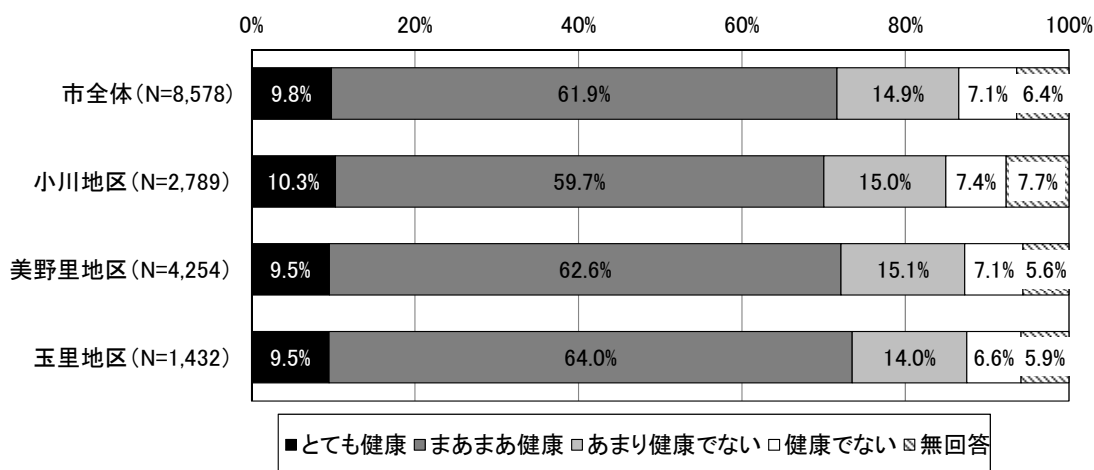
※認知症のリスクについては、基本チェックリストにおける認知症リスク該当者ではなく、認知機能障害程度の中程度以上のリスク者を掲載しています。

#### ④健康状態

##### 1) 主観的健康観

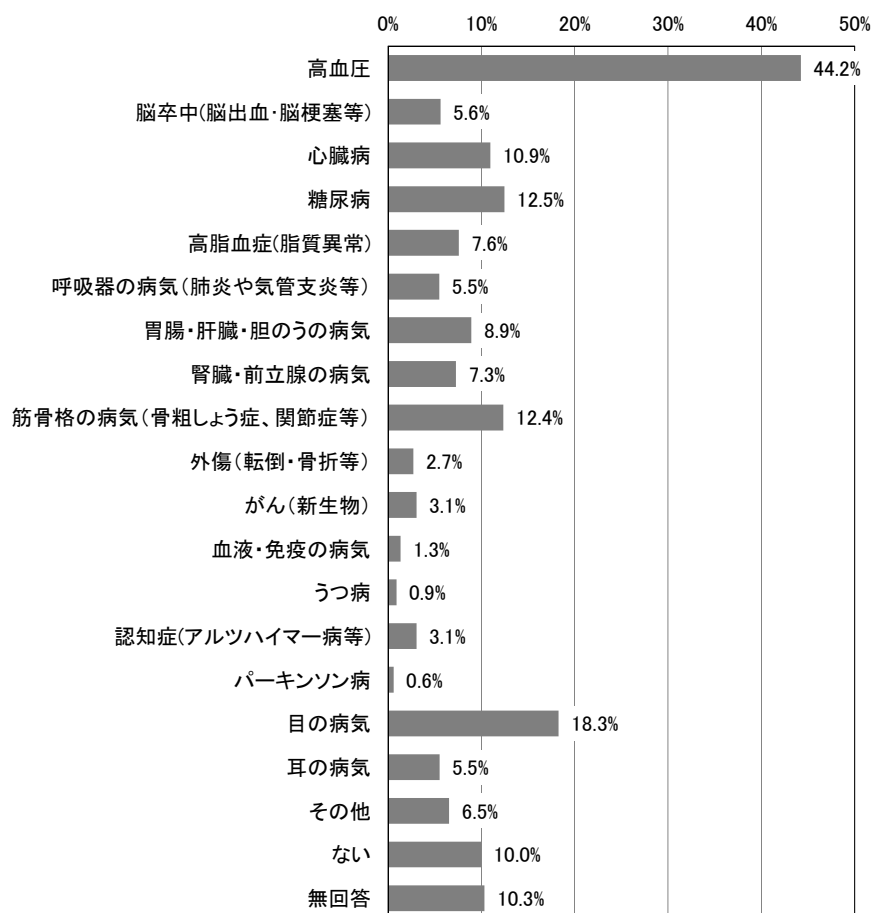
高齢者のQOL（生活の質）の指標ともなっている主観的健康観は、「(とても・まあまあ)健康」とする肯定的な回答（健康群）が、市全体で71.7%となっています。

圏域別では、特に大きな違いはみられません。



##### 2) 現在治療中、または後遺症のある病気

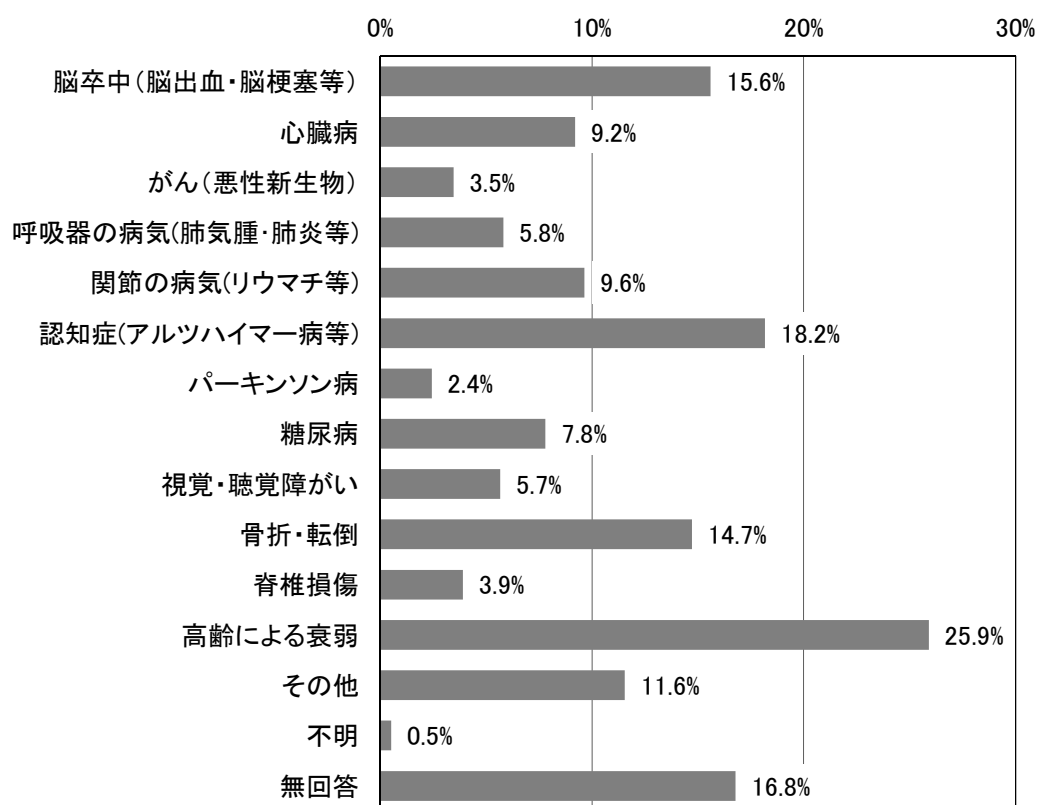
現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が44.2%で最も高く、次いで「目の病気」の18.3%、「糖尿病」の12.5%となっています。



### 3) 介護・介助が必要になった主な原因

現在治療中、または後遺症のある病気とは別に、日常生活圏域ニーズ調査では、介護・介助が必要な方に、介護・介助が必要になった主な原因をたずねています。

その結果は、「高齢による衰弱」が25.9%と最も高く、次いで「認知症」が18.2%、「脳卒中」が15.6%となっています。



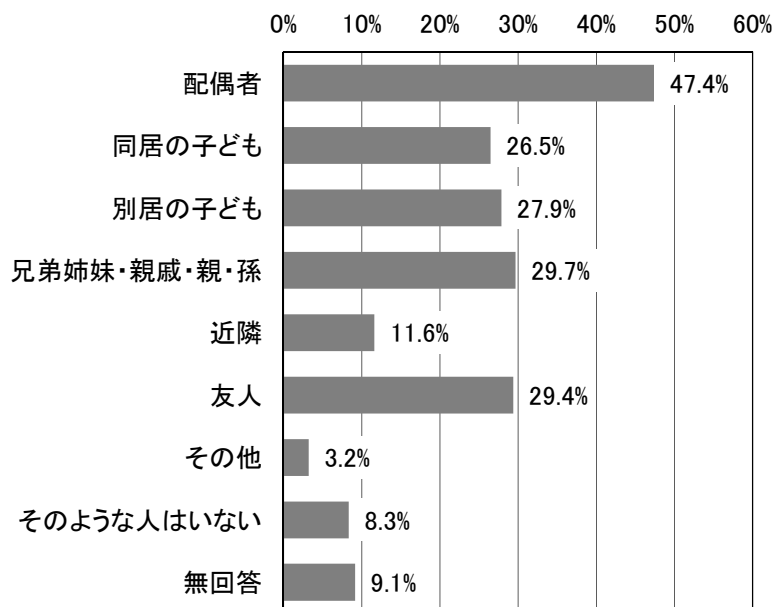


## ⑤地域でのつながり

### 1) 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

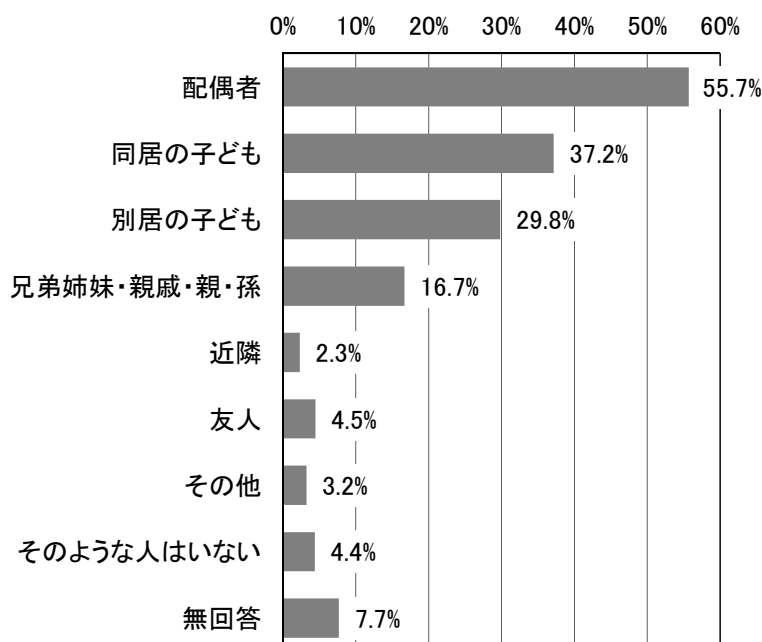
心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人としては、「配偶者」が47.4%と最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」の29.7%、「友人」の29.4%となっています。

一方で、「そのような人はいない」が8.3%みられます。



### 2) 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人

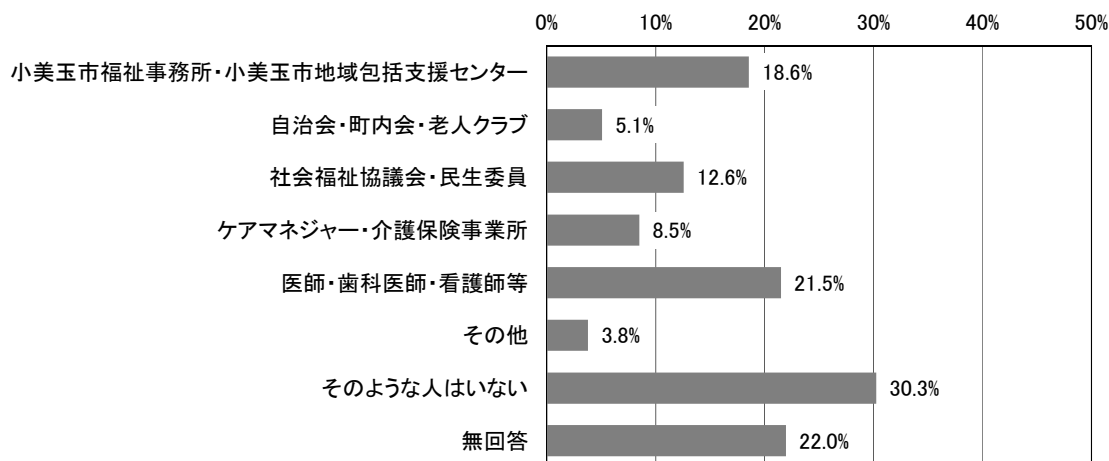
病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人としては、「配偶者」が55.7%と最も高く、次いで「同居の子ども」の37.2%、「別居の子ども」の29.8%となっています。



### 3) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手としては、「医師・歯科医師・看護師等」が21.5%、「小美玉市福祉事務所・小美玉市地域包括支援センター」が18.6%となっています。

しかしながら、「そのような人はいない」が30.3%と最も高くなっています。

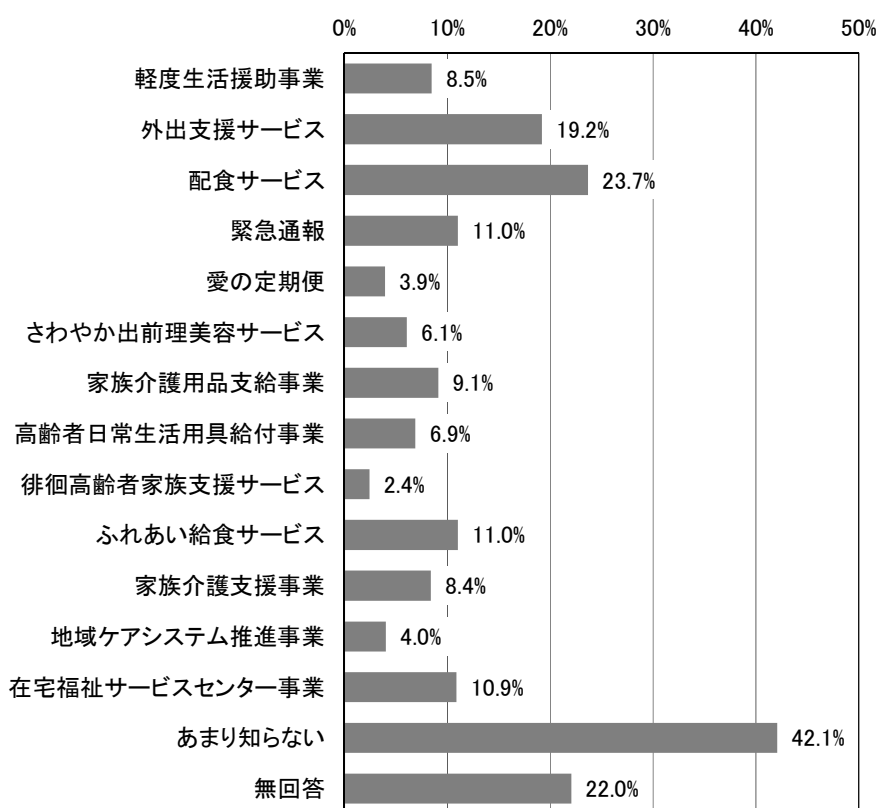


## ⑥高齢者福祉サービス

### 1) 市が行っている高齢者福祉サービスの認知度

市が行っている高齢者福祉サービスの認知度としては、「配食サービス」が23.7%、「外出支援サービス」が19.2%となっています。

一方で、「あまり知らない」が42.1%と最も高くなっています。



## 第3章 市の目指す地域包括ケアシステム



# 第3章 市の目指す地域包括ケアシステム

## 1 日常生活圏域

### (1) 日常生活圏域の概要

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況など社会的条件を勘案して決定します。そして圏域ごとに、地域における総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的ケアマネジメントの支援を担う中核機関である「地域包括支援センター」を設置します。

### (2) 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域の設定は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、小川地区、美野里地区、玉里地区の3つの日常生活圏域としています。



### (3) 地区ごとの概況

#### ●【面積、人口等】

		小川地区	美野里地区	玉里地区
	面積	6,298ha	6,190ha	1,533ha
A	総人口	18,513人	26,186人	8,353人
B	高齢者人口	4,314人	6,387人	2,191人
C	うち75歳以上	2,178人	2,852人	1,062人
D	高齢化率(B÷A)	23.3%	24.4%	26.2%
E	75歳以上比率(C÷B)	50.4%	44.6%	48.4%
F	要支援・要介護認定者数	621人	878人	330人
G	うち65歳以上	589人	852人	321人
H	認定率(G÷B)(*)	13.7%	13.3%	14.7%
	独居高齢者世帯数	793世帯	1,040世帯	473世帯
	高齢者世帯数	2,340世帯	3,621世帯	1,267世帯

※：平成26年8月1日現在。

#### ●【介護サービスの基盤整備状況】

	小川地区	美野里地区	玉里地区
保健センター	小川保健相談センター	四季健康館	玉里保健福祉センター
地域包括支援センター	直営1か所	委託1か所	直営1か所
社会福祉協議会	支所	支所	本所
介護予防施設(集会所・公民館等)	12	14	5
認知症対応型共同生活介護	3	2	2
認知症対応型通所介護	0	0	1
小規模多機能型居宅介護施設	1	1	1
小規模特別養護老人ホーム	0	0	1
居宅介護支援事業所	4	7	3
介護(予防)訪問介護事業所	2	3	0
介護(予防)通所介護事業所	3	7	1
介護(予防)通所リハビリ事業所	0	2	1
介護(予防)短期宿泊事業所	2	4	1
特別養護老人ホーム	1	4	1
介護老人保健施設	0	2	1
介護療養型医療施設	0	0	0

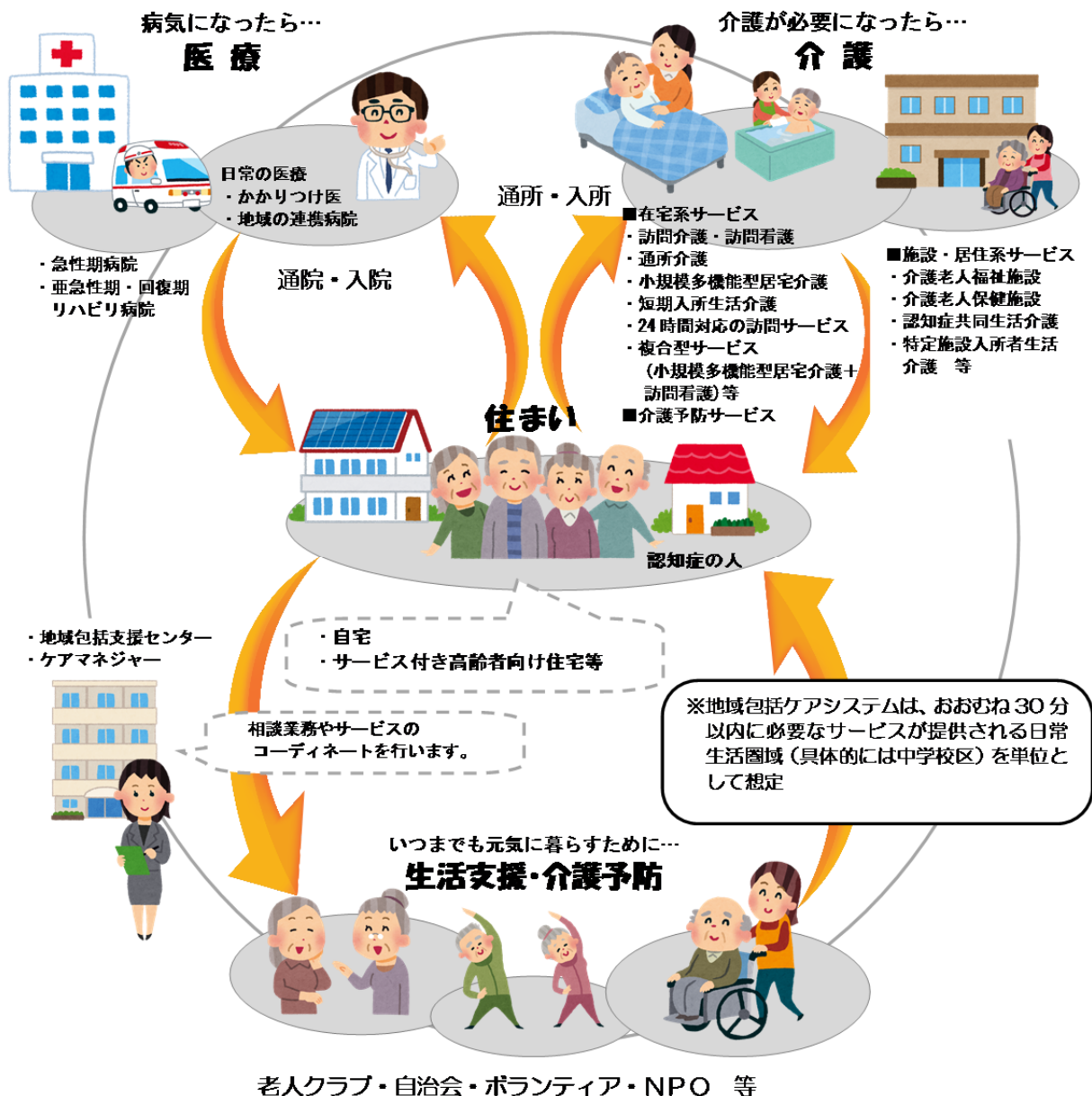
## 2 市の地域包括ケアシステム

### (1) 地域包括ケアシステムの概要

『小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画』では、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてきました。

本計画においては、介護保険サービス等の十分な確保のみならず、今後の超高齢社会を地域全体でどのように支えていくか、どのようなまちづくりを進めていくかを考え、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を一層具体的に進める必要があります。

#### 【地域包括ケアシステムの姿】



## (2) 市の地域包括ケアシステムの構築に向けて

### ◎ 在宅医療・介護連携の推進

今後、75歳以上の高齢者人口の増加が見込まれますが、このような方々に対して、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、在宅医療と介護の連携が様々な場面で求められていることから、医療関係職種や介護関係職種等の多職種の連携を図るための取組を進め、在宅医療・介護連携のための体制を充実します。

### ◎ 認知症施策の推進

認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者に対する支援を着実に実施し、同時に認知症の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」を行うことが求められています。こうしたことから、認知症ケアパスの普及促進、認知症初期集中支援事業を行うなど認知症施策を推進します。

### ◎ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続していくためには、多様な生活支援サービスや高齢者の社会参加の場が必要となります。こうしたことから、元気な高齢者等がサービスの担い手となり、地域資源のマッチングを行うなどの総合調整を行う（仮称）生活支援コーディネーターの配置やNPO法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、生活支援の充実・強化を推進します。

### ◎ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給を行うため、市の住宅施策関連部門との連携のもと、高齢者の住まいの安定的な確保を推進します。



地域包括ケアシステムの構築に向けての取組を着実に推進するため、次の事項についての充実を図ります。

#### ◆ 地域包括ケア会議の充実

現在、行われている地域包括ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであることから、更に充実・強化に向けた取組を進め、個別事例の検討を通じて、多職種協働による専門的視点を交えた高齢者の支援や介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援を行うとともに、個別ケースの課題分析を通じて地域課題を掘り起こし、地域に必要な資源開発や地域づくりを行います。

#### ◆ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに設置し、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待されています。こうしたことから、現状の課題や今後求められる役割を勘案し、「地域包括ケア会議」の推進等複合的な視点から地域包括支援センターの機能強化を行います。

なお、茨城県では、平成6年から独自の「地域ケアシステム」（詳細は30ページ参照）が開始されており、本市でも、その趣旨に基づいて、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを目指して推進しています。このシステムは、様々な状況により支援を必要とする全ての方々のために、各種サービスや支援を総合的に提供するものです。

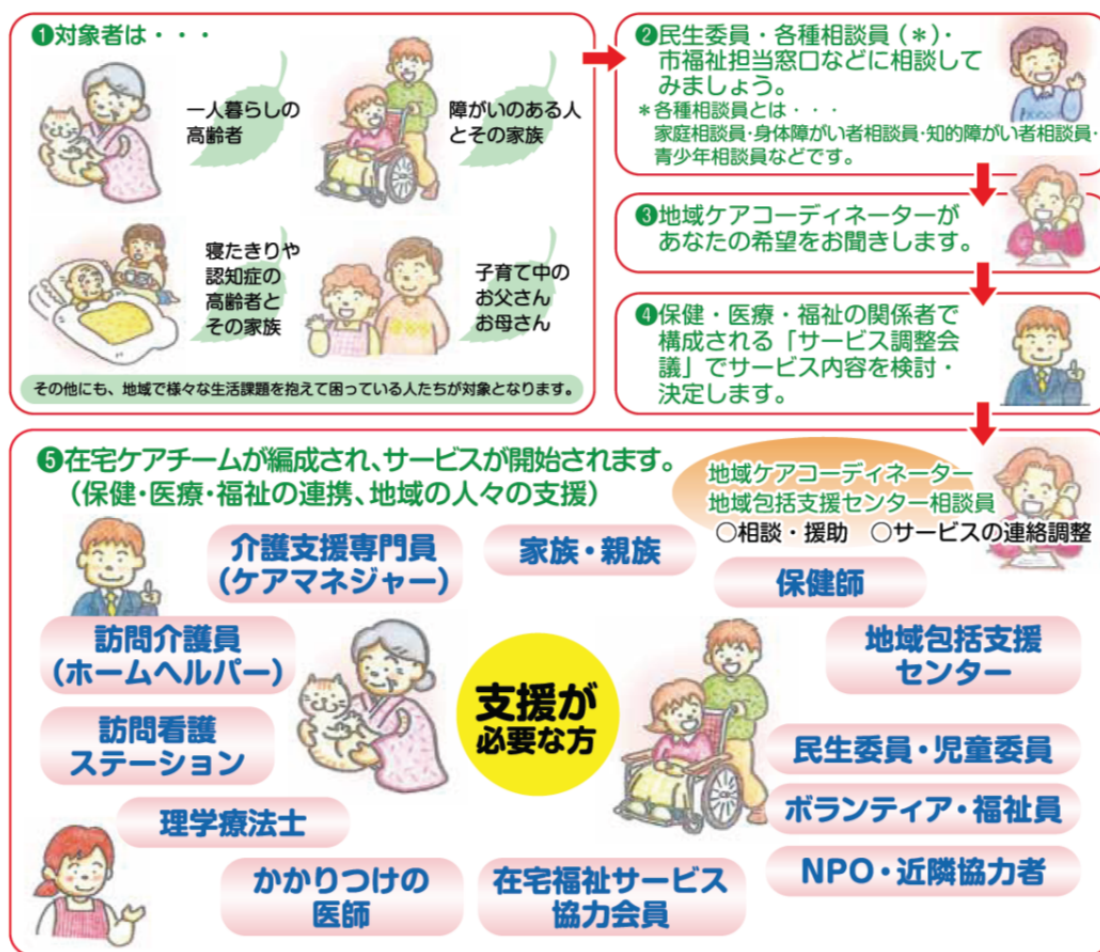
本計画で機能強化を目指す地域包括支援センターは、認知症の高齢者、一人暮らし高齢者、さらには高齢者世帯など、主に高齢者やそのご家族を中心としています。しかし、生活上の支援困難なケースに対して、地域ケアシステムとの連携を図ることにより、市民がより安心を実感できる地域包括ケアシステムの構築につながるものと考えられます。

これまでも地域包括支援センターと地域ケアシステムとの連携により、ケアチームを組織し対応をしてきましたが、これまで以上に連携を密にして進めていきます。

## ～～茨城型の地域ケアシステムとは！～～

支援を必要とする全ての方々に対して、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行うものです。

介護保険制度などの公的サービスを利用して、それだけでは安心した在宅生活を送ることができない、あるいは家族の中に異なる支援を必要とする方が複数いるといった場合に、頼れる制度です。



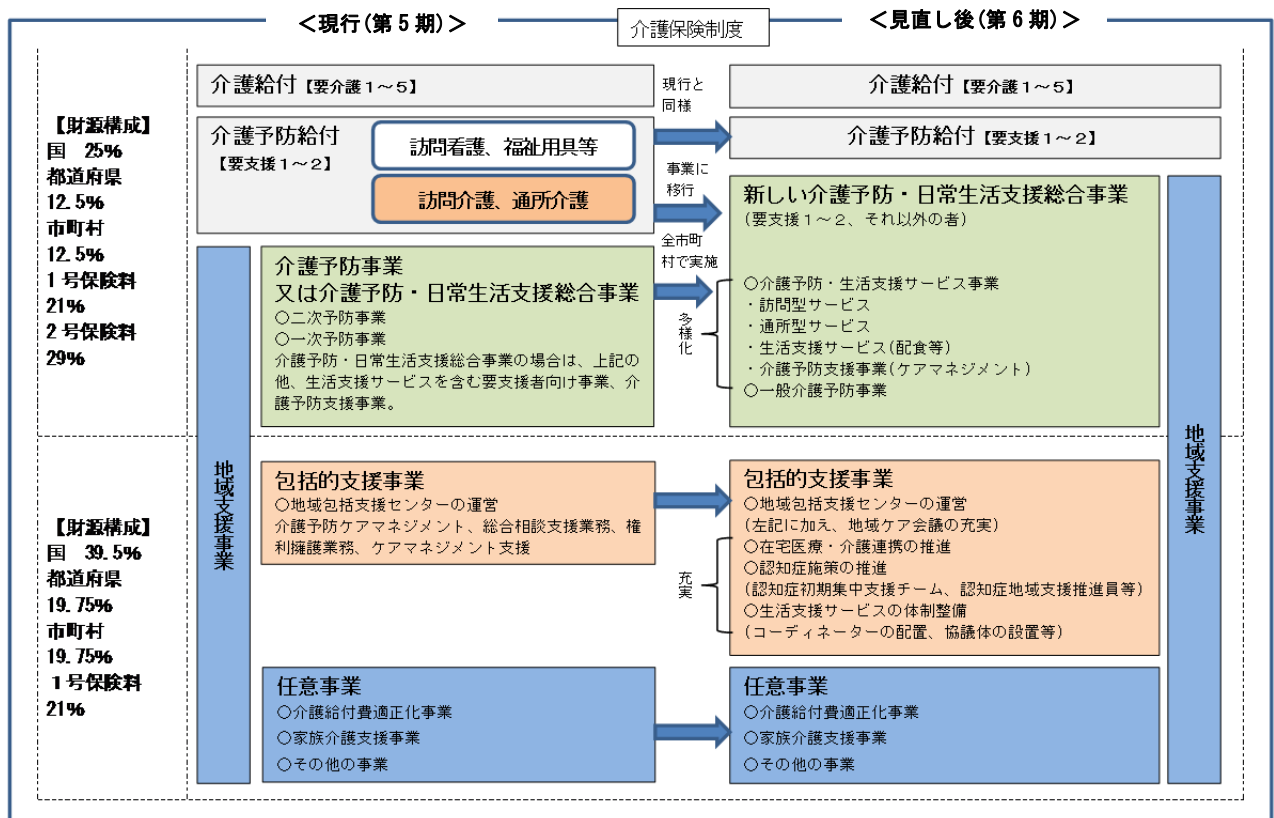
資料 小美玉市社会福祉協議会 「小美玉市協 ふくしの便利帳」

### (3) 市の新しい地域支援事業について

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

今回の制度改正により、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護および通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へと移行することとなりました。

また、予防給付の見直しと合わせて、生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者を始め住民が担い手として参加する支援まで、それぞれの地域の実情に応じたサービスの多様化を図ることが求められています。

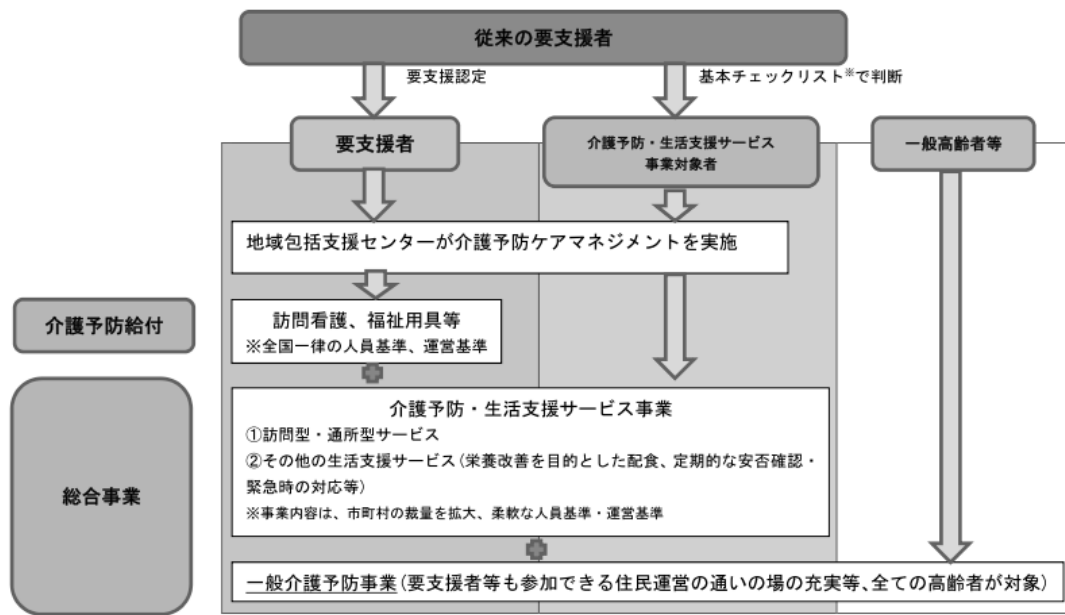


※地域ケア会議について、本市では「地域包括ケア会議」が該当します。

#### (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の移行について

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行については、円滑な移行のためにサービス提供体制を整備し、平成29年4月までに移行を進めます。

新しい総合事業では、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成される各事業を組み合わせることになります。なお、介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外のサービスは、引き続き介護予防給付によるサービス提供になります。



#### 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

##### (1) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
  - ① 要支援認定を受けた者
  - ② 基本チェックリスト該当者（事業対象者）

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。  
 ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。  
 ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

##### (2) 一般介護予防事業

- 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

## 第4章 計画策定の考え方



## 第4章 計画策定の考え方

### 1 基本理念

高齢者数とともに、要介護等の認定者数は増加し、超高齢社会を迎えています。また、2025年（平成37年）には、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達するため、介護サービス等への需要の更なる増大が見込まれます。

本計画では、中長期的な視点の下に、在宅サービスと施設サービスをどのような方向性で充実させていくのか、地域の特性を踏まえて示していくことが求められています。

一方、高齢者は支援されるだけの存在ではありません。元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となり、より一層元気に活躍していただくことも重要なポイントです。高齢者が様々な形で地域社会に参加し、関わりを持っていくことができる地域環境の整備が必要です。

高齢者が持てる能力と経験を生かし、社会参加を通じて自己を実現し、生きる喜びや真に豊かさを実感できるまち、そして、住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心して暮らせるまちを実現することが、この計画の目指すところです。

本市では、『小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画』において、「好きだから このまちでずっと 過ごすために —新たな福祉社会づくりをめざして—」を基本理念に掲げ、行政をはじめとして、保健・福祉・医療・介護の機関が密接に連携し、地域で支える地域ぐるみのまちづくりを推進してきました。本計画でも、引き続き推進を目指す思いは変わりませんし、むしろより強く時代の要請にこたえるべきものと考えています。

こうしたことから、これまでの基本理念や施策を発展的に受け継ぐ意図も含め、本計画においても改めて「好きだから このまちでずっと 過ごすために —地域で支えるまちづくりをめざして—」を基本理念としていくものとします。

**好きだから このまちでずっと 過ごすために  
— 地域で支えるまちづくりをめざして —**

また、重点的取組として、市の地域包括ケアシステムの構築に向けて推進する（詳細は28ページ参照）、次の4つとします。

### 重点的取組

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携



## 2 基本目標

### 基本目標 1 介護予防の推進

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）における一般介護予防事業を展開することによって、介護予防の取組の充実・強化を図ります。
- 他部署の計画とも連携し、高齢期以前からの生活習慣病予防や生活習慣病の重症化の予防の普及啓発を図ります。

### 基本目標 2 社会参加と生きがいの推進

- シルバー人材センターと連携しながら就労を促進するとともに、高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かせる機会の充実を図ります。
- 生涯学習等や老人クラブの充実により、高齢者の趣味や交流・生きがいを促進します。

### 基本目標 3 暮らしを支えるサービスの推進

- 高齢者の暮らしを支えるために、支援を必要とする方への福祉サービスを実施します。
- 緊急時や災害時といったもしもの時に備えた安全・安心な暮らしを支えるための支援等を実施し、高齢者が暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。

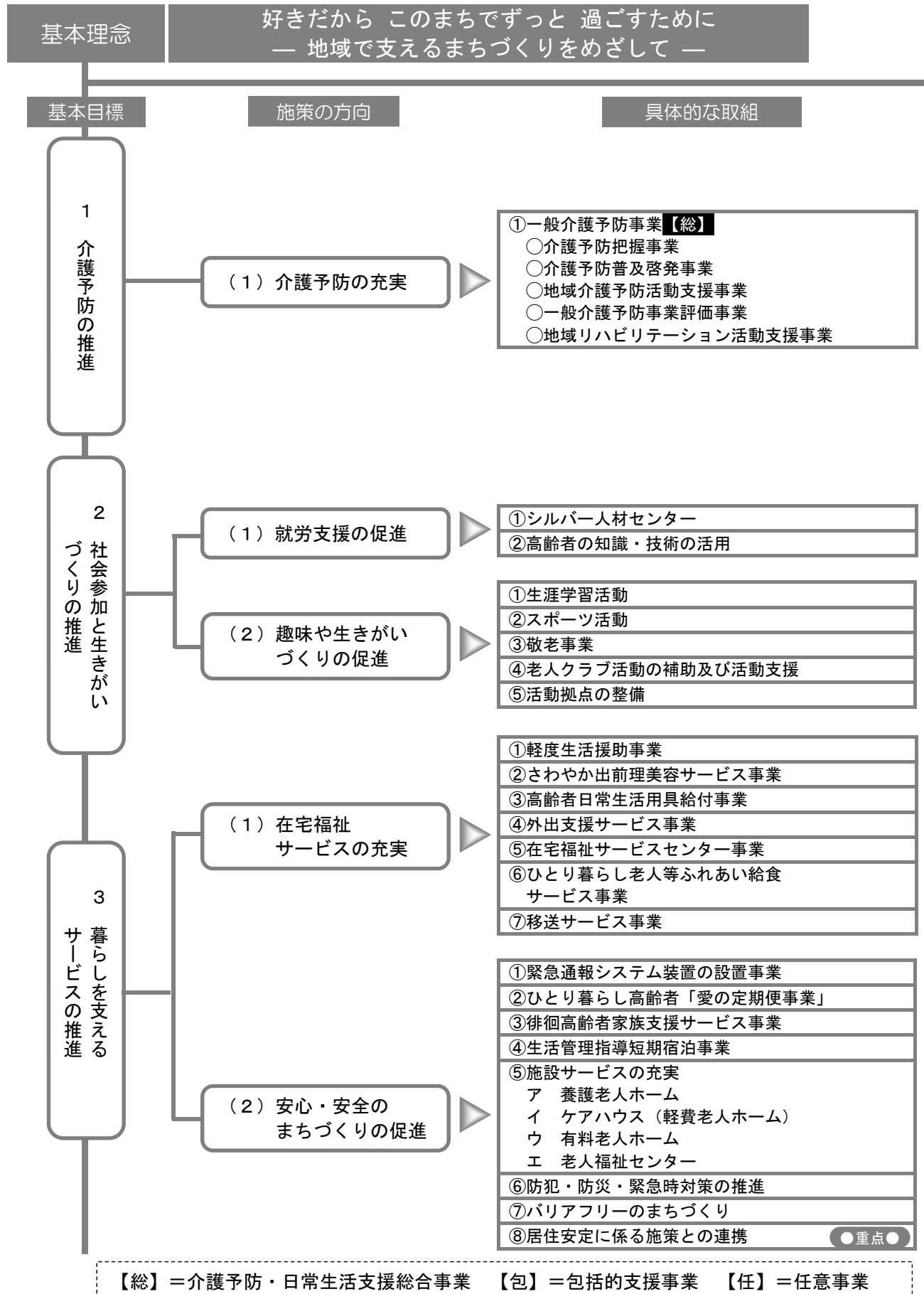
### 基本目標 4 支え合える地域づくりの推進

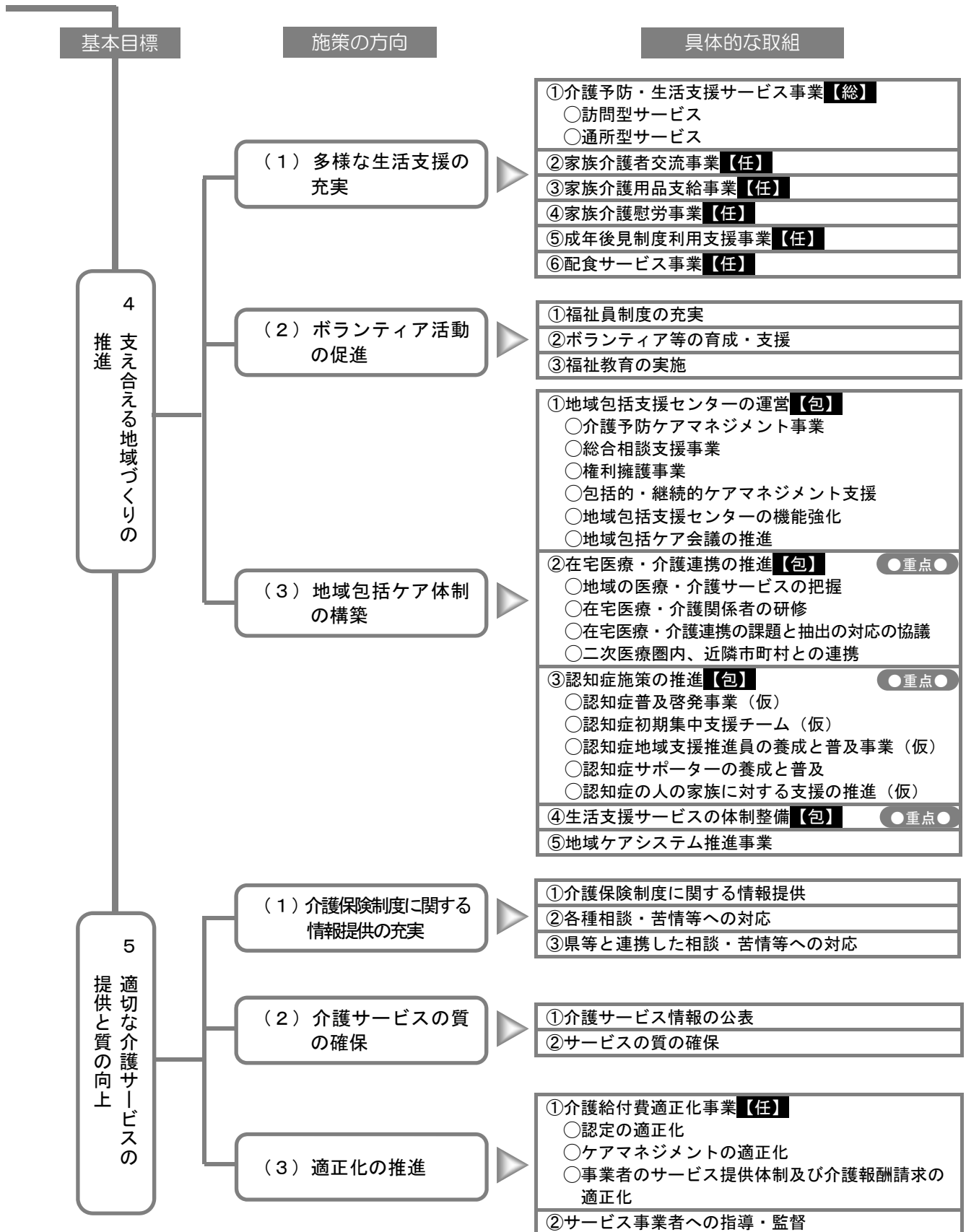
- 「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）における介護予防・生活支援サービス事業へ適切に移行し、地域の社会資源との協働も含めて、高齢者の生活を支える取組の充実・強化を図ります。
- 地域包括ケア体制の中核を担う地域包括支援センターの機能を強化し、関係機関や専門職と情報や目的を共有しながら連携して、高齢者の在宅生活を支える取組の充実を図ります。

### 基本目標 5 適切な介護サービスの提供と質の向上

- 介護保険制度に関するきめ細かな情報提供や、関係機関等との連携により、高齢者やその家族等に対する情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 介護給付の適正化対策等に取り組み、介護保険事業の適正な管理執行と円滑実施を図ります。

### 3 計画の体系







## 第5章 高齢者施策の推進



# 第5章 高齢者施策の推進

## 基本目標 1 介護予防の推進

### (1) 介護予防の充実

#### ①一般介護予防事業【介護予防・日常生活支援総合事業】

※介護予防・日常生活支援総合事業については、31～32ページ参照

介護保険制度の改正では、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進することとなりました。

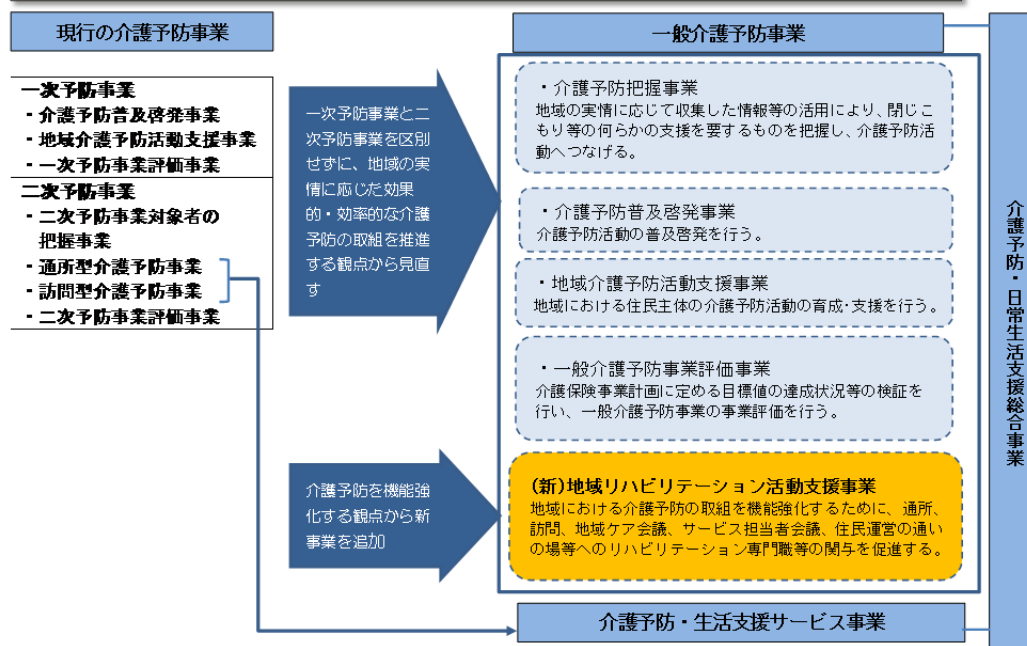
介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業としては、本市の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、住民運営の通いの場や、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていきます。

また、地域における介護予防の取組の機能強化に向け、地域におけるリハビリテーション専門職等の関与の促進に努めていきます。

なお、平成29年4月から介護予防・生活支援総合事業へ移行することから、平成27年度～平成28年度は従来の介護予防事業によるサービス提供となります。

#### 新しい介護予防事業

- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。



※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

### 【一般介護予防事業】

事業名	事業の内容	主体（案）
介護予防把握事業	情報収集等により閉じこもり等の支援を要する者を把握し介護予防活動へつなげる。	市
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。	市 民間事業者
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体のボランティア等、介護予防活動の育成・支援を行う。	市 ボランティア団体等
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。	市
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域包括ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	市 民間事業者





## 基本目標 2 社会参加と生きがいの推進

### (1) 就労支援の促進

#### ①シルバー人材センター

高齢者に適した日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を提供しています。高齢者は、自己の能力を活用することにより、追加的な収入を得るとともに、高齢者自身の自立と福祉の増進が図られます。

#### ②高齢者の知識・技術の活用

高齢者職業相談の機会を充実させ、高齢者の持っている様々な知識、経験、技術などを地域で活用できるようにし、生きがいに繋げていきます。

### (2) 趣味や生きがいの促進

#### ①生涯学習活動

高齢者の個性を活かし、多様な活動ができるよう、年齢層や社会経験に応じた各種講座等の場を提供し生涯学習の機会を充実させ、広報紙やホームページ等により情報提供の充実にも努めます。また、グループ・団体等の活動への支援の充実にも努めます。

#### ②スポーツ活動

高齢化が進む中で、高齢者がスポーツ活動に楽しく参加し、日常の生活の中でスポーツ活動を継続していくことにより、体力の維持や健康の増進、多世代交流等ができるように、高齢者が取り組みやすいコミュニティスポーツの育成と普及を検討します。また、老人クラブでのスポーツへの取組の促進とスポーツリーダー等の養成に努めます。さらに、スポーツ推進員・スポーツコーチ等の連携の促進と、公共施設等の有効利用に向け、コミュニティスポーツの場として開放できるよう検討していきます。

#### ③敬老事業

高齢者の長年の社会貢献に対して感謝と敬意を表するため、70歳以上の高齢者並びに米寿対象者（88歳）に対して敬老祝品を行います。また、結婚50年記念品の贈呈も行います。

更に、住民自らが地域福祉に対する理解と協力を深め、高齢者の健康と生きがいのづくり、社会参加、ふれあいのネットワークづくり等を実施することにより、高齢者が安心して自立した生活ができるように、集落敬老会事業の補助及び推進をしていきます。

#### ④老人クラブ活動の補助及び活動支援

老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や交通安全運動、防犯対策、生きがい活動・ニュースポーツ等の取組が行われ、生きがい対策と健康づくり対策等が進められています。今後とも、高齢者がいきいきと暮らせるように、次のアからエの事業を対象として老人クラブへの補助及び活動支援に努めます。

ア 高齢者に合った各種のスポーツ大会、健康づくりを目的とする事業

イ 趣味の講座や集い、各種学習会、技術、知識の伝承等、いきがいつくりを目的とする事業

ウ 演芸大会、話し合いの会等、こころのリフレッシュと余暇の活用を目的とする事業

エ 各世代間の交流、ふれあいを助長することを目的とする事業等

#### ⑤活動拠点の整備

各地区にある公民館や集落センター等が、認知症予防教室等の介護予防事業や老人クラブ活動等の生きがいつくり事業において活用されています。今後も地域包括ケアの促進や介護予防・健康づくりと生きがいつくりの身近な拠点施設として、住民が主体性を持って各サービスを利用できるよう支援することで既存施設の有効活用に努めます。

## 基本目標3 暮らしを支えるサービスの推進

### (1) 在宅福祉サービスの充実

#### ①軽度生活援助事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、除草や剪定、家屋の軽微な修繕及び軽度な家事援助を、石岡地方広域シルバー人材センターに委託して有償で実施します。また、要介護認定者に対しても、介護保険サービスにないサービスについては必要に応じて行います。

#### <サービス提供計画/実績>

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数(人)	240	156	△84	240	168	△72	240	230	△10
延べサービス提供量(時間)	3,200	3,465	265	3,200	3,796	596	3,200	4,986	1,786

※平成26年度は見込量

#### <サービス提供計画>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数(人)	240	250	260
延べサービス提供量(時間)	5,280	5,500	5,720

#### ■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

## ②さわやか出前理美容サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らし、又は、高齢者のみの世帯で自力で理美容店を利用することが困難な方に対して、理美容業者の協力を得て自宅を訪問して理美容サービスを行います。今後も、サービス利用の促進に向け周知に努めます。

### <サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	10	15	5	10	14	4	10	15	5
延べサービス 提供数(回)	35	39	4	35	29	△6	35	51	15

※平成26年度は見込量

### <サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数(人)	16	17	18
延べサービス 提供数(回)	65	70	75

## ■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯等の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

## ③高齢者日常生活用具給付事業

65歳以上のひとり暮らし・寝たきり高齢者等に対して、電磁調理器・消火器等の給付または貸与を行い、高齢者の日常生活の便宜を図ります。

### <サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	5	1	△4	5	2	△3	5	3	△2
延べサービス 提供数(回)	5	1	△4	5	2	△3	5	3	△2

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	5	5	5
延べサービス提供数（回）	5	5	5

**■サービス見込量及び確保のための方策**

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

**④外出支援サービス事業**

自動車運転免許証を所有していない70歳以上の高齢者にタクシー初乗り料金の助成券を年間24枚交付します。

<サービス提供計画／実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数（人）	320	293	△27	330	608	278	340	800	460
延べサービス提供数（枚）	3,800	3,285	△515	3,950	6,738	2,788	4,100	10,200	6,100

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	800	810	820
延べサービス提供数（枚）	19,200	19,440	19,680

**■サービス見込量及び確保のための方策**

今後要援護者の高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

## ⑤在宅福祉サービスセンター事業

日常生活において支援を必要とする概ね65歳以上の方へ有償ボランティア（協力会員）を派遣し、家事援助等のサービスを提供することで、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

### <サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	150	131	△19	150	121	△29	150	130	△20
延べサービス 提供件数(件)	1,700	1,395	△305	1,700	1,269	△431	1,700	1,400	△300

※平成26年度は見込量

### <サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数(人)	150	150	150
延べサービス 提供件数(件)	1,700	1,700	1,700

## ■サービス見込量及び確保のための方策

今後要援護者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

## ⑥ひとり暮らし老人等ふれあい給食サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、引きこもりや孤独感の解消を目的とした会食を生活圈域ごとに開催するほか、必要な方には配食サービスを行い、健康の保持と生きがいつくりの支援を図ります。

### <サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	1,400	1,481	81	1,400	1,533	133	1,400	1,400	0
実施回数 (回/年)	36	36	0	36	36	0	36	36	0

※平成26年度は見込量

### <サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数（人）	1,410	1,420	1,420
実施回数（回/年）	36	36	36

### ■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

### ⑦移送サービス事業

要介護者、要支援者、障がい者等の移動制約者に対して社会福祉協議会やNPO法人等が福祉有償運送サービスを実施するに当たり、福祉車両だけでなく一般的なセダン型車両も利用できるようになり、福祉有償運送の円滑な実施を支援します。

## (2) 安心・安全のまちづくりの促進

### ①緊急通報システム装置の設置事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対して緊急通報装置を設置し、急病や災害時の緊急時に消防署への通報体制を整え、高齢者の不安を解消し在宅生活の支えとします。

#### <サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	245	223	△22	250	250	0	255	265	10

※平成26年度は見込量

#### <サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数 (人)	275	285	295

### ■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

### ②ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方に乳製品を配付し、安否の確認と健康の保持および孤独感の解消を図ります。

#### <サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	230	237	7	235	285	50	240	310	60
延べ配付本数 (本)	69,500	77,203	7,703	70,500	86,244	15,744	72,000	99,200	27,200

※平成26年度は見込量



<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	320	330	340
延べ配付本数（本）	116,800	120,450	124,100

**■サービス見込量及び確保のための方策**

今後ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

**③徘徊高齢者家族支援サービス事業**

概ね65歳以上の徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に対し、徘徊高齢者の保護を支援するための位置情報端末機（GPS）を貸与することで、介護している家族の負担軽減を図ります。

<サービス提供計画／実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数（人）	1	0	△1	1	0	△1	3	0	△3
延べ利用件数（件）	1	0	△1	3	0	△3	10	0	△10

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	1	2	3
延べ利用件数（件）	2	4	6

**■サービス見込量及び確保のための方策**

今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

#### ④生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の給付対象とはならないものの、基本的な生活習慣に課題のあるひとり暮らし高齢者を一時的に養護する必要がある場合、短期間の宿泊による日常生活の支援を行い、基本的な生活習慣の確立を図ります。

##### <サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	1	0	△1	1	0	△1	1	0	△1

※平成26年度は見込量

##### <サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数 (人)	1	1	1

#### ■サービス見込量及び確保のための方策

地域包括支援センターや民生委員と連携を図りながら、サービスが必要な高齢者を把握し、事業の推進に努めます。

## ⑤施設サービスの充実

### ア 養護老人ホーム

家庭状況や経済的な理由により、自宅での生活が困難な低所得の65歳以上の高齢者を対象に、自立支援を行うための施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、養護老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

### イ ケアハウス（軽費老人ホーム）

60歳以上で、身体機能の低下等で在宅の生活に不安があり、家族の援助を受けられない方が入所する施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、軽費老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

### ウ 有料老人ホーム

高齢者の方々が安心して快適な生活を送ることが出来るように、概ね60歳以上で、共同生活が可能の方が入所できる施設です。なお当市にある有料老人ホームは、介護付です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、有料老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

### エ 老人福祉センター

地域の高齢者のために、生活・健康相談、レクリエーション活動等の便宜を供する施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、引き続き老人福祉センターの事業者等との連携を図ってまいります。

◆老人福祉センター「みのり荘」

＜サービス提供計画／実績＞

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	11,000	11,840	840	11,000	10,797	△203	11,000	11,000	0

※平成26年度は見込量

＜サービス提供計画＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数 (人)	11,000	11,000	11,000

◆小美玉温泉「ことぶき」

＜サービス提供計画／実績＞

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	34,000	76,901	42,901	34,500	81,137	46,637	35,000	81,000	46,000

※平成26年度は見込量

＜サービス提供計画＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数 (人)	81,000	81,000	81,000

◆霞台厚生施設組合高齢者福祉センター「白雲荘」

＜サービス提供計画／実績＞

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	21,400	22,805	1,405	21,400	23,361	1,961	21,400	22,000	600

※平成26年度は見込量

＜サービス提供計画＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数 (人)	22,500	22,500	22,500

## ⑥防犯・防災・緊急時対策の推進

地域防犯体制の強化や住民の防犯意識の向上に努め、住民と関係機関が一体となった防犯体制を確立するために、防災に関する広報活動や防災訓練等により、住民の防災意識の普及・啓蒙を図ります。さらに、緊急時の安全確保策として、ソフトとハードの両面からの支援を整備・検討していきます。

また、ボランティアや消防署等と連携し、救急時に迅速、かつ適切な対応を図るための人的ネットワークの整備も検討します。

## ⑦バリアフリーのまちづくり

茨城県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活ができるよう、スロープ・手すりの設置などによる段差の解消や、見やすい案内板の設置・整備など、引き続きバリアフリーのまちづくりを推進します。

## ⑧居住安定に係る施策との連携

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関しては、住宅関係の部局等との連携を図り、各種情報提供を進め、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。

## 基本目標4 支えあえる地域づくりの推進

### (1) 多様な生活支援の充実

#### ①介護予防・生活支援サービス事業【介護予防・日常生活支援総合事業】

※介護予防・日常生活支援総合事業については、31～32ページ参照

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等を含め、多様なサービスを提供していきます。

なお、平成29年4月から介護予防・生活支援総合事業へ移行することから、平成27年度～平成28年度は従来の予防給付による訪問介護と通所介護を提供するとともに、従来の介護予防事業によるサービス提供となります。

#### 【介護予防・生活支援サービス事業】

事業名	事業の内容	主体（案）
訪問介護	従前の予防給付と同様のサービスを提供する。	訪問介護事業者
訪問型サービスA 〔緩和基準サービス〕	調理、掃除等やその一部介助、ごみ出し、重い物の買い物代行や同行等の家事援助を行う。	民間事業者 NPO シルバー人材センター 等
訪問型サービスB 〔住民主体による支援〕	住民主体により、調理、掃除等の一部介助、買い物代行等の家事援助を行う。（布団干し、階段の掃除等）	ボランティア団体等
訪問型サービスC 〔退院後などの集中支援〕	保健師等による相談指導等を行う。	市
訪問型サービスD 〔通院等の移送支援〕	通院同行、外出支援、移送支援等を行なう。	訪問介護事業者等
通所介護	従前の予防給付と同様のサービスを提供する。	通所介護事業者
通所型サービスA 〔緩和基準サービス〕	ミニ・デイサービスを行う。 運動教室、レクリエーション活動を行う。	民間事業者 NPO
通所型サービスB 〔住民主体による支援〕	シルバーリハビリ体操、定期的な交流会、地区サロンを行う。	住民 ボランティア等
通所型サービス業C 〔短期集中予防サービス〕	保健・医療専門職等により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を行う。	市

#### ②家族介護者交流事業【任意事業】

高齢者を介護している家族等を対象に介護技術の習得や介護者の健康づくり、リフレッシュ事業を開催します。

### ③家族介護用品支給事業【任意事業】

在宅で寝たきりや、認知症高齢者を抱えている家族に対しオムツやその他の助成を行ない、身体的、精神的、経済的負担の軽減を行ないます。

### ④家族介護慰労事業【任意事業】

在宅の寝たきり高齢者を介護している家族の慰労として金品を贈呈し、介護者の苦労に報いることにより高齢者福祉の増進を図ります。

### ⑤成年後見制度利用支援事業【任意事業】

低所得高齢者が成年後見制度の申し立てを行う際の費用の助成や後見人の報酬の助成を行なうことにより、高齢者が地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。

### ⑥配食サービス事業【任意事業】

概ね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で、老衰や疾病等の理由により調理が困難な方へ栄養バランスのとれた食事を定期的に自宅へ届けることにより、高齢者の健康管理を行うとともに安否確認を行います。

#### <サービス提供実績>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実績	実績	実績
実利用者数（人）	89	116	145
延べサービス提供量（食）	9,763	12,636	15,500

※平成26年度は見込量

#### <サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	170	195	220
延べサービス提供量（食）	18,300	21,100	23,900

### ■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業や介護（予防）サービス等との連携を図り事業を推進していきます。

## (2) ボランティア活動の促進

### ①福祉員制度の充実

福祉員は社会福祉協議会の選任を受け、民生委員や社会福祉協議会との連携を図りながら、

- ア 住民の中で孤立する方がいないよう、見守りや目配り、気配りをする事
- イ 遠慮から社協まで届いてこない小さな声を拾って繋げること
- ウ 福祉サービスの存在を知らなくて利用できない方がないよう口コミの啓発に努めること
- エ 住民からの相談やサービス提供の必要がある方がいた場合、すぐに民生委員か社協へ連絡すること

などを役割としています。

安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくために福祉員制度の充実に努めます。

### ②ボランティア等の育成・支援

高齢者が安心して生活していくためには、公的サービスだけでなく民間団体やボランティア等によるきめ細かなサービス提供体制の整備が重要です。そこで、ボランティア連絡協議会等を中心に、各種研修を通して必要な知識・技術の習得や情報交換を行い、ボランティアの拡大や人材の育成に努めます。

また、住民や福祉推進団体との連携の強化やコミュニティ活動体制の充実を図り、主体的で活力ある活動を推進するとともに、地域の代表者と連携しながらコミュニティ活動の中心となる、リーダーやボランティアの育成・確保に努めます。

#### ◆地域介護ヘルパー養成研修会の開催

##### <サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
開催回数 (回)	2	1	△1	2	2	0	2	1	△1
養成者数 (人)	60	12	△48	60	20	△40	60	5	△55
延べ参加者数 (人)	658	610	△48	718	630	△88	778	635	△143

※平成26年度は見込量



<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数 (回)	2	2	2
養成者数 (人)	60	60	60
延べ参加者数 (人)	695	755	815

◆認知症サポーター養成講座の開催

<サービス実績>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実績	実績	実績
開催回数 (回)	7	7	8
養成者数 (人)	155	130	182

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数 (回)	8	8	8
養成者数 (人)	200	200	200

### ③福祉教育の実施

子ども達が高齢者や社会福祉について関心を持ち、自ら考え、より良く行動できる力を養うことを目的に、保育園・幼稚園児と高齢者との交流や、小・中学校の福祉教室の一層の活性化、総合的な学習の時間での取組やボランティア体験学習など、福祉教育の推進を図ります。また、地域住民や地域の子ども会と高齢者との交流機会の拡大を推進し、福祉をテーマとした生涯学習講座の充実を図ります。

### (3) 地域包括ケア体制の構築

#### ①地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関です。現在の業務に加え、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進等を図るなか、各センターや行政との連携を強化し、適切な運営を図っていきます。

##### 【地域包括支援センターの運営】

事業名	事業の内容
介護予防ケアマネジメント事業	予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため心身の状況に応じて必要な援助を包括的・効果的に行なう。
総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活して行くことができるよう必要なサービスにつなげる等の支援を行なう。
権利擁護事業	権利侵害を受けている、また受ける可能性の高い高齢者が地域で安心して尊厳のある暮らしを維持できるよう支援を行なう。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるようまた個々の高齢者に対し包括的・継続的ケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるようサポートを行なう。
地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例に対応できるよう専門職の配置等人員体制の確保をする。また各センターや行政との連携強化、多職種協働によるケアマネジメントの支援充実を図る。
地域包括ケア会議の推進	個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメントを行なうとともに地域のネットワーク構築を図る。

#### ②在宅医療・介護連携の推進

医師会等と協力し、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進します。

##### 【在宅医療・介護連携の推進】

事業名	事業の内容（案）
地域の医療・介護サービスの把握	地域の医療機関、介護サービス資源の情報収集や調査を行ない、地図又はリスト化する。
在宅医療・介護関係者の研修	地域の医療、介護関係者を対象に研修会を開催し、多職種連携の実際を学ぶ。
在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議	地域の医療機関・介護関係者等が参画する、在宅医療介護連携推進会議（仮称）により、課題の抽出と解決策の協議を行なう。
二次医療圏内、近隣市町村との連携	二次医療圏内、近隣市町村との連携に努める。

### ③認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるため、地域包括ケア会議の普及・定着を促し個別課題の解決を図るとともに、認知症地域支援推進員の養成と普及に努め、認知症家族の会等の関係団体と連携して、認知症高齢者とその家族への支援を強化していきます。認知症の早期発見・早期診断の体制整備を進めるとともに、成年後見制度の周知と活用促進を図ります。

#### 【認知症施策の推進】

事業名	事業の内容
認知症普及啓発事業（仮）	認知症の方の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければ良いのか、具体的な機関名やケア内容等を、認知症の人やその家族に提示できるように認知症ケアパスを作成する。
認知症初期集中支援チーム（仮）	複数の専門職が、認知症と疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行ない、自立生活のサポートを行なう。
認知症地域支援推進員の養成と普及事業（仮）	地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する推進員の養成および普及を行なう。
認知症サポーターの養成と普及	認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアの養成と普及を行なう。
認知症の人の家族に対する支援の推進（仮）	認知症カフェ等の開催により、認知症の人や家族、地域住民等による、ふれあい、やすらぎによる支援を推進する。

### ④生活支援サービスの体制整備

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、多様な生活支援サービスが求められています。

サービスを担う民間企業、社会福祉法人、ボランティア等の多様な事業主体への支援を行い、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる地域づくりを進めます。

#### 【生活支援サービスの体制整備】

事業名	事業の内容
生活支援サービスの体制整備	高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図り、持続的な生活支援サービスの体制を整備する。 また高齢者自らが自分たちの住む地域福祉に貢献し、老人クラブや地区サロン等が活発に活動できるような地域基盤を整備する。

## ⑤地域ケアシステム推進事業

在宅の高齢者や心身に障がいのある方々が、家庭や地域の中で安心して暮らせるように、援護が必要な方一人ひとりに、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが受けられる制度です。地域ケアコーディネーターが中心となって進められ、介護などに関する相談や必要な在宅サービスを組み立てて提供します。なお、地域包括支援センターの総合相談支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント事業との連携も十分に図りながら、地域包括ケアの実現に向けて事業を進めます。

### 【地域ケアシステムの事業内容】

「地域ケアコーディネーター」の配置	地域ケアコーディネーターは、地域の実情と関係諸制度を理解している者の中から選任され、地域への啓発活動や関係機関との連絡調整、サービスを必要とする対象者やニーズの把握、サービス調整会議への諮問、在宅ケアチームの編成などの業務にあたります。
「サービス調整会議」の開催	対象者一人ひとりの状態に合わせて、最も望ましい保健・医療・福祉サービスを提供するため、専門医を含む各分野の実務者から会議員を選出し、会議員による「サービス調整会議」を開催し、対象者に対する処遇方針（サービスプログラム）を策定するとともに、処遇の経過を点検します。
「在宅ケアチーム」の活動	<p>ア 地域の実態把握</p> <p>「地域ケアコーディネーター」を中心として、対象者等の状況とサービス供給側の人的資源、機関、施設等の状況を把握するとともに、保健・医療・福祉関連団体・機関等の協力を得て、対象者の実態やニーズを把握します。</p> <p>イ 「在宅ケアチーム」の組織化及びサービスの提供</p> <p>「地域ケアコーディネーター」は、サービス調整会議等の結果に基づき、「在宅ケアチーム会議」を開催し、援護を必要とする一人ひとりの対象者ごとに、保健師やホームヘルパー、民生委員、かかりつけの医師等の直接的なサービス担当者が在宅ケアチームを組み、役割分担と相互連絡を図ることによって、的確で効率的なサービスを提供します。</p> <p>ウ 「キーパーソン」の設置</p> <p>在宅ケアチームの構成員の中から当該在宅ケアチームのまとめ役となる「キーパーソン」を選出し、「キーパーソン」は対象者や家族のニーズの変化に対応した適切なサービスが図れるよう常に把握し、変化が生じた場合は「地域ケアコーディネーター」等に連絡、調整します。</p>

<サービス提供計画／実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	80	57	△23	80	71	△9	80	80	0
会議等の開催 数(回)	12	8	△4	12	9	△3	12	12	0

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数(人)	90	90	90
会議等の開催数 (回)	12	12	12

## 基本目標5 適切な介護サービスの提供と質の向上

### (1) 介護保険制度に関する情報提供の充実

#### ①介護保険制度に関する情報提供

介護保険制度を円滑に運営し信頼を高めていくためには、広く市民に周知・啓発を図り、制度への理解を深めていただくことが重要です。

また、「団塊の世代」が75歳に達する平成37（2025年）年を視野に入れ、第1号被保険者が増加し続けること、平成29年度から制度の移行が行われることなどから、その趣旨、保険料と利用料、介護サービスや総合事業の内容などについて、わかりやすく十分な周知を図る必要があります。

広報やパンフレット等を活用して、市民が介護保険制度や介護サービスの利用の方法等について理解を深めることができるように取り組んでいきます。

また、市民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、保健・介護や高齢者福祉のほか、地域福祉、生活保護、障害者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して、総合的に相談に応じ、充実を図ります。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通ずる職員の養成や必要な情報を共有できるよう努めます。

#### ②各種相談・苦情等への対応

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、市民の身近な行政機関である市役所や地域包括支援センターにおいて、個人情報保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、要介護認定調査員等と連絡調整し、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。

#### ③県等と連携した相談・苦情等への対応

介護保険料や要介護認定等に関する不服申立は茨城県介護保険審査会、介護保険制度に係るサービス内容や事業者・施設等に関する利用者からの苦情・相談については、茨城県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、適切な対応に努めます。

また、窓口に寄せられた苦情・相談等で、対応が困難な事例についても、上記の各機関と連携してその対応に努めます。

## (2) 介護サービスの質の確保

### ①介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者本位にサービスが提供されるためには、介護保険制度や地域支援事業の仕組み、利用できるサービスの種類・内容・利用方法・相談窓口などの正確な情報を適切かつ効率的に提供する必要があります。

すべての介護サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられています（都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します）。

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

事業所の情報を公平に公表することで、利用者の比較検討による適切な事業所の選択を支援するとともに、事業所においては、利用者から適切な事業所が選ばれることによって、介護サービスの質の向上が期待できます。

本市においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、市民にもっとも近い窓口として、市民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、市役所の相談窓口、地域包括支援センター等を通じて、市民にわかりやすい情報を提供していきます。

### ②サービスの質の確保

サービス提供事業所が年々増加している中で、事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行うことで、事業者のサービスの質の向上を支援します。

さらに、事業所向けの研修を実施し、ケアプラン作成の参考となる資料など、介護保険制度に関する様々な情報を事業者に提供・周知し、介護保険の適正な運営を推進します。

### (3) 適正化の推進

#### ①介護給付費適正化事業

介護給付を必要とする受給者の認定にあたり、認定調査の内容について点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。また、介護保険受給者に対し給付費通知を送付することにより不要なサービスが提供されていないかの検証を行います。さらに、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について点検を行なうことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、給付費の適正化を図ります。

#### ②サービス事業者への指導・監督

介護保険法に基づき、介護サービス事業者に対し、介護給付等対象サービスの取り扱いや介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底することを目的に、事業所における実地指導、事業者を一定の場所に集めて講習等の方法による集団指導により指導を行います。また、指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合等は監査を実施します。



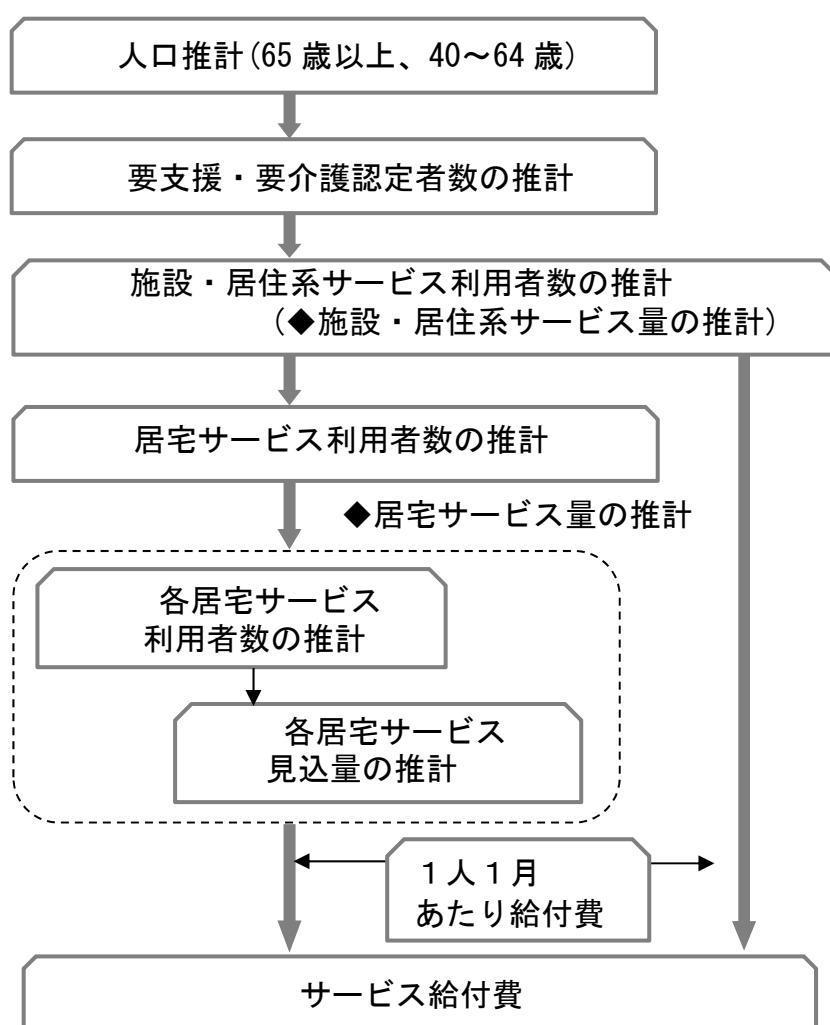
## 第6章 介護保険事業の推進



## 第6章 介護保険事業の推進

### 1 介護保険事業費の推計手順

介護（予防）サービス事業量の見込みは、次のような推計手順により、市の高齢者人口や要支援・要介護認定者数を推計し、第5期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設・居住系サービスが整備される見込み等を勘案して推計しました。

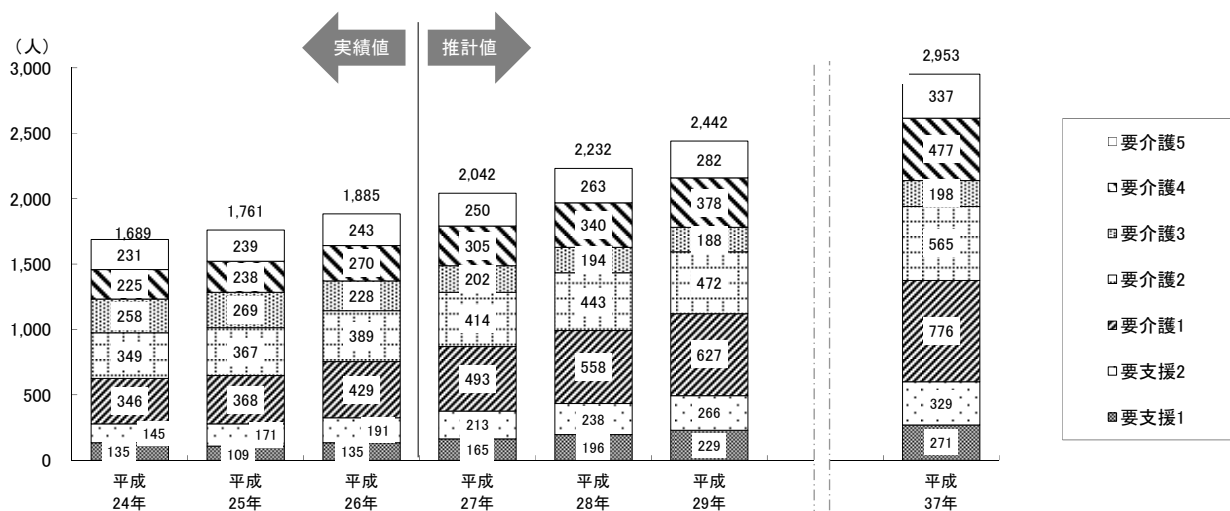


## 2 サービス利用者の将来推計

要支援・要介護者数は、平成29年までに平成24年と比較して753人増加するものと推計されます（※被保険者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計）。

また、平成37年には、約3,000人になると見込まれます。

	第5期			第6期			第9期
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成37年
要支援1	135	109	135	165	196	229	271
要支援2	145	171	191	213	238	266	329
要介護1	346	368	429	493	558	627	776
要介護2	349	367	389	414	443	472	565
要介護3	258	269	228	202	194	188	198
要介護4	225	238	270	305	340	378	477
要介護5	231	239	243	250	263	282	337
合計	1,689	1,761	1,885	2,042	2,232	2,442	2,953



資料 平成24年～平成26年 介護保険事業状況報告、各年9月末日現在

### 3 サービス事業量の実績と見込み

#### 【介護保険サービスの体系】

給付の種類	サービス類型	サービス名
(1) 介護給付	①居宅サービス	ア 訪問介護 イ 訪問入浴介護 ウ 訪問看護 エ 訪問リハビリテーション オ 居宅療養管理指導 カ 通所介護 キ 通所リハビリテーション ク 短期入所生活介護 ケ 短期入所療養介護（老健） コ 短期入所療養介護（病院等） サ 福祉用具貸与 シ 特定福祉用具購入費 ス 住宅改修費 セ 特定施設入居者生活介護
	②地域密着型サービス	ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 イ 夜間対応型訪問介護 ウ 認知症対応型通所介護 エ 小規模多機能型居宅介護 オ 認知症対応型共同生活介護 カ 地域密着型特定施設入居者生活介護 キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ク 複合型サービス ケ 地域密着型通所介護（仮称）
	③施設サービス	ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 介護療養型医療施設
	④居宅介護支援	
(2) 予防給付	①介護予防サービス	ア 介護予防訪問介護 イ 介護予防訪問入浴介護 ウ 介護予防訪問看護 エ 介護予防訪問リハビリテーション オ 介護予防居宅療養管理指導 カ 介護予防通所介護 キ 介護予防通所リハビリテーション ク 介護予防短期入所生活介護 ケ 介護予防短期入所療養介護（老健） コ 介護予防短期入所療養介護（病院等） サ 介護予防福祉用具貸与 シ 特定介護予防福祉用具購入費 ス 介護予防住宅改修 セ 介護予防特定施設入居者生活介護
	②地域密着型介護予防サービス	ア 介護予防認知症対応型通所介護 イ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護 エ 介護予防地域密着型通所介護（仮称）
	③介護予防支援	
(3) 市町村特別給付	①特殊浴室介護事業	

## (1) 介護給付

### ①居宅サービス

#### ア 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護者等の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の手助けを行うことによって、在宅生活を支援します。

##### <サービス提供実績>

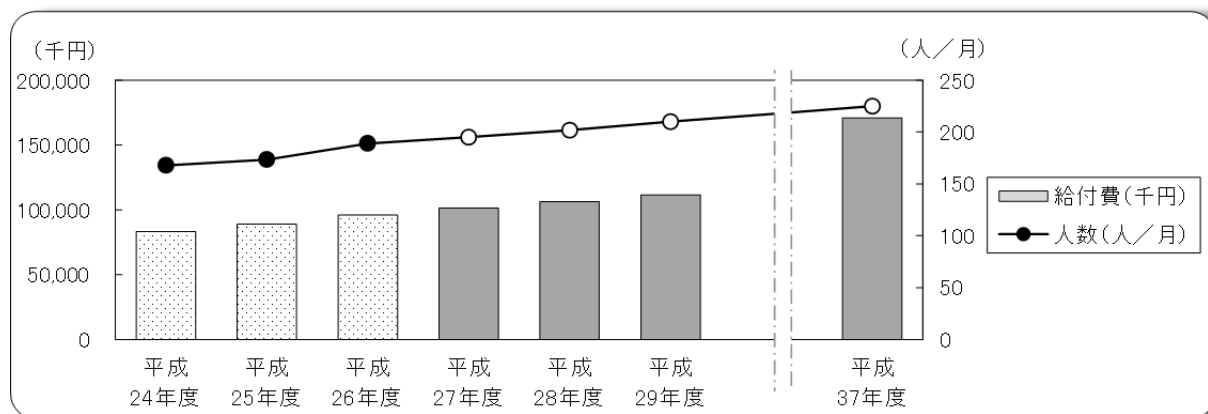
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	83,263	88,956	96,011
サービス利用者数（人／月）	168	174	189

※平成26年度は見込量

##### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	101,353	106,434	111,406	170,999
サービス利用者数（人／月）	195	202	210	225

##### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



#### ■サービス見込量及び確保のための方策

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしや高齢者世帯が増加傾向にあり、サービスの利用も増加すると見込まれます。

訪問介護事業者への支援を行い、訪問介護員のスキルアップ及び提供量の確保を図っていきます。

## イ 訪問入浴介護

要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、浴槽を室内に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

### <サービス提供実績>

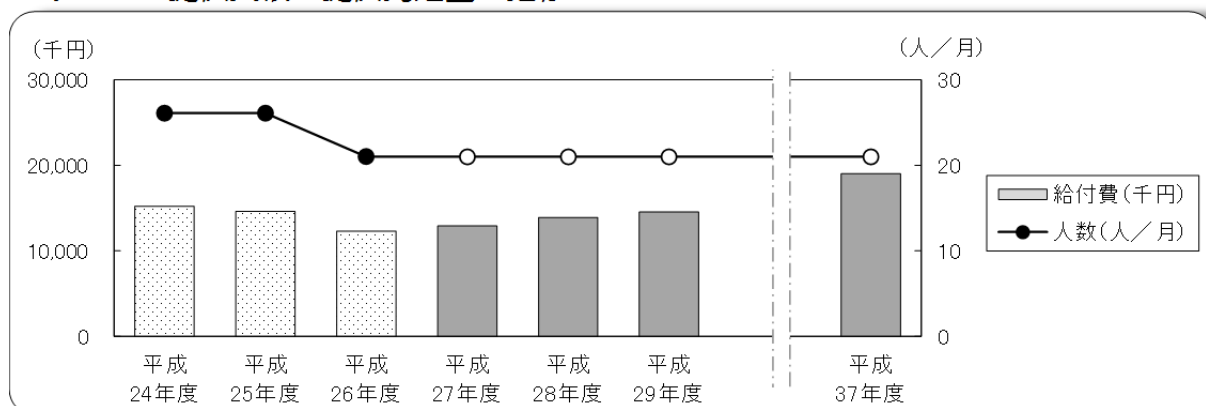
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	15,206	14,606	12,289
サービス利用者数（人／月）	26	26	21

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	12,912	13,886	14,532	18,982
サービス利用者数（人／月）	21	21	21	21

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

サービスの特性上、介護度が重度化するほど利用率が高い傾向にありますが、在宅サービス利用者数と施設サービス利用者数のバランスを考慮して、提供量の確保を見込みました。

また、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

## ウ 訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が要介護者の家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行って、在宅生活を支援します。

### <サービス提供実績>

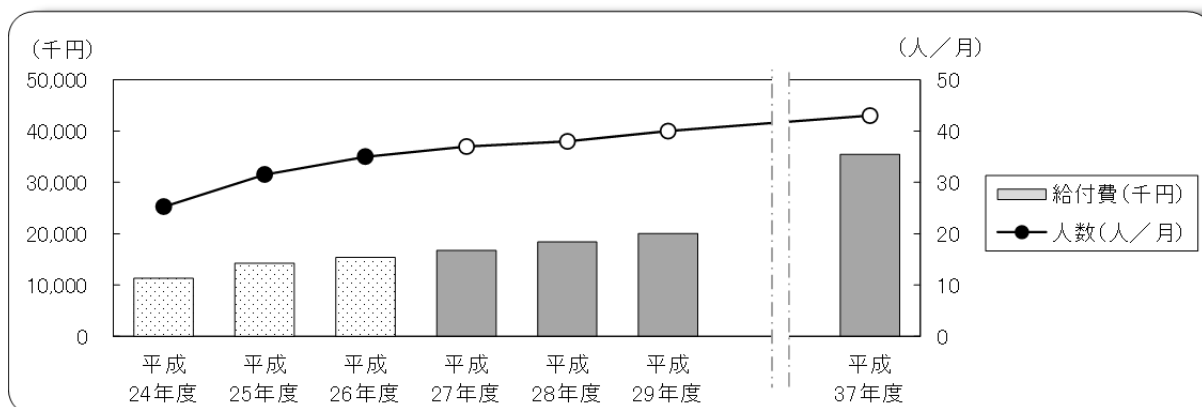
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	11,340	14,262	15,397
サービス利用者数 (人/月)	25	32	35

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	16,735	18,360	20,044	35,463
サービス利用者数 (人/月)	37	38	40	43

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

在宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討していきます。



## エ 訪問リハビリテーション

病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士が要介護者等の家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を援助するため、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行って在宅生活への支援を図ります。

### <サービス提供実績>

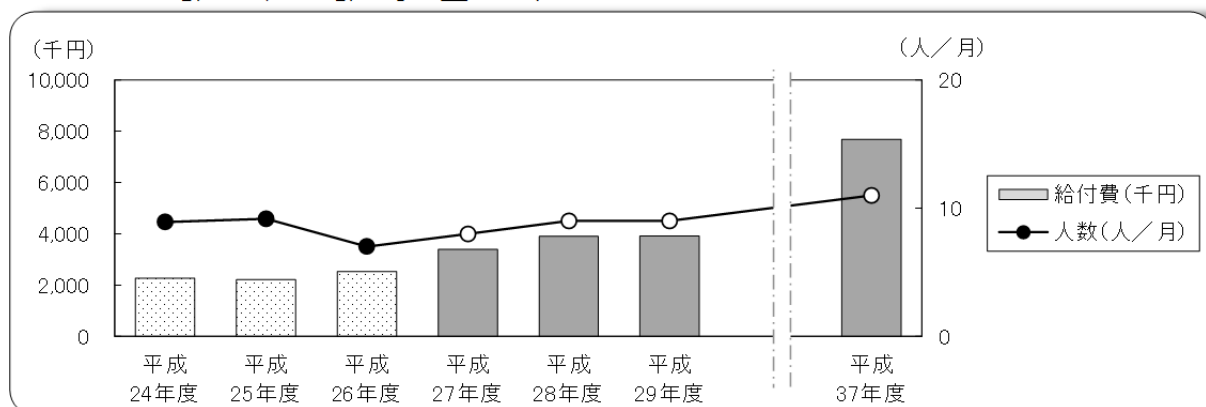
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	2,269	2,215	2,534
サービス利用者数 (人/月)	9	9	7

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	3,393	3,902	3,907	7,674
サービス利用者数 (人/月)	8	9	9	11

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

病院等からの退院後、利用者の療養に合わせ、機能訓練等のリハビリが必要な方へのサービスであることから、医療との連携が必要となってきます。

サービスの利用量は極端に増えていませんが、第5期計画期間中の傾向が続くものとして、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

## オ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが通院困難な要介護者の家庭を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、薬の飲み方、食事などの療養上の管理及び指導を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

### <サービス提供実績>

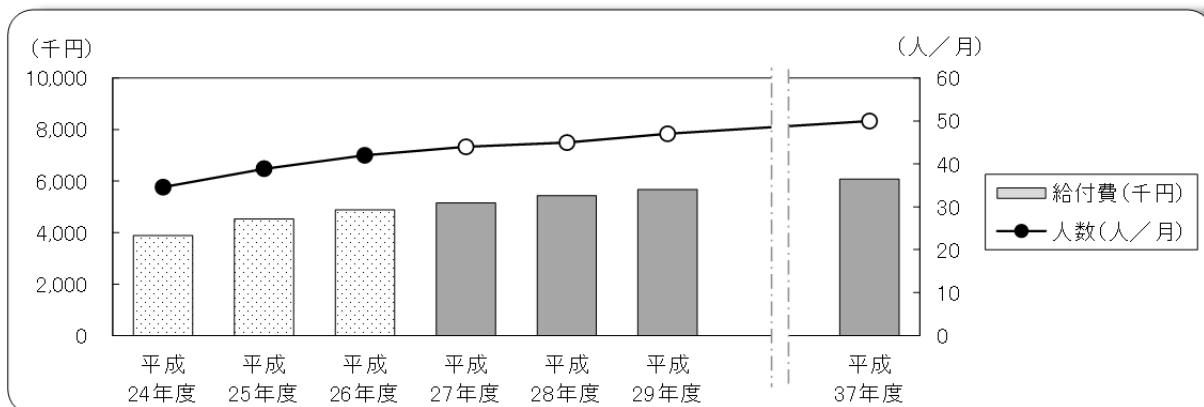
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	3,886	4,523	4,879
サービス利用者数 (人/月)	35	39	42

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	5,156	5,439	5,671	6,070
サービス利用者数 (人/月)	44	45	47	50

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

重度の要介護者の増加とともに、利用も伸びる傾向があります。在宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上を目指して医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者に働きかけます。

## カ 通所介護

在宅の要介護者等が、デイサービスセンター等に通い、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

### <サービス提供実績>

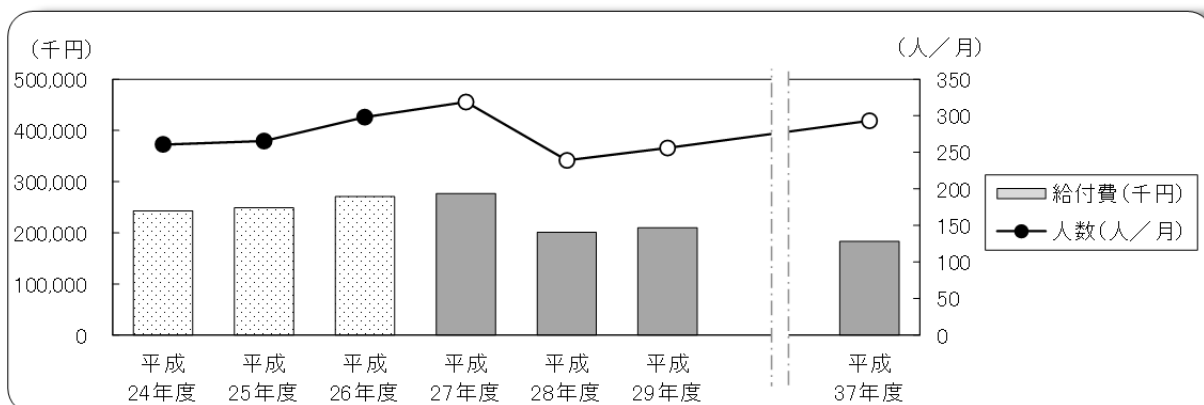
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	242,604	248,339	270,198
サービス利用者数（人／月）	261	265	298

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	276,743	200,936	209,990	183,446
サービス利用者数（人／月）	319	239	256	293

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

他の在宅サービスに比べて利用の多いサービスですが、在宅サービス利用者数と施設サービス利用者数とのバランスや地域性に配慮しつつ、提供量を確保します。

また、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図っていきます。

なお、平成28年度から利用定員数が18人以下の事業所は、地域密着型通所介護（仮称）へ移行することになります。

## キ 通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設や病院、診療所等に通り、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることによって、自立支援を図ります。

### <サービス提供実績>

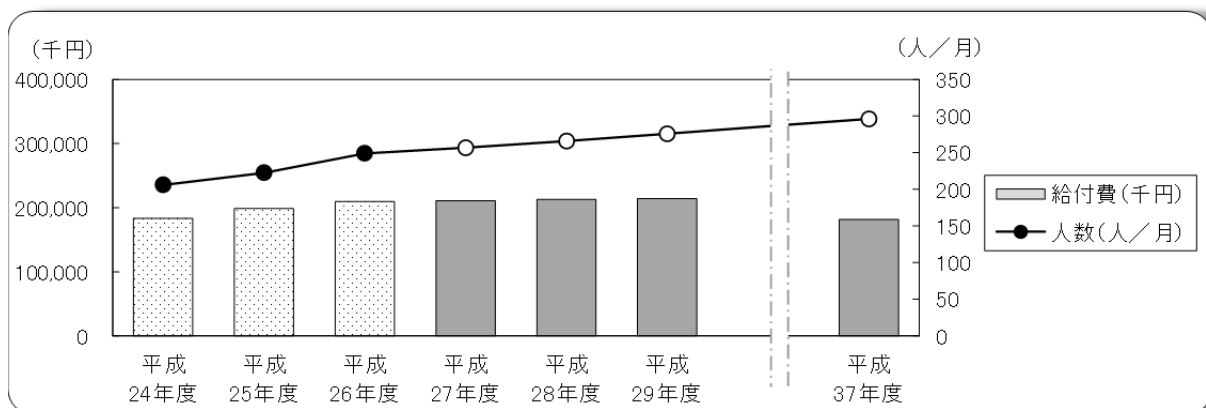
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	183,175	198,212	209,408
サービス利用者数 (人/月)	206	223	249

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	210,727	212,608	214,337	181,432
サービス利用者数 (人/月)	257	266	276	296

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

今後も利用の増大が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めています。

## ク 短期入所生活介護

在宅の要介護者等が、特別養護老人ホーム等に短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護及び日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

### <サービス提供実績>

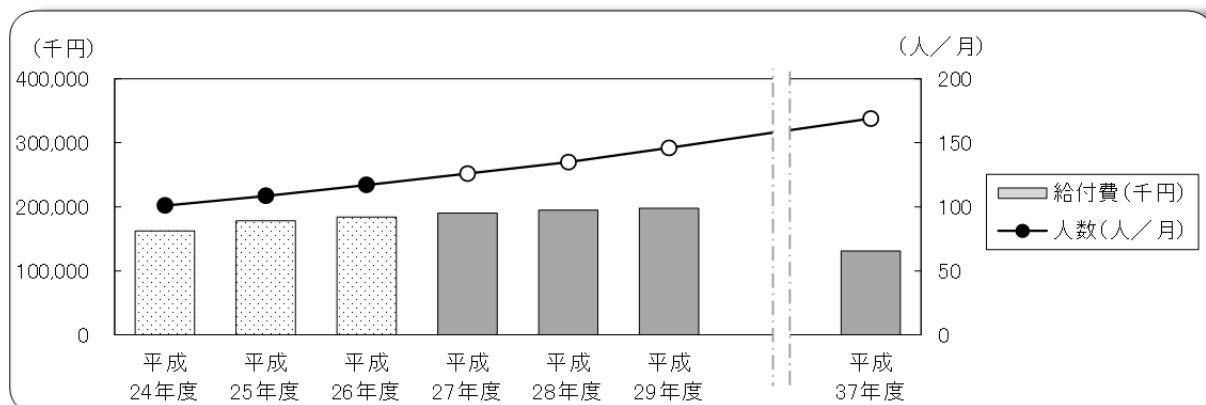
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	162,284	178,568	184,110
サービス利用者数（人／月）	101	109	117

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	190,110	194,918	197,549	131,050
サービス利用者数（人／月）	126	135	146	169

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス量が増加していくことが見込まれることから、施設等と連携して提供量を確保します。

また、長期間の滞在者に対しては、短期入所生活介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

## ケ 短期入所療養介護（老健）

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

### <サービス提供実績>

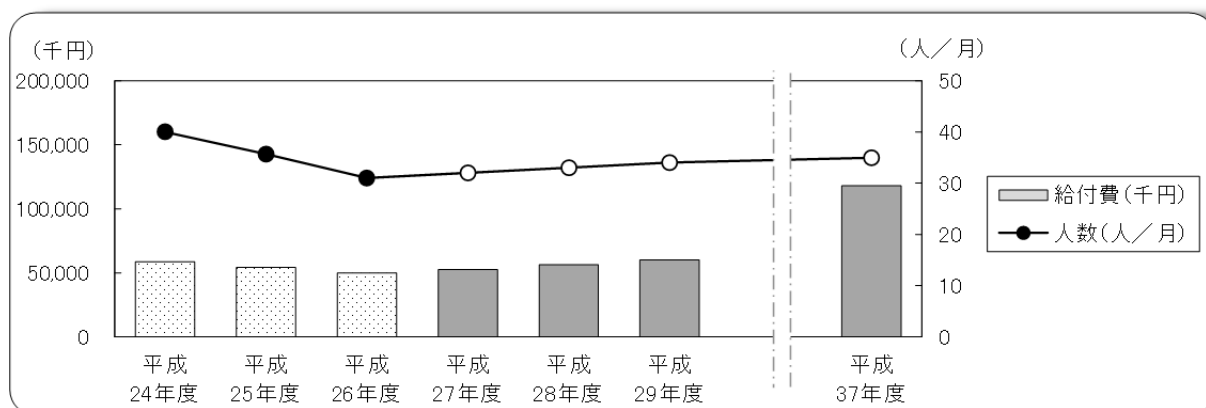
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	58,483	54,152	49,772
サービス利用者数（人／月）	40	36	31

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	52,523	56,366	60,058	118,017
サービス利用者数（人／月）	32	33	34	35

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績は減少傾向にありますが、施設整備によりサービスの利用が微増するものと見込み、施設等と連携して提供量を確保します。

## コ 短期入所療養介護（病院等）

在宅の要介護者等が、介護療養型医療施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

### <サービス提供実績>

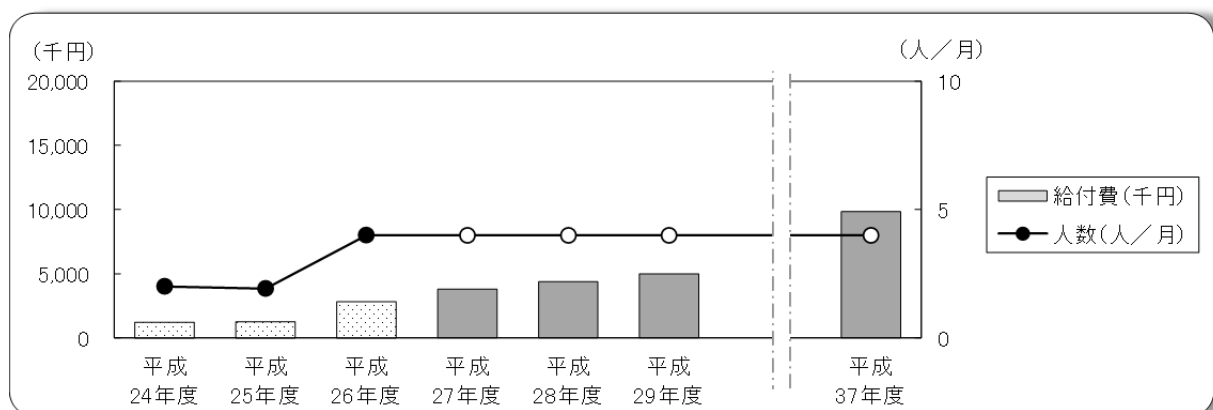
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	1,208	1,259	2,827
サービス利用者数（人／月）	2	2	4

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	3,774	4,380	4,985	9,828
サービス利用者数（人／月）	4	4	4	4

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

介護療養型医療施設は将来的に転換されることから、第5期計画期間中の実績を横ばいで推移するものと見込みました。

## サ 福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者が、日常生活上の便宜や機能訓練を目的にした福祉用具（車いすやベッド等）の貸与によって、在宅生活への支援を図ります。

なお、レンタルできる福祉用具の種類は下記の通りです。

- |            |         |               |          |
|------------|---------|---------------|----------|
| ・車いす       | ・車いす付属品 | ・特殊寝台（介護用ベッド） | ・特殊寝台付属品 |
| ・じょくそう予防用具 | ・体位変換器  | ・手すり          | ・スロープ    |
| ・歩行器       | ・歩行補助杖  | ・認知症高齢者徘徊感知器  | ・移動用リフト  |

### <サービス提供実績>

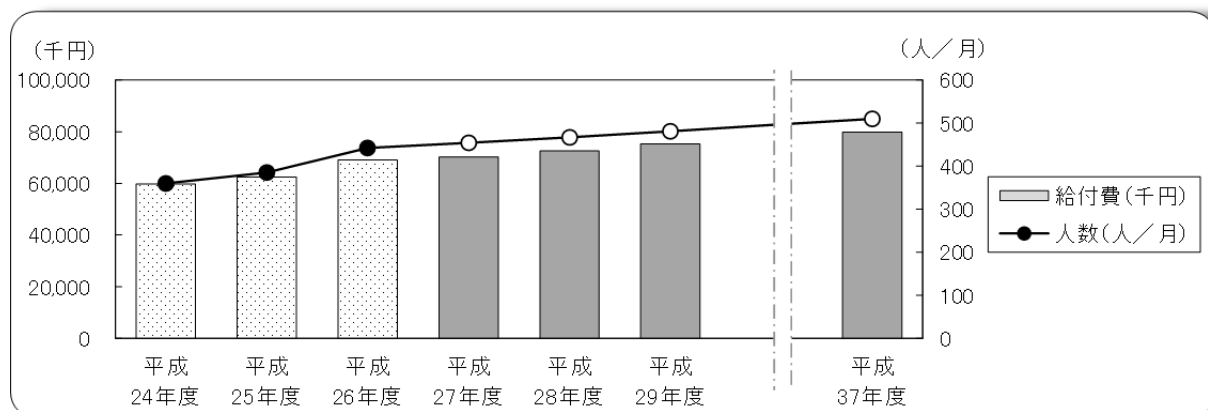
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	59,723	62,517	68,998
サービス利用者数（人／月）	360	385	442

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	70,161	72,537	75,249	79,780
サービス利用者数（人／月）	454	467	481	510

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

中重度者の在宅生活を継続するためのサービスとして重要であり、今後も利用が増えると思込まれることから、提供量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。



## シ 特定福祉用具購入費

在宅の要介護者等が、貸与になじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費用を支給し、日常生活の介護に利用することによって、自立支援を図ります。

### <サービス提供実績>

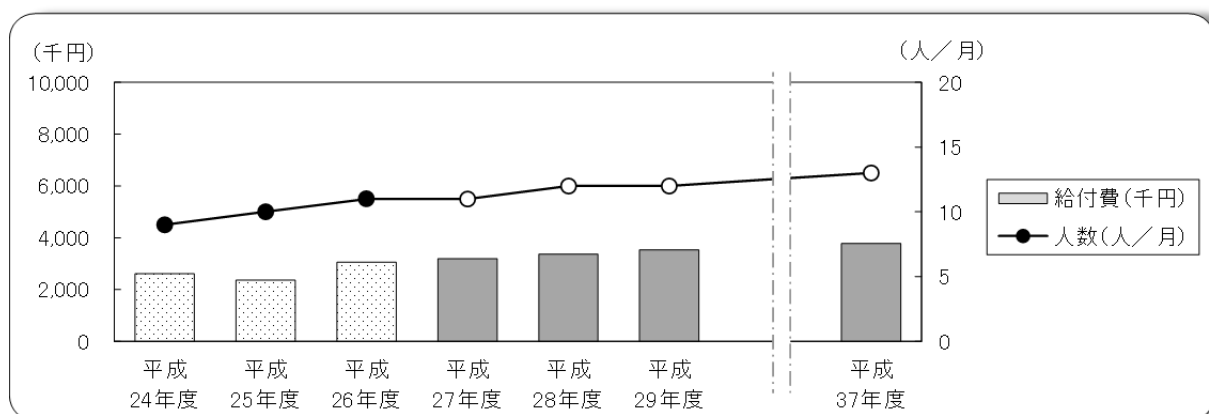
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	2,612	2,360	3,055
サービス利用者数 (人/月)	9	10	11

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	3,195	3,369	3,526	3,770
サービス利用者数 (人/月)	11	12	12	13

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

利用者数は大きく伸びていないことから、第5期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な用具の利用を図っていきます。

## ス 住宅改修費

在宅の要介護者等が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費を支給します。

### <サービス提供実績>

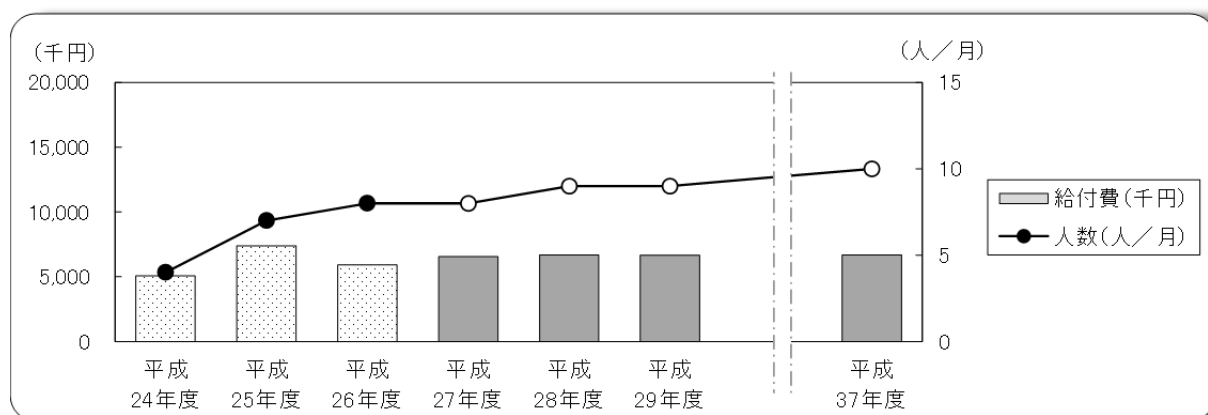
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	5,068	7,384	5,908
サービス利用者数 (人/月)	4	7	8

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	6,548	6,683	6,656	6,673
サービス利用者数 (人/月)	8	9	9	10

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

このサービスは年により利用の変化が大きなサービスです。そこで、第5期計画期間中の実績を踏まえて提供量が推移するものと見込みました。

また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

## セ 特定施設入居者生活介護

要介護者等が指定を受けた有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができます。

### <サービス提供実績>

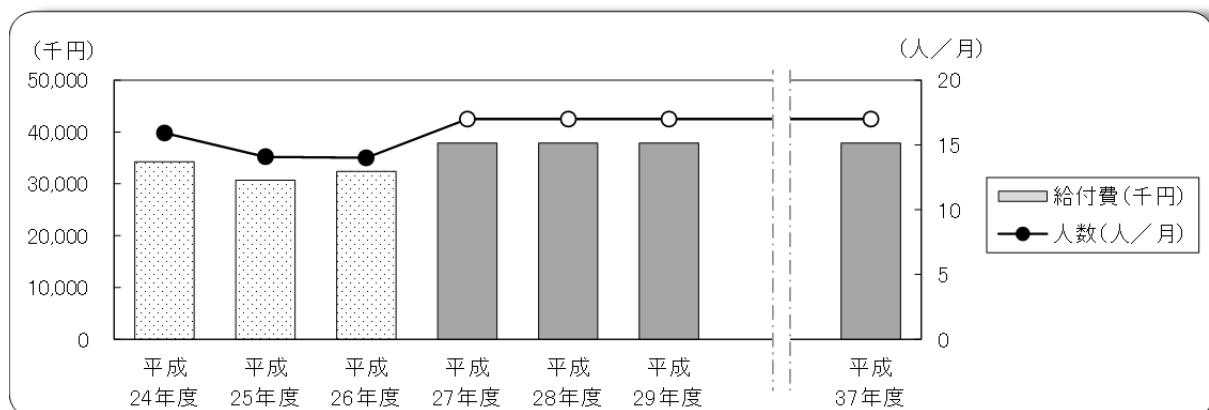
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	34,241	30,708	32,382
サービス利用者数 (人/月)	16	14	14

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	37,898	37,898	37,898	37,898
サービス利用者数 (人/月)	17	17	17	17

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正な提供量の確保を図ります。

## ②地域密着型サービス

### ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

第5期から創設されたサービスですが、利用者のニーズや参入事業者の動向把握を把握しながら、整備を検討するものとします。

また、隣接市など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

### イ 夜間対応型訪問介護

要介護者等が、夜間の定期的な巡回訪問又は通報により介護福祉士等から食事、入浴、排せつなどの介護その他日常生活上の世話を受けることによって、症状が重くなったり、ひとり暮らしになった場合でも、自宅で生活できるように支援を図ります。厚生労働省の想定する事業規模として、人口規模20～30万人で300～400人の利用者を見込んでいるものであるため、本市単独での整備は難しい状況です。

また、隣接市など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

## ウ 認知症対応型通所介護

認知症のある要介護者がデイサービスセンター等に通って食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

### <サービス提供実績>

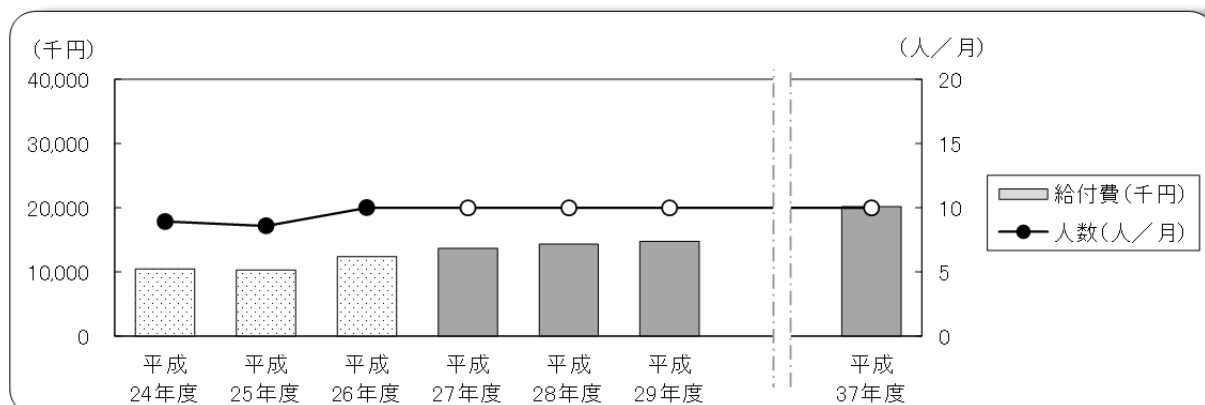
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	10,439	10,301	12,389
サービス利用者数 (人/月)	9	9	10

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	13,628	14,291	14,716	20,183
サービス利用者数 (人/月)	10	10	10	10

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績を踏まえるとともに、認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら、事業を進めてまいります。

## エ 小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者等が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援します。

### <サービス提供実績>

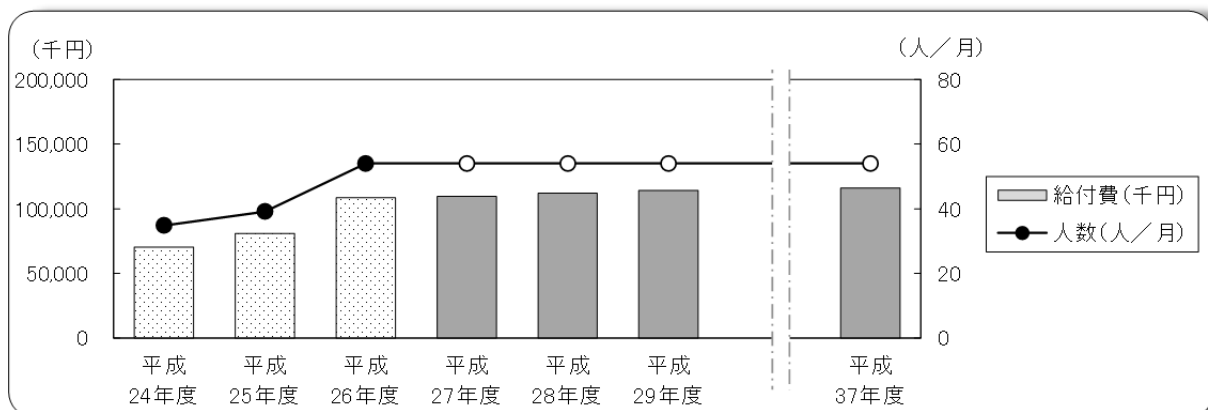
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	70,545	80,888	108,627
サービス利用者数（人／月）	35	39	54

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	109,650	112,161	114,299	116,137
サービス利用者数（人／月）	54	54	54	54

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、在宅生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

## オ 認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が、グループホームにおいて共同生活を行いながら、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けることができます。

### <サービス提供実績>

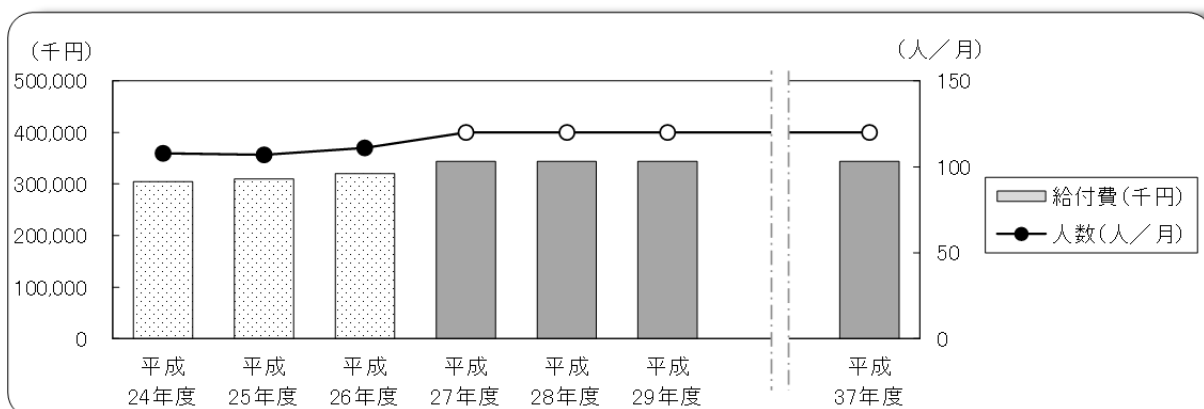
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	304,480	309,854	320,382
サービス利用者数 (人/月)	108	107	111

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	343,908	343,908	343,908	343,908
サービス利用者数 (人/月)	120	120	120	120

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績を踏まえるとともに、認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら、事業を進めてまいります。

## カ 地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののうち、介護専用型（要介護者のみが入居できる）であって、29人以下の規模のものであり、入浴、排せつ、食事等の介護等を中心に行うサービスです。

当面、このサービスの利用はないものと想定しており、第6期計画期間の最終年度（平成29度）における必要利用定員総数についても、0人/月と見込んでいますが、引き続き利用者の動向を把握し、ニーズがあれば今後設置に向けて検討を行うものとします。

## キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

一定規模以下（29人以下）の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

### <サービス提供実績>

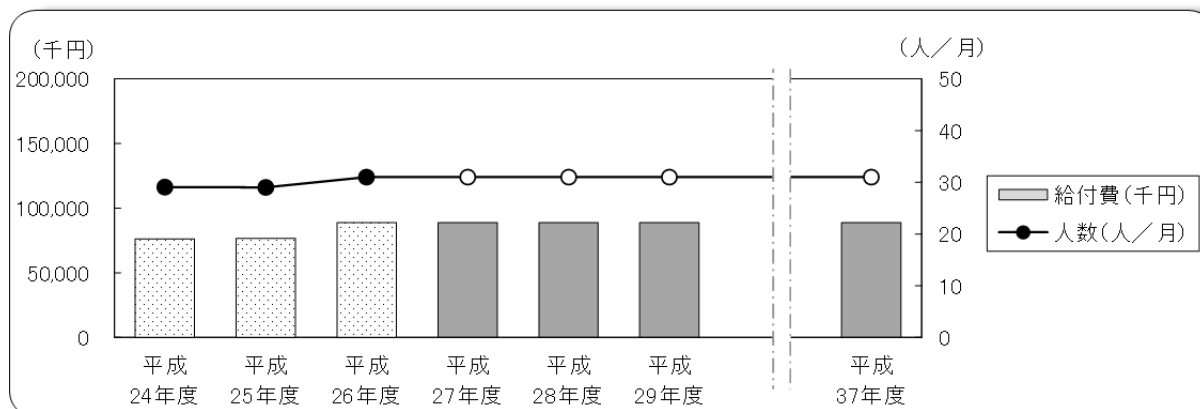
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	76,287	76,856	89,025
サービス利用者数（人／月）	29	29	31

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	89,025	89,025	89,025	89,025
サービス利用者数（人／月）	31	31	31	31

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、適正な提供量の確保を図ります。

## ク 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる一体的に提供するサービスです。ただし、利用者のニーズや参入事業者の動向把握を把握しながら、整備を検討するものとします。



## ケ 地域密着型通所介護（仮称）

従来から提供されていた通所介護ですが、平成28年度から利用定員数が18人以下の事業所を地域密着型通所介護へ移行することになります。

### <サービス提供実績>

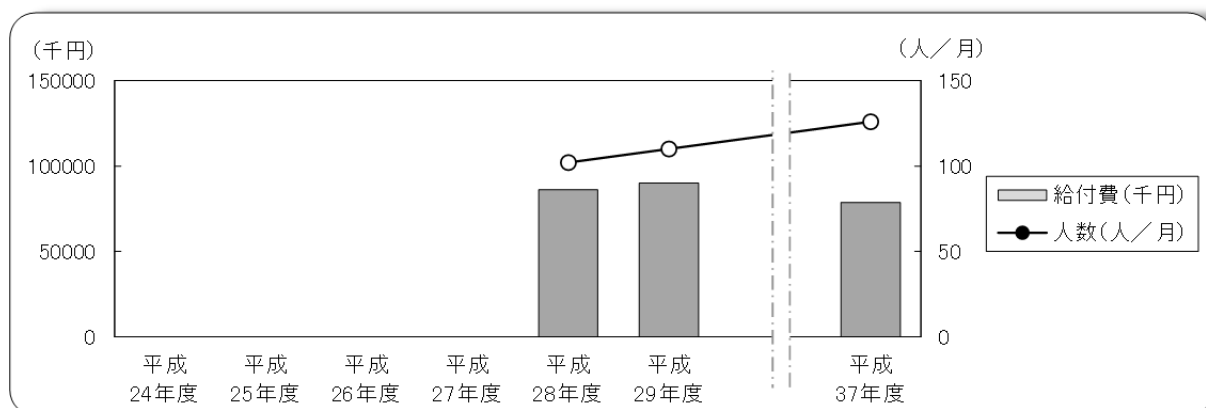
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）			
サービス利用者数（人／月）			

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）		86,115	89,996	78,620
サービス利用者数（人／月）		102	110	126

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

18人以下の通所介護事業所の移行を踏まえて、提供量を見込んでいます。

### ③施設サービス

#### ア 介護老人福祉施設

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所します。介護保険の施設サービス計画にもとづく食事、排せつ、入浴などの介助、日常生活の世話、機能訓練、健康管理などを受けることができます。

##### <サービス提供実績>

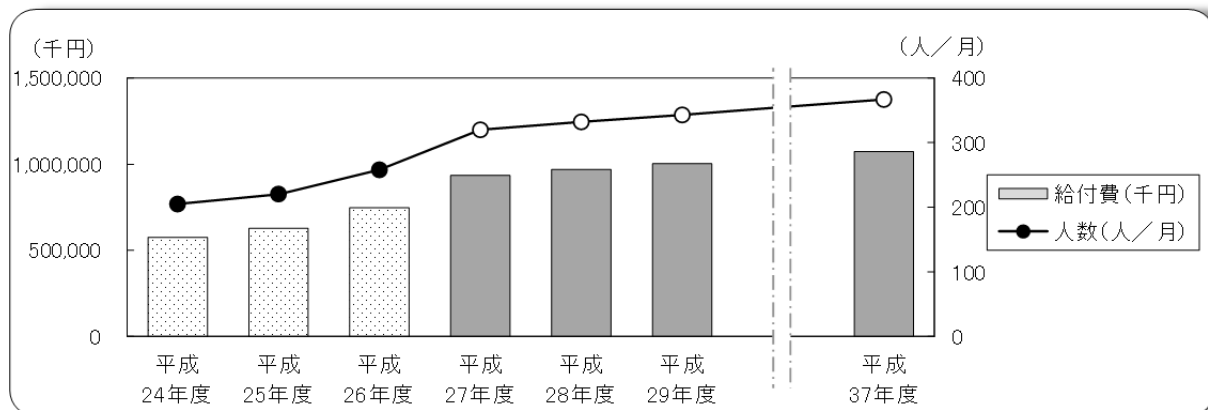
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	575,607	629,131	748,936
サービス利用者数 (人/月)	205	220	258

※平成26年度は見込量

##### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	933,512	969,377	1,002,183	1,073,915
サービス利用者数 (人/月)	320	332	343	367

##### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



#### ■サービス見込量及び確保のための方策

平成27年度の開設 (50床) に加え、市外施設の利用も増加していることを加味して、必要な提供量を見込んでいます。

## イ 介護老人保健施設

症状が安定し、治療より看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービスにもとづく医療、看護、医療管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。

### <サービス提供実績>

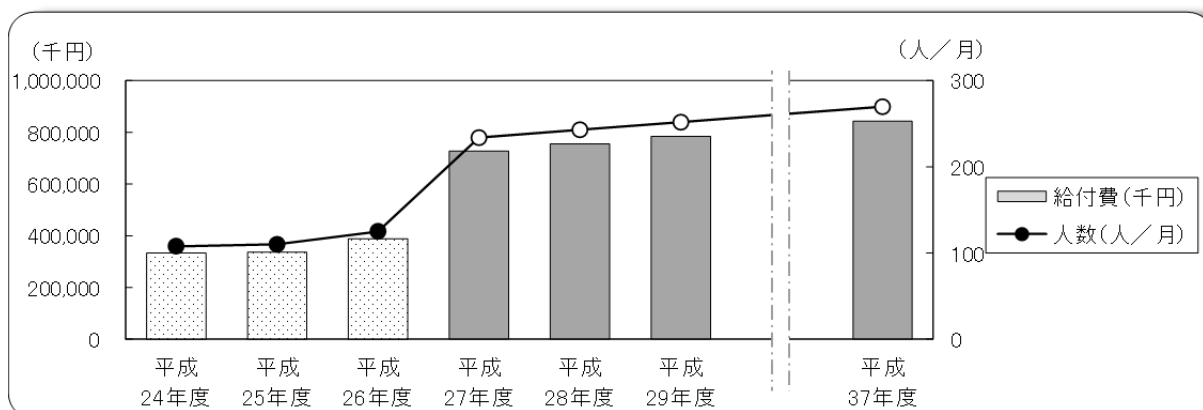
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	333,467	336,709	388,524
サービス利用者数 (人/月)	108	110	125

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	726,983	755,052	784,056	842,675
サービス利用者数 (人/月)	234	243	252	270

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

平成27年度の開設(100床)に加え、市外施設の利用も増加していることを加味して、必要な提供量を見込んでいます。

## ウ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の治療を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。介護保険の施設サービス計画にもとづく医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、その他の世話及び機能訓練などを受けることができます。

### <サービス提供実績>

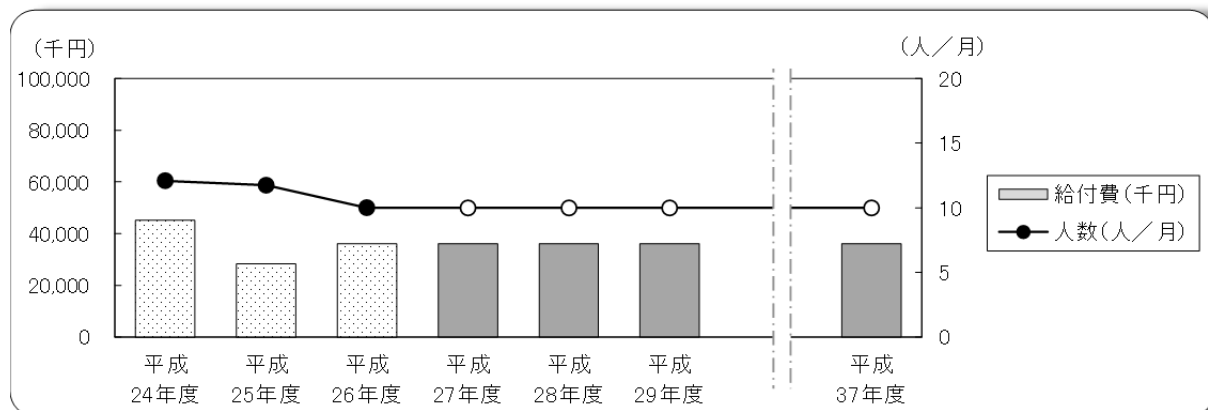
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	45,225	28,310	36,180
サービス利用者数 (人/月)	12	12	10

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	36,180	36,180	36,180	36,180
サービス利用者数 (人/月)	10	10	10	10

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

介護療養型医療施設は将来的に転換され、新規開設が認められないことから、第5期計画期間中の実績を横ばいで推移するものと見込みました。

#### ④居宅介護支援サービス

在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)が、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業者との連絡調整及び介護保険施設等への紹介等を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

##### <サービス提供実績>

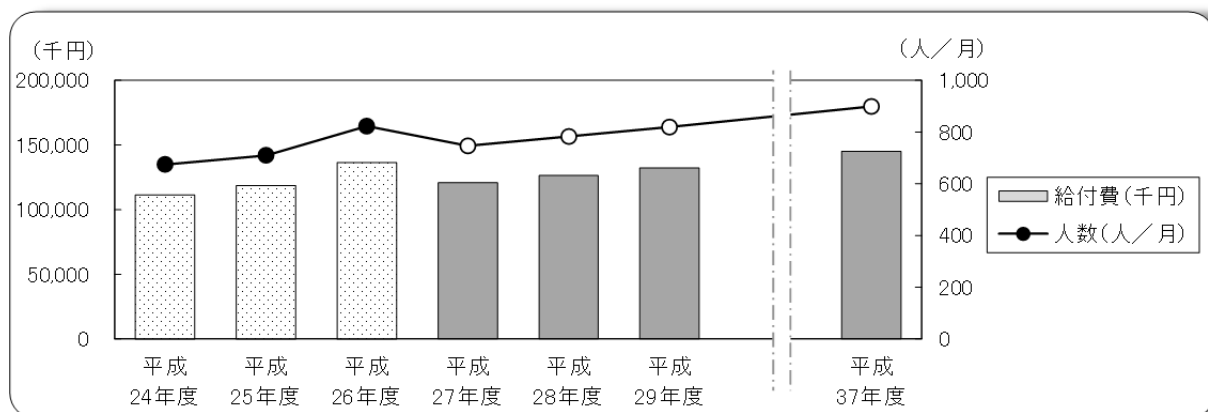
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	111,604	118,745	136,588
サービス利用者数 (人/月)	674	710	823

※平成26年度は見込量

##### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	120,700	126,434	132,392	145,190
サービス利用者数 (人/月)	747	783	820	899

##### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



#### ■サービス見込量及び確保のための方策

要介護者の増加に伴い、提供量も増加するものと見込みました。

また、第5期計画に引き続き介護給付適正化事業を推進することにより、事業者への実地指導等を行い、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員を対象にスキルアップを図るほか、適正な居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されるよう、ケアプランチェックを行っていきます。

## (2) 予防給付

### ①介護予防サービス

#### ア 介護予防訪問介護

介護福祉士や訪問介護員等が要支援者の自宅を訪問して、利用者の身体介護や生活援助を支援し、介護予防を図ります。

##### <サービス提供実績>

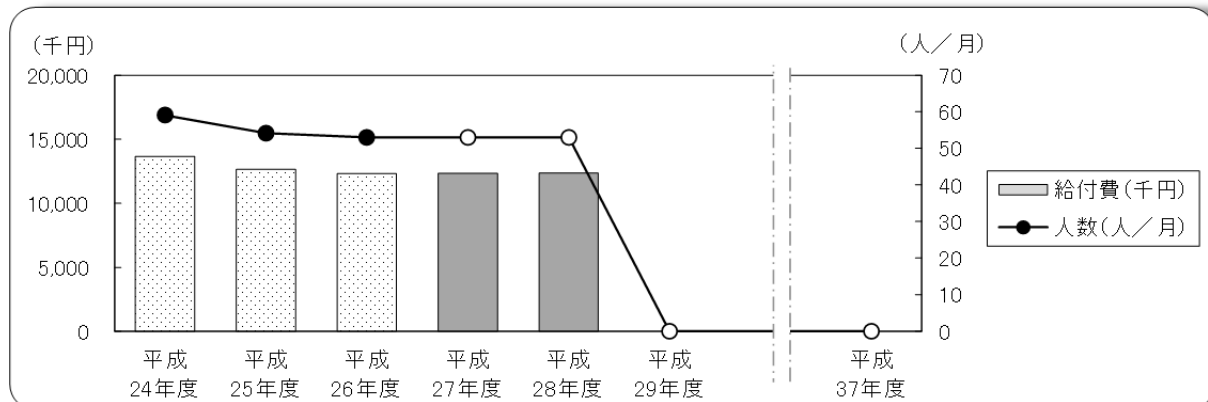
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	13,655	12,620	12,296
サービス利用者数 (人/月)	59	54	53

※平成26年度は見込量

##### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	12,325	12,354		
サービス利用者数 (人/月)	53	53		

##### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



#### ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績は減少傾向にありますが、微増で推移するものと見込みました。

なお、平成29年4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行し（54ページ参照）、総合事業の中で多様なサービスを提供していきます。

## イ 介護予防訪問入浴介護

要支援者が感染症等の理由により、その他の方法で入浴できない場合は、要支援者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴を行い、心身機能の維持・向上を図ります。

### <サービス提供実績>

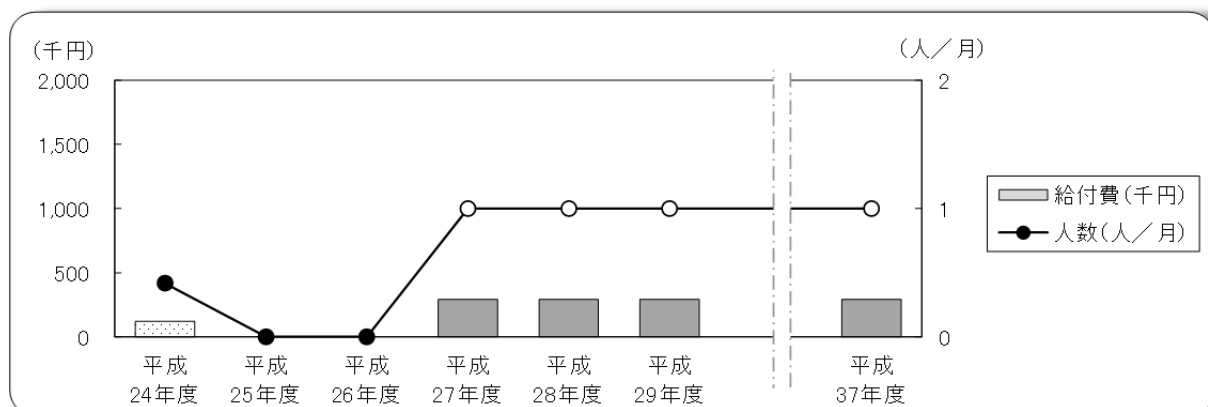
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	121	0	0
サービス利用者数 (人/月)	1	0	0

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	290	290	290	290
サービス利用者数 (人/月)	1	1	1	1

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中はほとんど利用されておりませんが、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加によるサービス利用の可能性を考慮し、平成24年度の実績を参考に提供量を確保しました。

## ウ 介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者の自宅を訪問して、心身機能の低下を防ぐため、療養上の世話などを行います。

### <サービス提供実績>

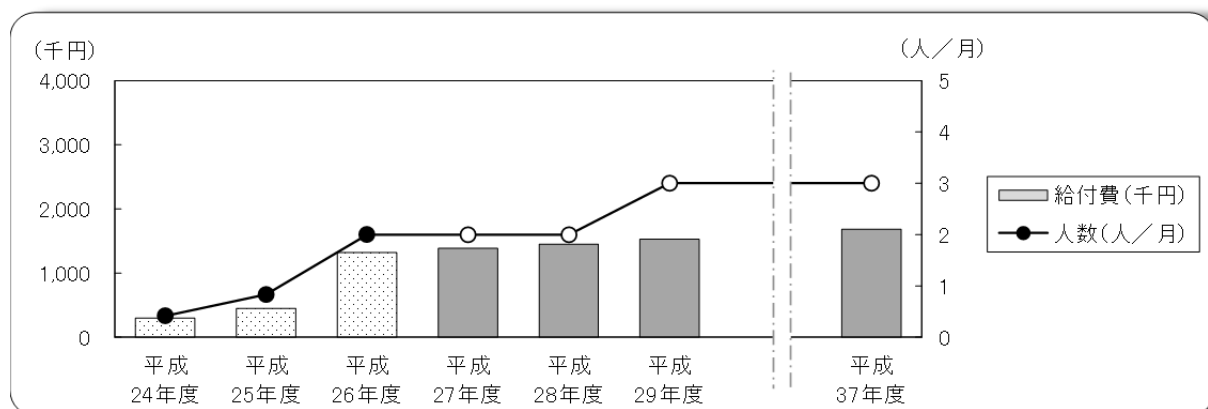
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	297	449	1,318
サービス利用者数 (人/月)	0	1	2

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	1,384	1,453	1,525	1,682
サービス利用者数 (人/月)	2	2	3	3

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績は少なくなっていますが、居宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、提供量確保の方策を検討していきます。



## エ 介護予防訪問リハビリテーション

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行います。

### <サービス提供実績>

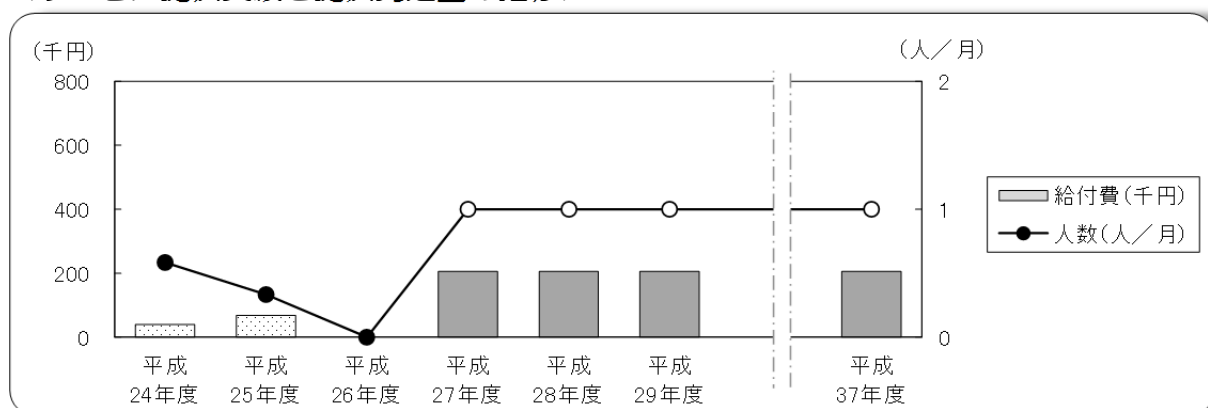
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	39	68	0
サービス利用者数 (人/月)	1	1	0

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	205	205	205	205
サービス利用者数 (人/月)	1	1	1	1

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績は少なくなっていますが、介護予防を重視する観点からサービス利用の可能性を考慮し、平成24年度～平成25年度の実績を参考に提供量を確保しました。

## オ 介護予防居宅療養管理指導

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などにより薬の飲み方、食事などの療養上の管理、指導を受けることによって、介護予防を図ります。

### <サービス提供実績>

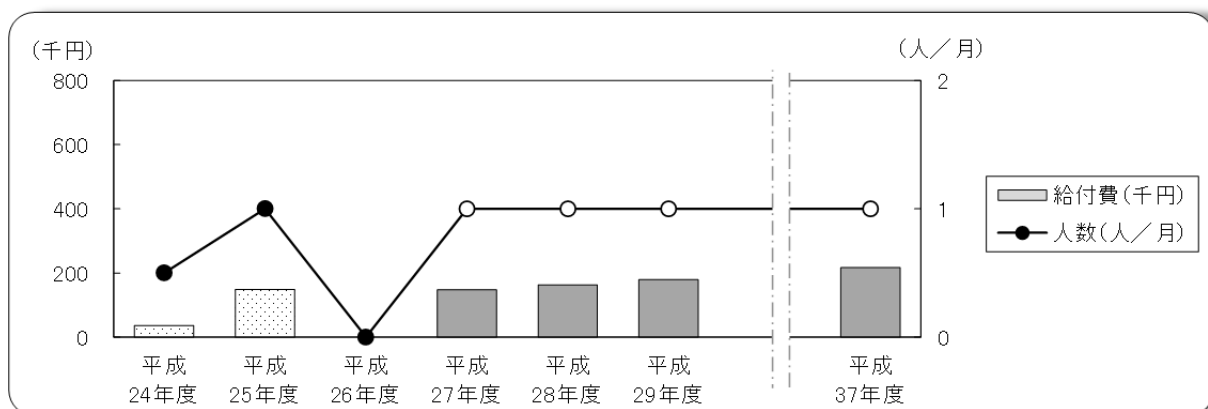
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	36	148	0
サービス利用者数 (人/月)	1	1	0

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	148	163	179	217
サービス利用者数 (人/月)	1	1	1	1

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績は少なくなっていますが、在宅における健康管理の充実の観点からサービス利用の可能性を考慮し、平成24年度～平成25年度の実績を参考に提供量を確保しました。

## カ 介護予防通所介護

要支援者が介護予防通所事業所において、入浴・食事の提供とその介護の他、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動器の機能向上等の機能訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

### <サービス提供実績>

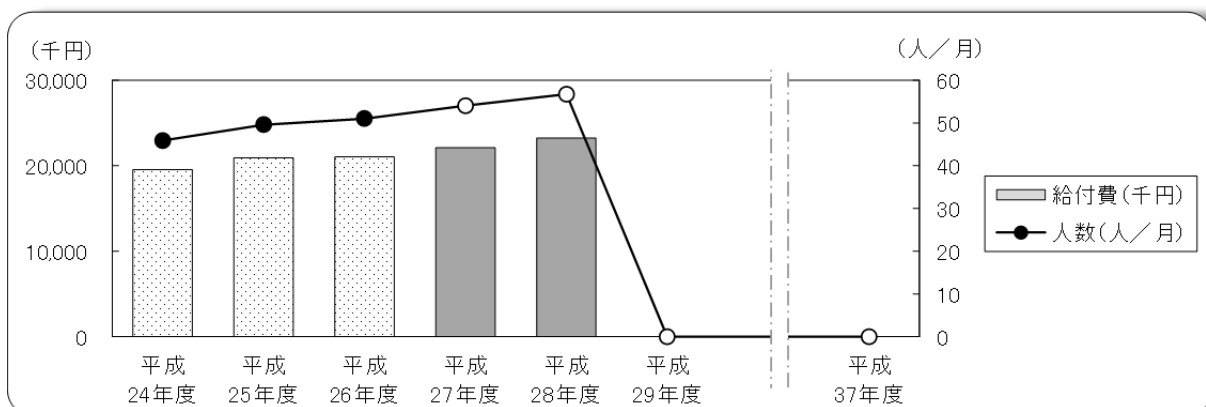
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	19,538	20,932	21,028
サービス利用者数 (人/月)	46	50	51

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	22,093	23,222		
サービス利用者数 (人/月)	54	57		

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績はおおむね横ばいで推移しており、微増で推移するものと見込みました。

なお、平成29年4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行し（54ページ参照）、総合事業の中で多様なサービスを提供していきます。

## キ 介護予防通所リハビリテーション

要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、当該施設において一定期間にわたり介護予防を目的とした理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることによって、介護予防を図ります。

### <サービス提供実績>

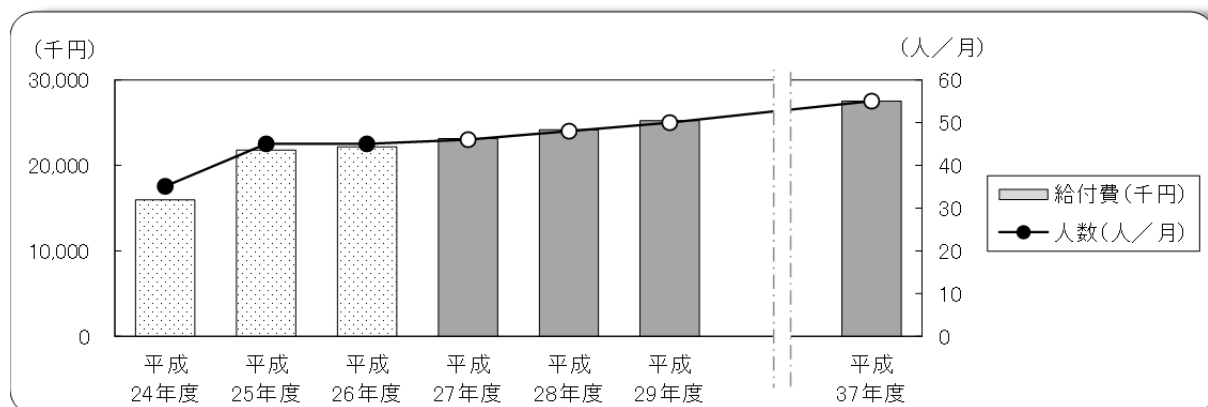
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	15,950	21,746	22,132
サービス利用者数 (人/月)	35	45	45

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	23,103	24,122	25,192	27,496
サービス利用者数 (人/月)	46	48	50	55

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

年により利用の変化が大きなサービスですが、第5期計画期間中の実績を踏まえるとともに、介護予防を重視する観点から、提供量が微増で推移するものと見込みました。

## ク 介護予防短期入所生活介護

要支援者が特別養護老人ホーム等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

### <サービス提供実績>

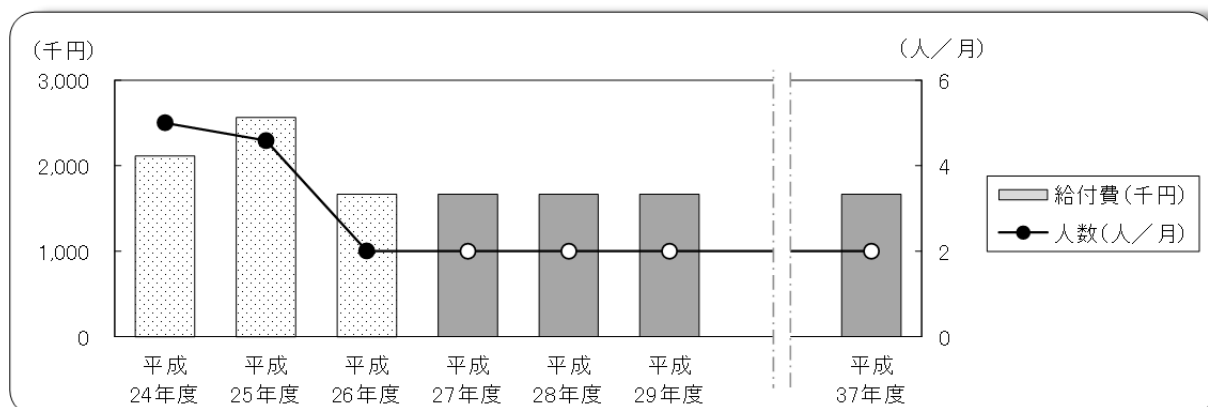
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	2,115	2,563	1,666
サービス利用者数 (人/月)	5	5	2

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	1,666	1,666	1,666	1,666
サービス利用者数 (人/月)	2	2	2	2

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績は減少傾向にありますが、横ばいで推移するものと見込み、施設等と連携して提供量を確保します。

## ケ 介護予防短期入所療養介護（老健）

要支援者が介護老人保健施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

### <サービス提供実績>

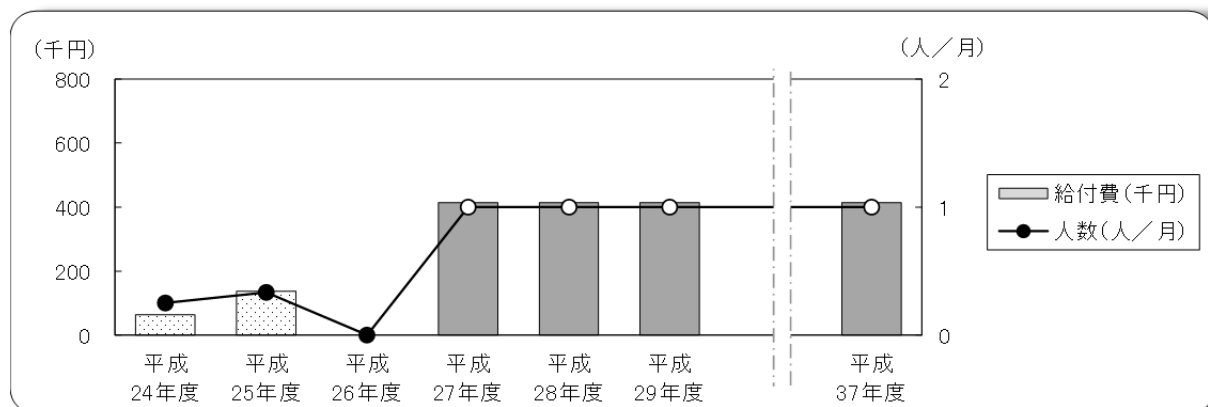
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	64	138	0
サービス利用者数（人／月）	1	1	0

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	414	414	414	414
サービス利用者数（人／月）	1	1	1	1

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績は少なくなっていますが、施設整備によりサービスの利用がある可能性を考慮し、横ばいで推移するものと見込みました。

## コ 介護予防短期入所療養介護（病院等）

要支援者が介護療養型医療施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

### ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績はなく、介護療養型医療施設は将来的に転換されることから、特段提供量は見込んでおりません。

## サ 介護予防福祉用具貸与

要支援者が、介護予防に資する福祉用具の貸与を受け、これを利用することによって介護予防を図ります。

### <サービス提供実績>

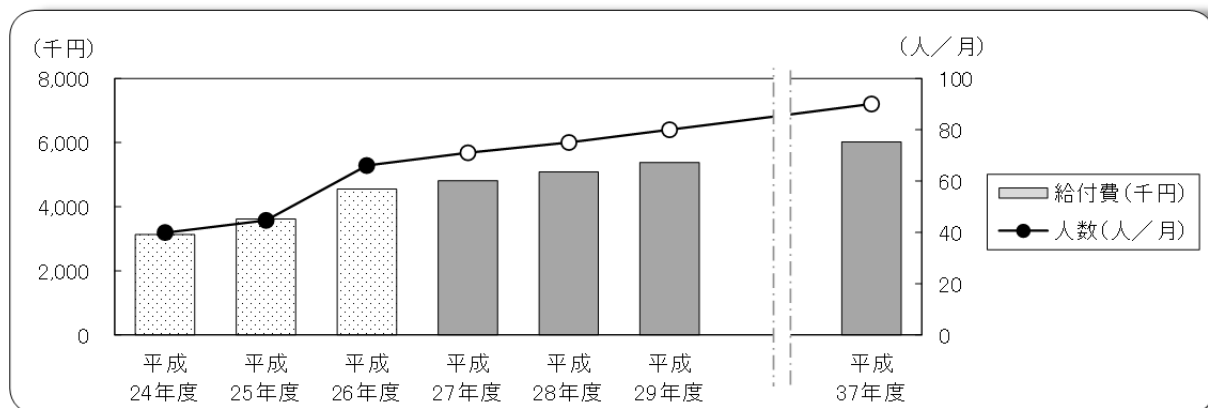
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	3,132	3,613	4,550
サービス利用者数（人／月）	40	45	66

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	4,809	5,084	5,376	6,018
サービス利用者数（人／月）	71	75	80	90

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



### ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中での実績も伸びており、また、今後も利用が増える見込まれることから、提供量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

## シ 特定介護予防福祉用具購入費

要支援者の心身機能の状態を踏まえ、介護予防に資する入浴または排せつ等に用いる福祉用具の費用を支給します。

### <サービス提供実績>

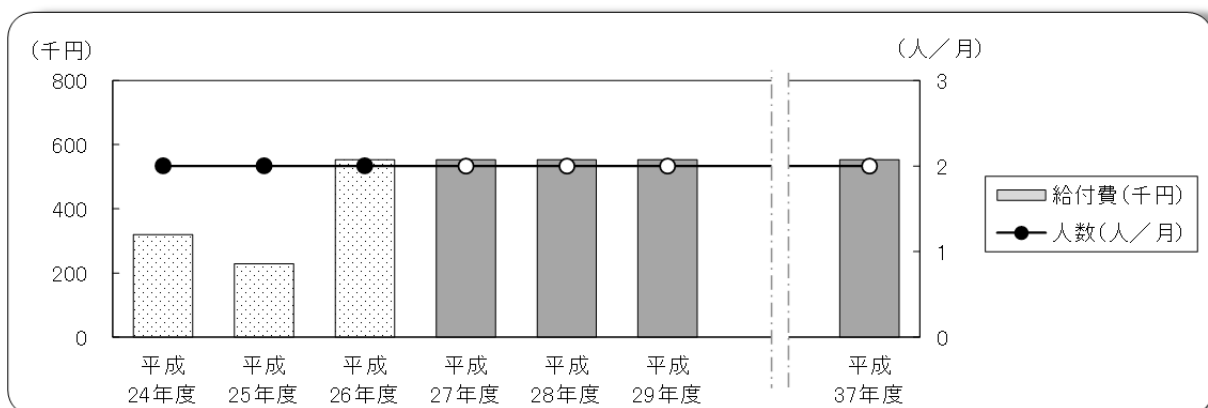
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	320	229	553
サービス利用者数 (人/月)	2	2	2

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	553	553	553	553
サービス利用者数 (人/月)	2	2	2	2

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

利用者数は大きく伸びていないことから、第5期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な用具の利用を図っていきます。



## ス 介護予防住宅改修

在宅の要支援者が、手すりや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅支援住宅改修費を支給します。

### <サービス提供実績>

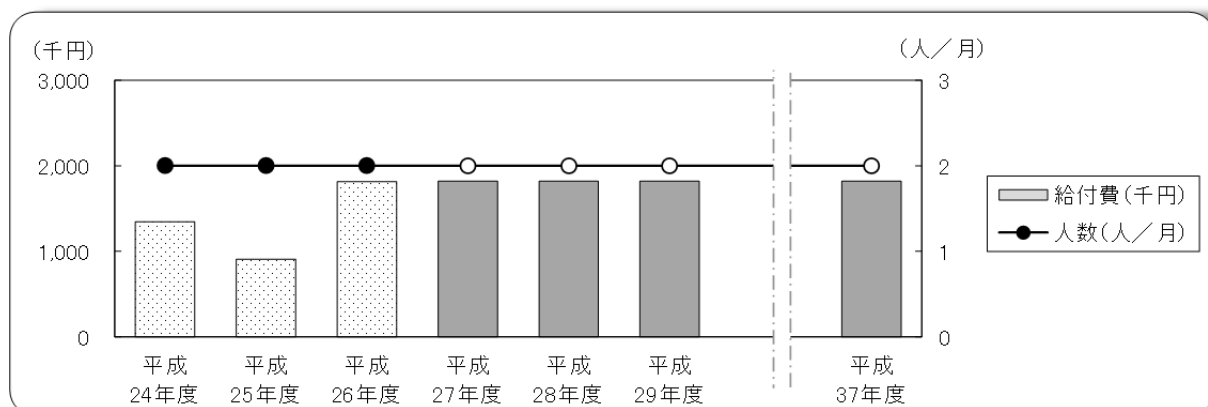
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	1,344	909	1,817
サービス利用者数 (人/月)	2	2	2

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	1,817	1,817	1,817	1,817
サービス利用者数 (人/月)	2	2	2	2

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

利用者数は大きく伸びていないことから、第5期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図ります。

また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

## セ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなど特定施設に入居している要支援者が、期間を区切って集中的に日常生活を想定しながら、心身機能の低下を防ぐことを目的とし、運動器の機能向上などの機能訓練を中心に行うことによって、介護予防を図ります。

### <サービス提供実績>

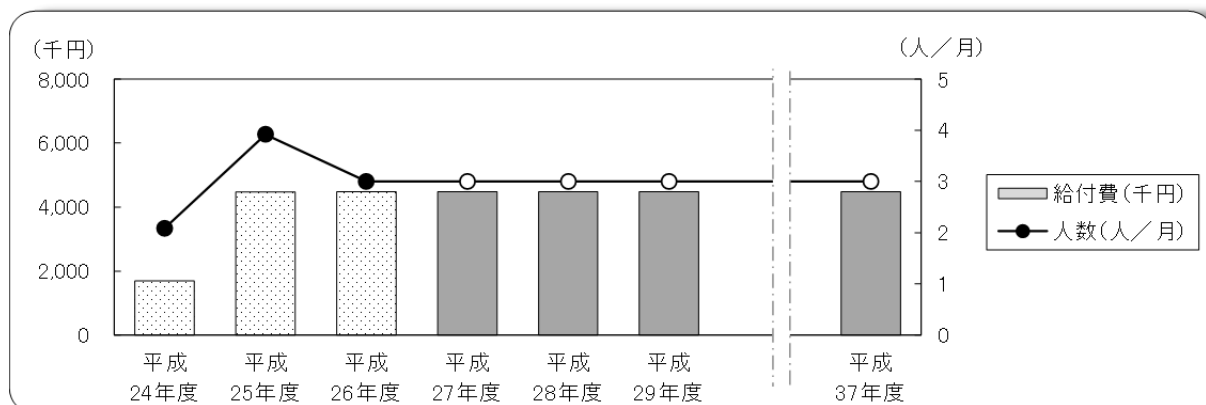
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	1,694	4,472	4,484
サービス利用者数 (人/月)	2	4	3

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	4,484	4,484	4,484	4,484
サービス利用者数 (人/月)	3	3	3	3

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

サービスの性質上、月により利用者数の変動のあるサービスですが、今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正な提供量の確保を図ります。

## ②地域密着型介護予防サービス

### ア 介護予防認知症対応型通所介護

通所施設において、軽度の認知症にある方であって、日常生活を想定しながら、短期集中的に、心身機能の低下を防ぐために運動器の機能向上などの機能訓練を中心に行います。

#### <サービス提供実績>

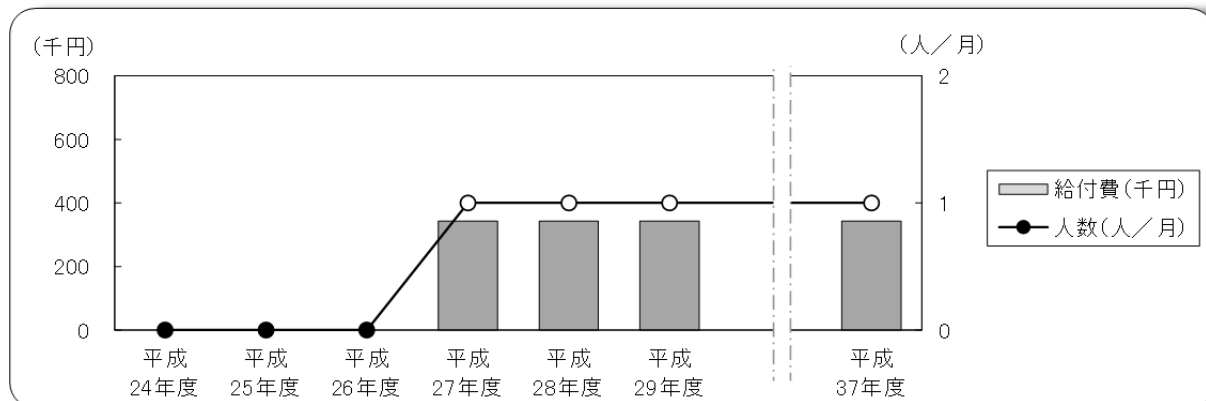
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	0	0	0
サービス利用者数 (人/月)	0	0	0

※平成26年度は見込量

#### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	343	343	343	343
サービス利用者数 (人/月)	1	1	1	1

#### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



### ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績はありませんが、認知症施策を充実する観点から若干の提供量を見込み、認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら対応を検討します。

なお、事業者には、認知症ケアの質の向上について、県等が実施する認知症研修への参加を勧めます。

## イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、入浴・排せつ・食事等の介護のほか、運動器の機能向上等の機能訓練を行います。

### <サービス提供実績>

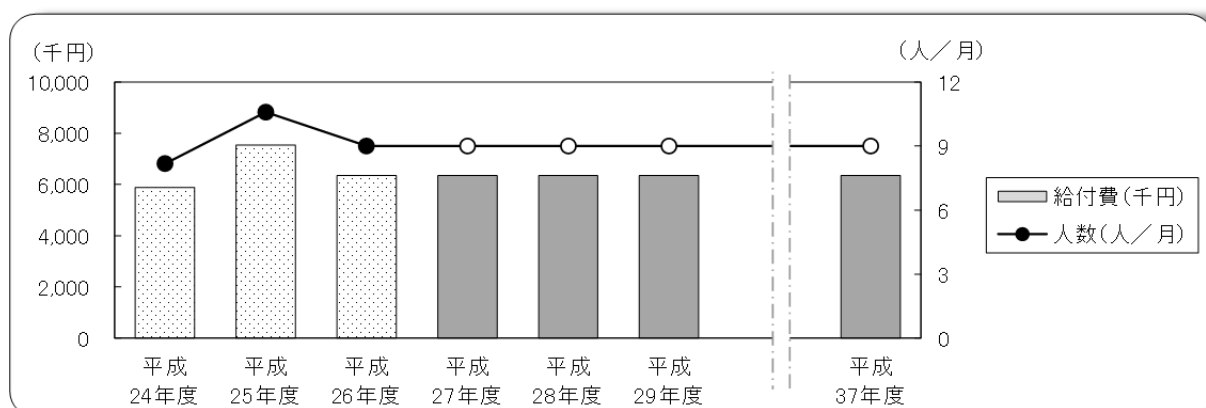
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	5,890	7,547	6,350
サービス利用者数 (人/月)	8	11	9

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	6,350	6,350	6,350	6,350
サービス利用者数 (人/月)	9	9	9	9

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、横ばいで推移するものと見込み、在宅生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

## ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

軽度の認知症の方が、共同で生活できる場で、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

### <サービス提供実績>

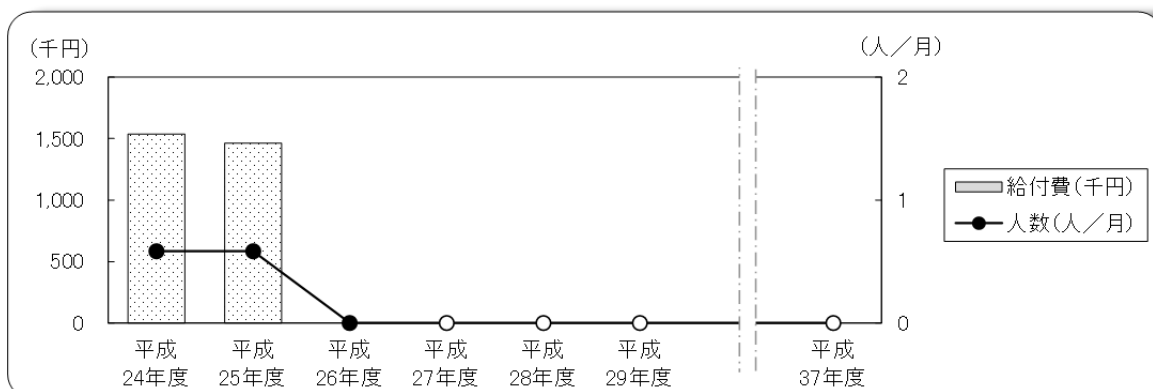
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量（千円）	1,536	1,461	0
サービス利用者数（人／月）	1	1	0

※平成26年度は見込量

### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量（千円）	0	0	0	0
サービス利用者数（人／月）	0	0	0	0

### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



## ■サービス見込量及び確保のための方策

第5期計画期間中はほとんど利用されず、平成26年度には皆無でした。また、サービスの性質上、介護給付での提供量を見込むこととし、予防給付での提供量は見込んでおりません。

## エ 介護予防地域密着型通所介護（仮称）

従来から提供されていた介護予防通所介護ですが、平成28年度から利用定員数が18人以下の事業所を地域密着型通所介護へ移行することになります。

ただし、平成29年4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行しすることから（54ページ参照）、総合事業の中で多様なサービスを提供していきます。

### ③介護予防支援

要支援者が、予防給付サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師が中心となって、介護予防サービス計画の作成や、介護予防サービス事業者との調整などを行います。

#### <サービス提供実績>

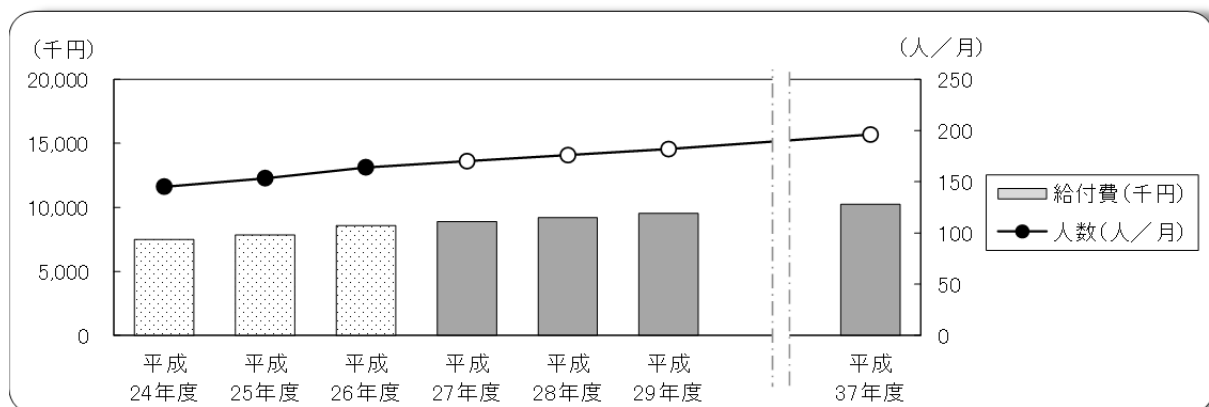
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	7,513	7,866	8,600
サービス利用者数 (人/月)	145	153	164

※平成26年度は見込量

#### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	8,894	9,203	9,527	10,225
サービス利用者数 (人/月)	170	176	182	196

#### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



#### ■サービス見込量及び確保のための方策

要支援者の伸びに合わせて、提供量も推移すると見込みました。

なお、要支援者の状態を適切に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントが行われるよう、計画作成者のスキルアップを図っていきます。

### (3) 市町村特別給付

市町村特別給付は、要介護者又は要支援者に対して、市町村が条例で定める市町村独自の保険給付であり、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資することを目的としたものです。

本市では、特殊浴室介護事業を独自サービスとして実施します。

#### ①特殊浴室介護事業

介護保険の認定を受けた方で、寝たきりなどの理由により家庭での入浴が困難な方を対象に、特殊入浴室において車イスのまま入浴できるサービスを提供し、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

##### <サービス提供実績>

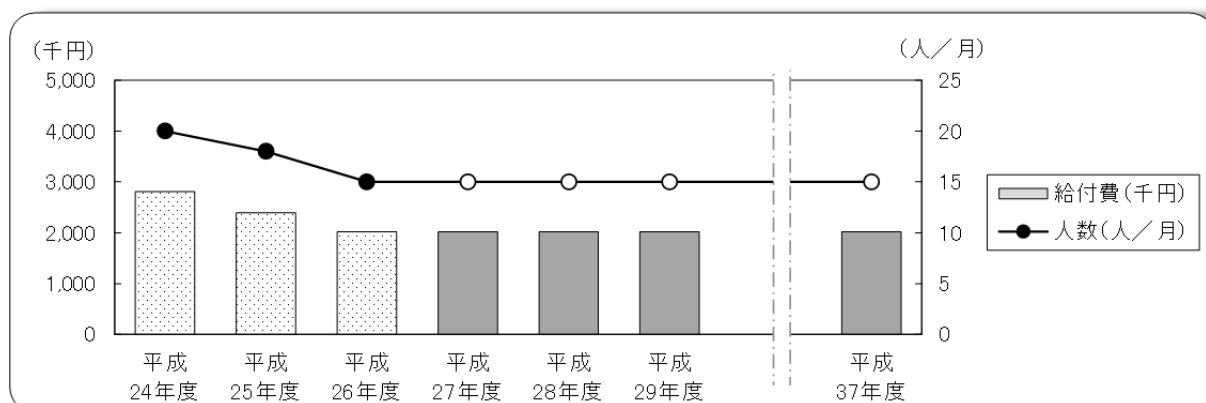
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量 (千円)	2,812	2,396	2,018
サービス利用者数 (人/月)	20	18	15

※平成26年度は見込量

##### <サービス提供見込量>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
サービス提供量 (千円)	2,018	2,018	2,018	2,018
サービス利用者数 (人/月)	15	15	15	15

##### <サービス提供実績と提供見込量の推移>



#### ■サービス見込量及び確保のための方策

やや減少傾向にありますが、提供量もおおむね横ばいで推移すると見込み提供量確保の方策を検討していきます。

## 4 給付費等の見込み

※給付費は、今後、介護報酬の改訂や算定に必要な諸係数等の提示があるため、変動します。

### (1) 総給付費の見込み

第6期介護保険事業計画における介護給付費及び予防給付費の見込みは以下のとおりです。

介護給付費と予防給付費の合計が総給付費となりますが、第6期計画期間中の推移はおおむね前年比約2～3%台で推移すると見込まれます。

#### 【介護給付費】

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
<b>(1) 居宅サービス</b>				
訪問介護	101,353	106,434	111,406	170,999
訪問入浴介護	12,912	13,886	14,532	18,982
訪問看護	16,735	18,360	20,044	35,463
訪問リハビリテーション	3,393	3,902	3,907	7,674
居宅療養管理指導	5,156	5,439	5,671	6,070
通所介護	276,743	200,936	209,990	183,446
通所リハビリテーション	210,727	212,608	214,337	181,432
短期入所生活介護	190,110	194,918	197,549	131,050
短期入所療養介護（老健）	52,523	56,366	60,058	118,017
短期入所療養介護（病院等）	3,774	4,380	4,985	9,828
福祉用具貸与	70,161	72,537	75,249	79,780
特定福祉用具購入費	3,195	3,369	3,526	3,770
住宅改修費	6,548	6,683	6,656	6,673
特定施設入居者生活介護	37,898	37,898	37,898	37,898
<b>(2) 地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	13,628	14,291	14,716	20,183
小規模多機能型居宅介護	109,650	112,161	114,299	116,137
認知症対応型共同生活介護	343,908	343,908	343,908	343,908
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89,025	89,025	89,025	89,025
複合型サービス	0	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）		86,115	89,996	78,620
<b>(3) 施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	933,512	969,377	1,002,183	1,073,915
介護老人保健施設	726,983	755,052	784,056	842,675
介護療養型医療施設	36,180	36,180	36,180	36,180
<b>(4) 居宅介護支援</b>				
	120,700	126,434	132,392	145,190
合計	3,364,814	3,470,259	3,572,563	3,736,915

※ 端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。



## 【予防給付費】

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問介護	12,325	12,354	0	0
介護予防訪問入浴介護	290	290	290	290
介護予防訪問看護	1,384	1,453	1,525	1,682
介護予防訪問リハビリテーション	205	205	205	205
介護予防居宅療養管理指導	148	163	179	217
介護予防通所介護	22,093	23,222	0	0
介護予防通所リハビリテーション	23,103	24,122	25,192	27,496
介護予防短期入所生活介護	1,666	1,666	1,666	1,666
介護予防短期入所療養介護（老健）	414	414	414	414
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,809	5,084	5,376	6,018
特定介護予防福祉用具購入費	553	553	553	553
介護予防住宅改修	1,817	1,817	1,817	1,817
介護予防特定施設入居者生活介護	4,484	4,484	4,484	4,484
(2) 地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	343	343	343	343
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,350	6,350	6,350	6,350
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護（仮称）		0	0	0
(3) 介護予防支援	8,894	9,203	9,527	10,225
合計	88,878	91,723	57,921	61,760

## 【総給付費（介護給付費＋予防給付費）】

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
総給付費	3,453,692	3,561,982	3,630,484	3,798,675
伸び率	—	3.14	1.92	—

※ 端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

## (2) 介護保険標準給付費見込額

介護保険サービスの給付のために必要な年間費用を「標準給付費見込額」といいます。標準給付費見込額の内訳は、利用者の1割または2割負担を除いた総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料を加えたものです。

平成27年度から平成29年度の第6期計画期間における標準給付費は、約114億円と見込まれます。

### 【介護保険標準給付費見込額】

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費	3,694,295	3,816,653	3,904,596	10,646,158
特定入所者介護サービス費等給付額	164,012	173,601	186,854	524,467
高額介護サービス費等給付額	60,122	63,638	68,496	192,256
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,631	14,427	15,529	43,587
算定対象審査支払手数料	2,838	3,004	3,234	9,076
標準給付費見込額	3,767,175	3,878,824	3,979,170	11,415,544

※ 端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

## (3) 地域支援事業費見込額

第6期計画期間における地域支援事業費は、約3億9千万円と見込まれます。

### 【地域支援事業費見込額】

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	36,746	45,840	46,966	129,552
包括的支援事業・任意事業費	83,553	86,059	87,780	257,392
地域支援事業費見込額	120,299	131,900	134,746	386,944

※ 端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

## 5 基準月額介護保険料の算出

### (1) 第6期保険料設定に関する変更点

第6期計画期間における第1号被保険者の保険料設定にあたっては、以下の点が変更となりました。

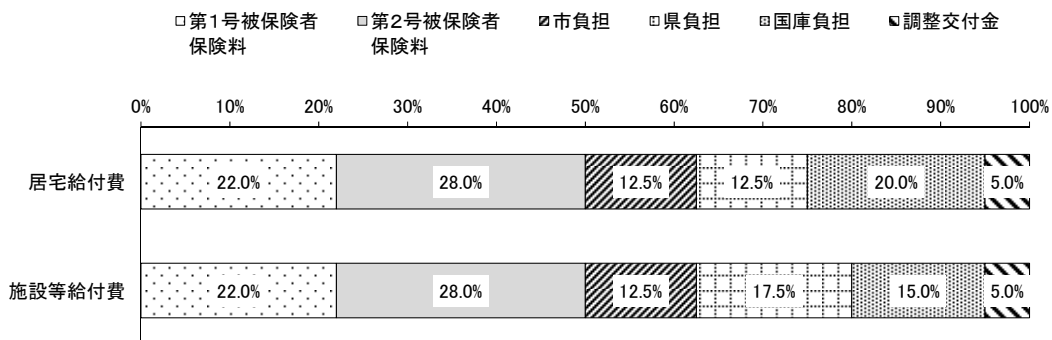
#### ①第1号被保険者の負担割合の変更

介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料（50%）と、国・都道府県・市町村の公費（50%）でまかなわれています。

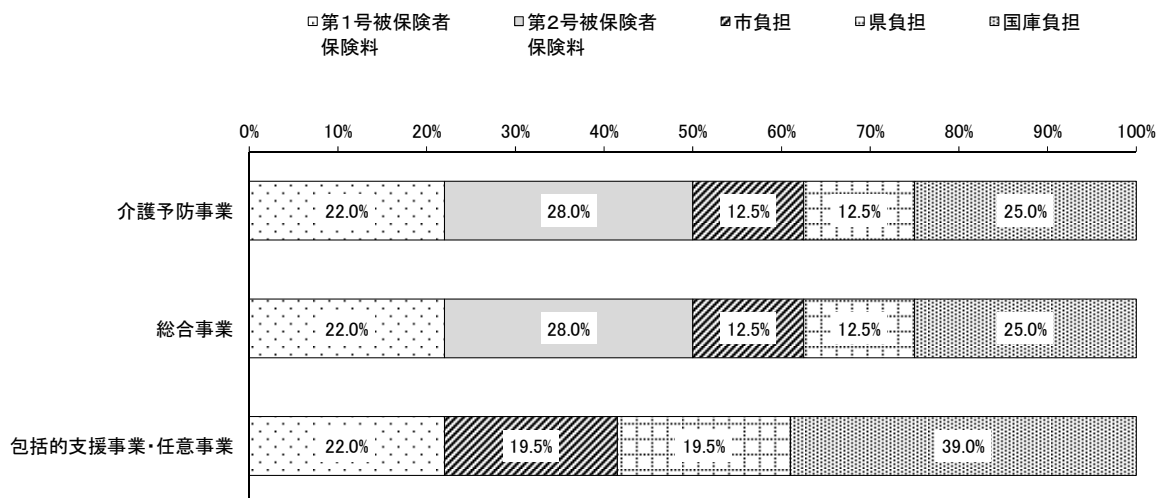
第6期においては、介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者の負担割合が、21%から22%に変更されました。

これにより、第2号被保険者の負担割合は、29%から28%に変更されました。

【介護保険標準給付費の負担割合】



【地域支援事業費の負担割合】



## ②公費による保険料軽減の強化

国の制度の見直しにより非課税世帯については保険料の減免を行い、減免分を国などが負担することにより、低所得者の保険料の負担が軽減されることとなりました。

### (2) 第6期における第1号被保険者保険料額

平成27年度から平成29年度の第6期計画期間における、標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の合計は約●億円です。これに、市町村特別給付費を加味し、保険料収納率の見込みなどを踏まえて算定した第1号被保険者の保険料基準額（第5段階の被保険者の保険料額）は●円（月額）となります。（第5期は4,650円）

また、介護給付費準備基金の取り崩しにより、保険料の軽減を図っています。

試算中

### (3) 所得階層別保険料の月額

介護保険給付費の約22%を第1号被保険者が所得段階に応じて保険料として負担することになります。なお、第5段階が第1号被保険者の保険料基準額（1.00倍）となります。

全体の所得段階区分を●段階設定とします。

試算中

## 第7章 推進体制



# 第7章 推進体制

## 1 推進体制の整備

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関、地域、教育・経済等の各団体との連携が欠かせないものになります。

したがって、関係者や市民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

### (1) 行政の連携強化

本計画は、保健・福祉・医療・介護の領域を中心に多岐にわたる施策に対して、一体的に取り組むことが必要となっています。

高齢者に関連する施策を担当する課も複数にまたがっており、各施策の整合性を図り、効率的な計画推進を行うためにも、一層庁内の横の連携を密にし、情報や目的を共有して取り組んでいきます。

また、国や県の動向にも注意し、計画推進に反映させていくとともに、広域に関わる問題や、国・県の協力を必要とする問題については、迅速に対応することができるように、連携を強化していきます。

### (2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うとともに、平成29年4月から開始する介護予防・生活支援総合事業へスムーズに移行し、市民にとって効果的な介護予防・生活支援の事業を展開するためには、市内外の多様な関連施設・機関の協力や、民生委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。そのほかにも、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関、教育機関など、多様な団体、機関との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るためには、関係者が必要とする情報を共有できるように情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなど、本市を基点とした協力体制づくりに取り組んでいきます。

### (3) 市民の参画と協働

介護保険事業の円滑な実施と、保健・福祉・医療サービスの提供を実現しつつ、健やかな福祉社会を実現していくために、高齢者をはじめとする市民の声を聞き、よりよいサービスを育てていくと同時に、ボランティアをはじめとする地域のさまざまな個人・団体との参画を募り、協働の仕組みづくりを進めていきます。

## 2 人材の育成

高齢者福祉施策及び介護保険事業のサービス提供に携わる人材の確保・質の向上を図ることがより一層重要となっています。特に介護保険制度において重要な役割を果たすケアマネジャー・介護職員・認定調査員・介護認定審査会委員については、それぞれの専門知識を高めるとともに、人権尊重といった観点や、医療機関との連携の強化などに関連する相談や研修体制を活性化し、人材の質的向上を図ります。

## 3 計画の適正な運営

### (1) 計画の進捗状況の点検・評価

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に進めていくためには、市民の意見・要望を十分に反映しながら、社会情勢や高齢者ニーズの変化、事業の実施及び進捗状況の把握を行なった上で評価や見直しを行い、状況に適した施策を展開できる体制が求められます。

本計画の進捗状況の点検と評価については、計画策定の中心となった「小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、次期計画策定時に総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

そして、その評価を基礎にしつつ、制度改正や社会情勢の変化等も考慮しながら必要な見直しを行うとともに、次期計画の取組みに反映させていきます。

### (2) 正確・公平な要介護認定の調査

要介護認定の調査については原則として市町村が実施するものとし、要介護認定調査における正確性・公平性の確保に努めていきます。